

児 童 生 徒 指 導

の 手 引 き

改訂版

事 例

原因・背景

対 応

用語・関連法規

コラム

1 対教師暴力

2 生徒間暴力・対人暴力

3 器物損壊

4 いじめ(ネット上のいじめ)

5 ネット上のトラブル

6 校内の盗難

7 家出・行方不明

8 不良行為

9 性非行(性犯罪被害)

10 性的な加害・被害事案

11 児童虐待

12 薬物乱用

13 いわゆる「学級崩壊」

14 不登校

15 自殺(未遂)

16 特別な教育的支援が必要な
児童生徒への対応

17 不審者の学校侵入

18 不審者情報に対する対応

19 事故発生時の対応

20 屋外生活者への迷惑行為

21 ケース会議の開催

22 緊急支援について(心のケア)

平成27年3月 横浜市教育委員会

発刊に寄せて

平成21年に本市「児童・生徒指導の手引き」が発刊されて、6年が経ちました。この6年間にはスマートフォンの普及やインターネットに係る様々なサービスの拡大など、子どもを取り巻くネット環境の急速な変化にともないネット上のいじめ等の新たな課題が生じるとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるなど子どもの貧困の問題も深刻化してきました。

また、体罰やいじめ、不登校について重篤な事案が発生し、全国調査の実施や法律の施行が行われるなど、社会的に大きな問題となりました。

平成25年度、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本市の暴力行為の発生状況は4,138件と前年比約28%増となり、特に小学校では約60%増となりました。いじめの認知件数では3,233件で前年比約6%減少したものの過去5年間の中では、高い数値を示しています。また、不登校児童生徒数は、3,411人と前年比約3%増加となり、4年ぶりに増加に転じるなど、いじめ、暴力、不登校は、依然として児童生徒指導上の最重要課題です。

本市では、これまで児童生徒指導上の課題の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、貧困や格差の問題、虐待、発達課題、有害環境など児童生徒を取り巻く様々な問題が複雑に絡み合っていると考え、事案への迅速な対応とともに、未然防止の取組が重要と捉え、取り組んできました。

平成16年の「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」の締結や平成17年の「児童・生徒指導上の諸問題緊急対策プロジェクト報告<12のアクション>」の策定をはじめ、近年では児童支援専任教諭の全小学校への配置、小中一貫型のカウンセラー配置の推進、横浜市いじめ防止基本方針の策定など課題解決に向けた様々な取組を進めています。

この度は、6年前に、教育実践の第一線に立ち、様々な課題を抱える子どもたちと丁寧に向き合ってきた児童指導担当教諭や生徒指導専任教諭の貴重な実践記録を大切にしながら作成された、「児童・生徒指導の手引き」をベースに、内容の一部を刷新するとともに、新たに項目を増やすなど、学校現場の先生方が児童生徒指導のハンドブックとして活用できるよう改訂しています。本冊子が子どもたちの豊かな成長を支援する児童生徒指導の一助になればと願っています。

平成27年3月

横浜市教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長

山川 伸二

目次

事例別対応編

事例別対応編では、児童生徒の問題行動や児童・生徒指導上の今日的な課題等の中で、学校が対応を求められている特に代表的な22の項目(新しく6項目を追加)について取りあげました。各項目は、基本的に【事例】【原因・背景】【対応】(基本方針・本人への対応・保護者との協力・専門機関との連携)の3部構成です。また、それぞれの項目に、関連する用語や法規等、あるいはコラムなどを掲載し、学校が社会的に問われる視点からも理解が得られるよう工夫してあります。

1	対教師暴力	4
2	生徒間暴力・対人暴力	13
3	器物損壊	17
4	いじめ(ネット上のいじめ)	21
5	ネット上のトラブル	31
6	校内の盗難	36
7	家出・行方不明	40
8	不良行為	44
9	性非行(性犯罪被害)	48
10	性的な加害・被害事案	56
11	児童虐待	62
12	薬物乱用	68
13	いわゆる「学級崩壊」	72
14	不登校	77
15	自殺(未遂)	84
16	特別な教育的支援が必要な児童生徒への対応	91
17	不審者の学校侵入	101
18	不審者情報に対する対応	106
19	事故発生時の対応	109
20	屋外生活者への迷惑行為	118
21	ケース会議の開催	124
22	緊急支援について(心のケア)	131

用語・法規等(主なもの)

■ 改正少年法のポイント	10
■ 警察への捜査情報の提供（刑事訴訟法第197条）	10
■ 警察への調査情報の提供（少年法第6条）	10
■ 公務員の告発義務（刑事訴訟法第239条）	10
■ 個人情報の目的外使用の禁止（横浜市個人情報の保護に関する条例第10条）	10
■ 傷害（刑法第294条） 暴行（刑法第208条）	16
■ 器物損壊（刑法第261条）	20
■ 様々なインターネットサービス	29
■ プロバイダ責任制限法	34
■ 名誉毀損（刑法第230条）	34
■ 窃盗（刑法第235条）	39
■ 特異家出人	43
■ ぐ犯少年（少年法第3条）	43
■ 児童買春・児童ポルノ禁止法	53
■ 出会い系サイト規制法	53
■ 児童福祉法（第25条）	67
■ 児童虐待の防止等に関する法律	67
■ 覚せい剤・シンナー・向精神薬・MDMA・大麻・危険ドラッグ	71
■ ホームレスの自立の支援に関する特別措置法	122

コラム(主なもの)

■ 警察への情報提供について①	11
■ 毅然とした指導と機関連携について	12
■ 加害児童生徒への指導について	16
■ 割れ窓理論（Broken Windows Theory）について	20
■ 重篤なネット上のいじめ事例について	30
■ スマホを使用したSNS等を巡ってのトラブルについて	35
■ 児童生徒の所持品の紛失等における学校の責任範囲について	39
■ 警察への情報提供について②	43
■ 学校と警察との連携のあり方について	46
■ 児童生徒の性犯罪被害防止につて	52
■ 児童虐待の関係機関への通告について	67
■ 飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査から	70
■ 登校支援アプローチプランについて	83
■ 特別支援教育関連の法改正等	100
■ 外国籍、外国につながる児童生徒について	100
■ こころのケア、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害について	135
■ 「心理教育とは」、緊急支援チームの役割について	136

1 対教師暴力

事例

事例Ⅰ

小学5年生男子Aは、カッとしやすい気性で、思い通りにいかないことがあったりすると、身の回りの物や友だちに当たる行動が平素から見られていました。その日も友だちとの間で何かトラブルがあったようで、しきりに壁を蹴っていました。担任が気づいて何があったのか声をかけながら近づいたところ、「うるせー」といながら担任の足を蹴りました。

事例Ⅱ

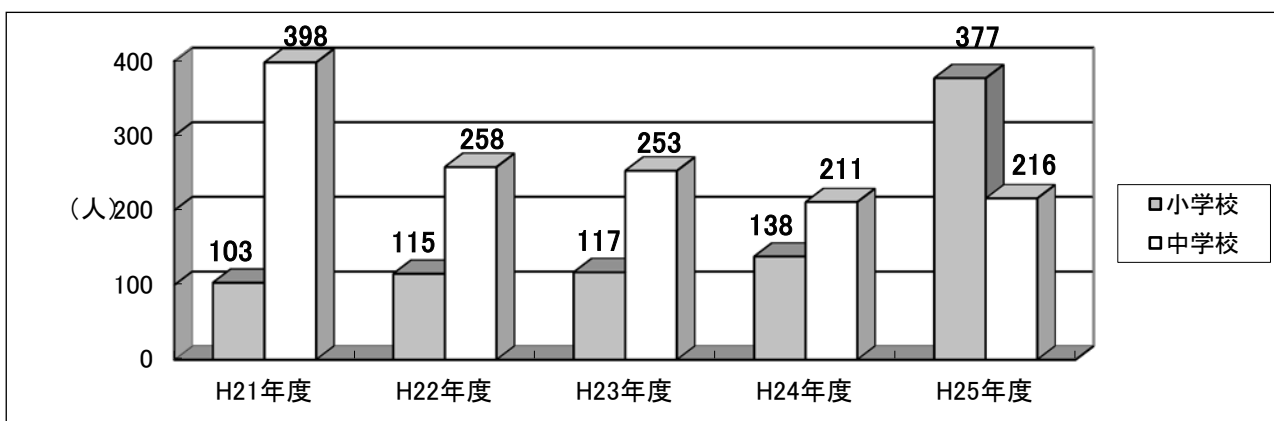
中学1年生男子Bは、入学当時から他の生徒への暴言や嫌がらせ、嫌いな教科(数学)の授業エスケープ等を繰り返し、教師に対しても反抗的な態度を取っていました。学校は、問題行動が起きるたびにBに指導を行いました。Bには反省する様子が見られず、5月頃からは、数人の仲間が同調するようになりました。

夏休みを目前にしたある日の午前中、Bは授業に参加せず、仲間数人と近所に飲み物を買出しに行きました。学校へ戻ってきたところを巡回していた教師が発見し、「学校を抜け出してはダメじゃないか」とBたちに指導しました。Bは、いきなり「ウゼー ごちゃごちゃうるせえんだよ」といってその教師の胸倉を掴み、そのまま突き飛ばしました。

原因・背景

横浜市の対教師暴力の発生件数は、中学校では減少傾向にあります。小学校では毎年増加しており、たいへん懸念される状況にあります(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(横浜市))。児童生徒の暴力行為には、自分の感情がコントロールできず、衝動的、突発的に暴力行為に至る、些細なことから、自尊心が傷つけられたと感じ、攻撃的になり暴力行為に発展する傾向が見られます。また、1件あたりの加害児童生徒数(加害児童実人数÷発生件数)が、小学校0.32人、中学校0.86人(平成25年度 同調査)と少なく、特定の児童生徒が行為を繰り返す傾向が顕著です。暴力行為の個別化・個人化の傾向は、全国調査からも明らかで、全国の公立中学校で発生した対教師暴力の1件あたりの加害生徒数は、昭和58年(2.00人)→平成4年(1.35人)→平成19年(0.80人)→平成25年(0.52人)となっています。

「対教師暴力」発生件数の推移



<平成25年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(横浜市)より>

対 応

基本方針

- 教師への暴力行為は、信頼関係を基盤とした教育活動（学校秩序）を根底から揺るがす行為であるとの認識に立って対応する。
- 「社会で許されないことは学校でも許されない」という、毅然とした姿勢で粘り強い指導（「ぶれない指導」）を展開する。
- 被害教諭等の安全確保に努め、適切な治療を行うとともに、心のケアにも配慮する。
- 加害児童生徒の心情をくみ取るとともに、行為の背景を慎重に見極める。
* 行為の背景として、発達的な課題等の影響がないかについても検討する。
- 指導の過程で、加害児童生徒の人権を侵害する行き過ぎた言動や体罰が発生しないように十分配慮して対応する。
- 外部機関との連携を図り、問題の解決に努力する。
* 「本人のため」という一貫した視点が必要である。

【暴力行為を許さない一貫性のある毅然とした児童生徒指導を行うための3つの前提条件】

- ① 教師が体罰や言葉の暴力を含めた威圧的指導を一切行わない。
- ② 児童生徒本人及び保護者に暴力行為は許さないことを年度当初に周知する。
- ③ 教師が児童生徒を暴力行為の加害者にさせない対応をする。

間合いを取る ・ あおらない ・ 無理はしない（P9 県警本部DVD参照）

※ 教職員が共通理解し、組織的に取り組むことが必要である。

本人への対応

【初期対応】

- 対策チームを編成し正確な事実把握と情報管理に努める。
* 対策チームは校長、副校長、児童支援・生徒指導専任教諭、担任、学年職員等で編成する。
- 情報の管理に努め、人権に十分配慮して対応する。
- 加害児童生徒の興奮をしずめ、落ち着いて話のできる環境（物理的・人的）を整える。
- 加害児童生徒の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- 加害児童生徒に自らが行った行為の意味を見つめさせ、反省の心情を醸成する。
- 被害教諭や他の児童生徒の心情を理解させ反省を促し、被害者に誠実に謝罪させる。
* 「謝罪すること」と「責任をとること」は別なことであることを理解させる。

【中・長期的な対応】

- 自分自身が大切な存在であることに気づかせ、他者を尊重できるような心の成長を支援する。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」（資料編参照）以下、「横浜プログラム」Y-Pアセスメントシートを活用し、社会的スキルの育成状況を把握するとともに、自尊感情や社会的な規範意識を醸成するための適切な支援策を講じる。
- 行為の要因として、学校への不適応感や発達的な課題等がないかを慎重に検討し、環境調整や「居場所」の確保などの適切な支援策を講じ、必要に応じて教育相談等を実施する。
- 状況によっては、個別指導計画に基づく別室指導等を行い、自己指導能力を育成する。

- 最大限の教育的努力を尽くしても状況に改善が見られない場合、学校秩序を維持し、他の児童生徒の学習権を保証するため、出席停止措置について検討する。

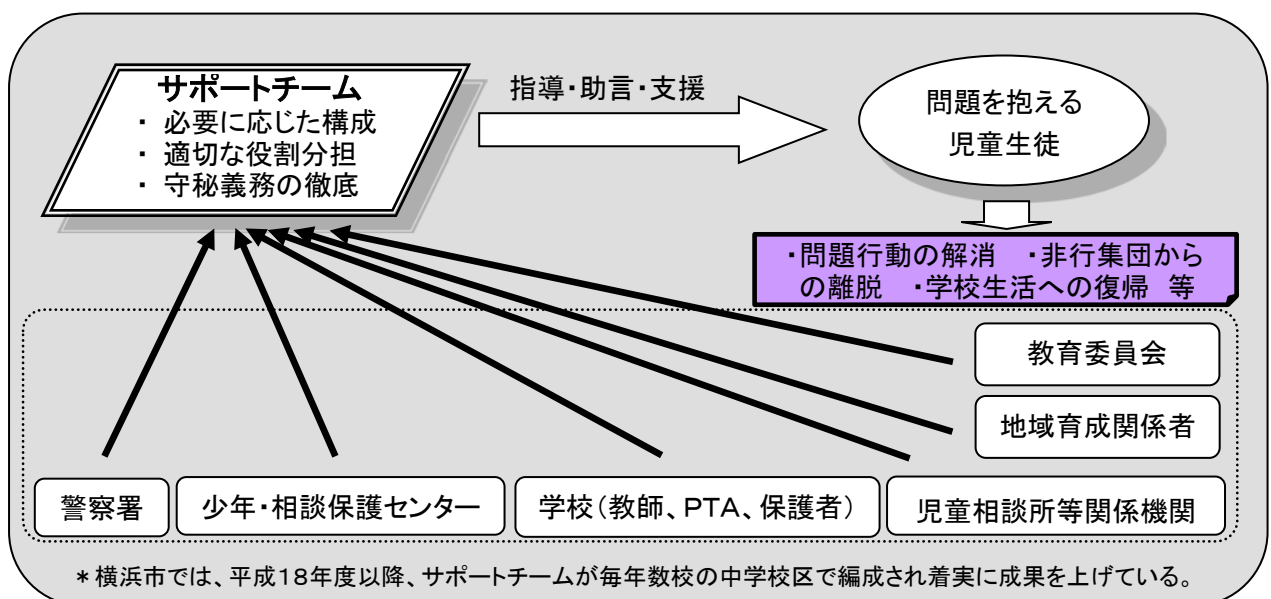
* 次ページからの「問題行動対応システムのモデル」「児童生徒の出席停止措置について」「横浜市における出席停止に関する手続き」参照

保護者との協力

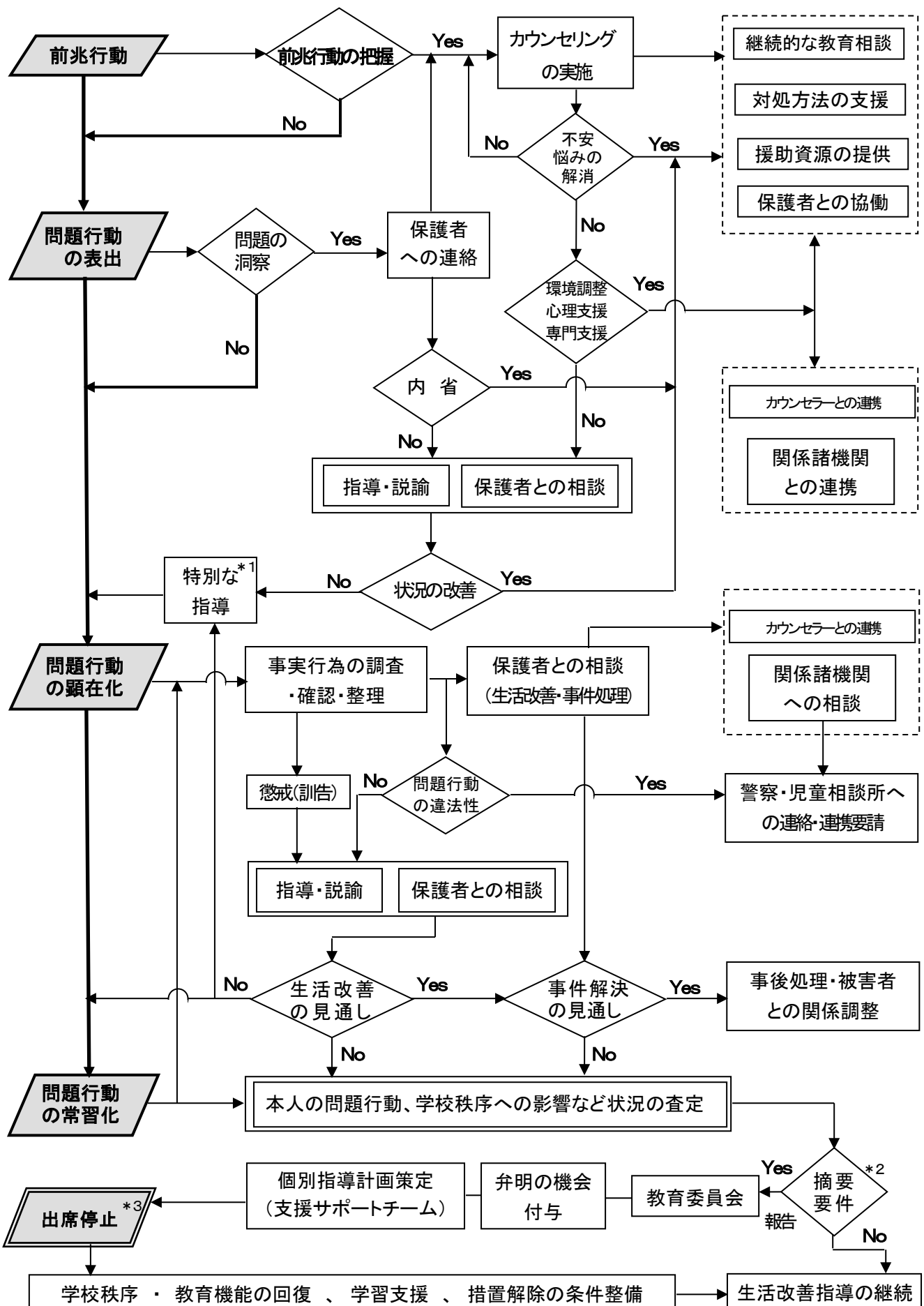
- 家庭との連絡を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
 - * 保護者は、学校とともに児童生徒の豊かな成長に取り組む、「重要なパートナー」であるという位置づけを忘れないようにする。
- 保護者へ学校の指導方針（行為の社会的責任に対する対応等）を明確に示し、理解と協力を求める。
 - * 年度当初に指導方針を周知し、ふれずに対応していくことが重要である。
- 保護者が安心して相談できるような協力関係を築き、全校体制のもと組織的に保護者や児童生徒の支援に取り組む。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

専門機関との連携

- 必要に応じて児童相談所や相談機関と適切な連携を図る。（加害児童・生徒、家庭へのアプローチ）
- 「児童生徒の健全育成を推進する学校と警察の相互連携に関する協定書」（**資料編参照** 以下「協定書」）の趣旨を踏まえ、健全育成、非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。
- 警察署、少年相談・保護センター、保護者、地域育成関係者、福祉機関関係者、教育委員会等が、サポートチームを構成し、適切な役割分担のもとに連携して対応する。



問題行動対応システムのモデル

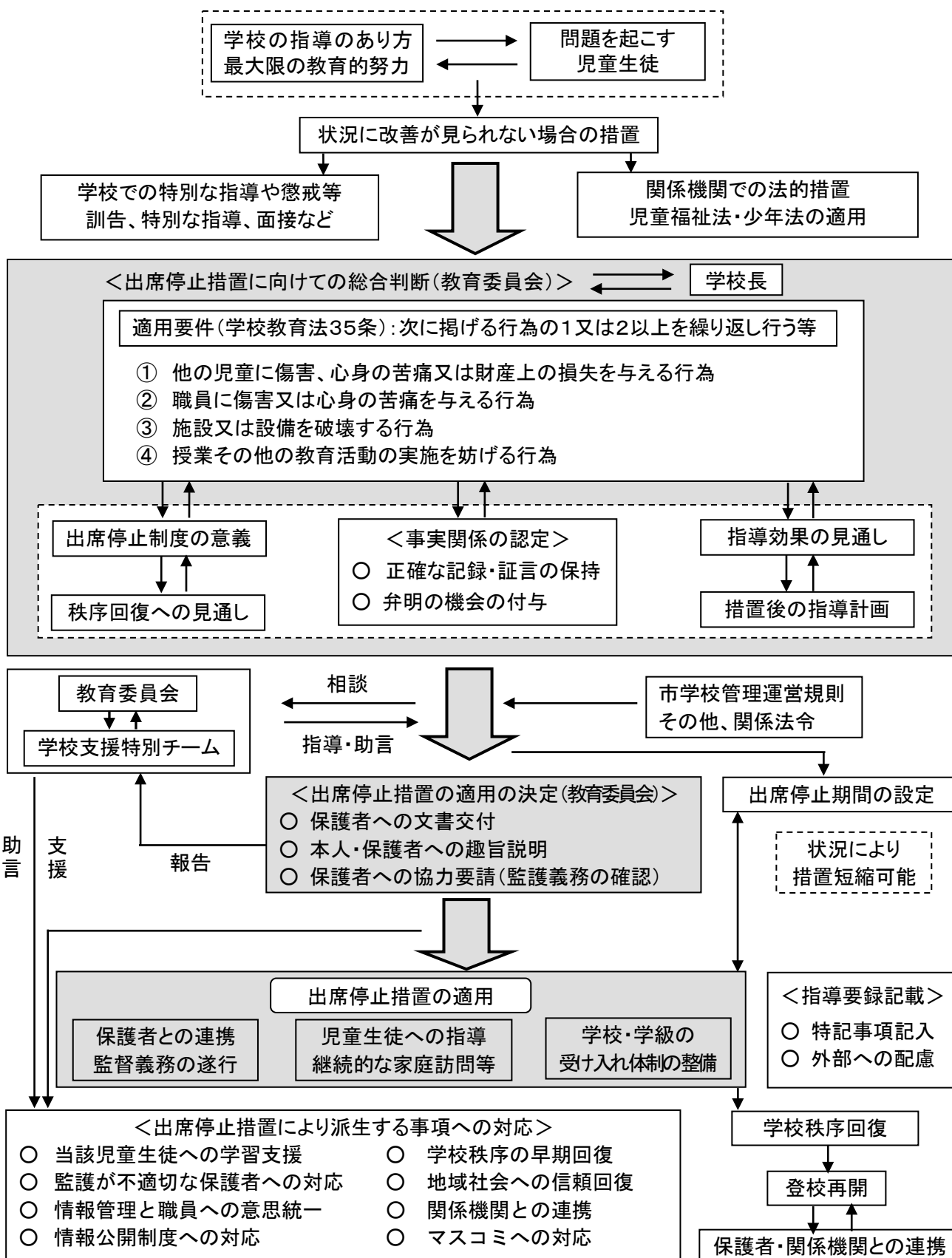


* 1 当該児童生徒の教育課題を明確にした生活改善のための個別指導 * 2 * 3 次ページ参照

児童生徒の出席停止措置について

出席停止措置の趣旨・意義 (H13.11.6 13文科初第725 文部科学省初等中等教育局通知)

本人に対する懲戒という観点ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から設けられている



学校支援特別チーム : 個々の児童生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチームで適切な役割分担のもと、児童生徒及び保護者への指導や援助を行う

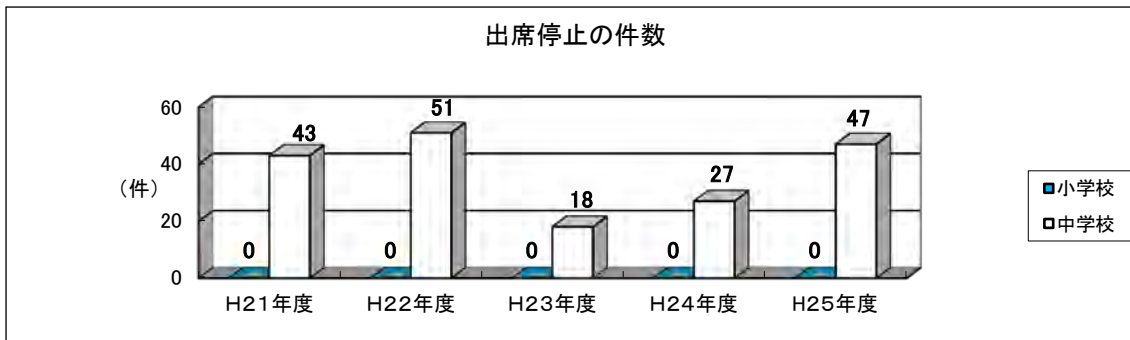
横浜市における出席停止に関する手続き

学校が、児童生徒の保護者に出席停止を命ずる必要があると認めたときには

- ① 校長は、教育長に出席停止に関する「意見報告書」により速やかにその旨を報告する。
- ② 教育長は、出席停止を命じようとする場合は、あらかじめ当該児童生徒及び保護者から意見聴取するとともに、児童生徒から意見を聴取する機会の確保に配慮する。意見聴取または事情聴取は緊急の場合を除き、教育委員会事務局職員が行う。
- ③ 出席停止の命令は、「出席停止命令書」を当該児童生徒の保護者に交付して行う。
- ④ 教育長は、学校と連携し、当該児童生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止期間における学習に対する支援、その他教育上必要な措置を講ずる。
- ⑤ 出席停止を命ずる期間は、できるだけ短い期間としなければならない。また、教育長は、出席停止を命ずる理由がなくなったと認めるときは、出席停止の命令を解除することができる。

＜「横浜国立小中学校の出席停止を命ずる際の手続きに関する規則」(教育委員会規則第8号：横浜市例規集参照)＞

全国の出席停止の状況



機関連携

- 「暴力行為は、毅然と対応する」を基本に、外部機関と連携することを視野に入れる。
- 「本人のため」という視点で、学校の方針を本人・保護者に事前に明確に伝え、学校が保護者と一緒に本人を指導していく姿勢を示す。
- 機関連携は、学校を主体に、役割分担をした連携指導のスタートであり、学校は見通しをもち、一貫して対応する。
- 機関連携後も、学校でやるべき取組を継続する。
※学校がやるべき取組をするとともに各機関の役割を十分理解した上で、はじめて機関連携は有用なものとなる。

対教師暴力の未然防止のための参考資料

◆「教師のための危機回避演習 DVD版」(神奈川県警本部生活安全部少年育成課作成)

※DVDの問い合わせ先 人権教育・児童生徒課

改正少年法のポイント

- ① 触法少年(刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年)の事件について、警察官による調査権限が明確化された。
- ② 14歳未満の少年(おおむね12歳以上)の少年院送致が可能になった。
- ③ 保護観察中の少年が遵守事項を守らず、本人の改善・更正が見込めない場合の、児童自立支援施設や少年院への送致が可能になった。
- ④ 殺人などの一定の重大事件について、少年鑑別所に身柄を拘束されている少年に対して、国選付添人(弁護士)をつけることが可能になった。

<「生徒指導資料集第3集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制」文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導研究センターより>

警察への捜査情報の提供(刑事訴訟法第197条)

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

* 捜査関係事項照会書(資料編参照)による個人情報の提供

警察への調査情報の提供(少年法第6条)

6条の2 警察官は、客観的な事情から合理的に判断して、第3条第1項第2号に掲げる少年(触法)と疑うに足る相当の理由のある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができる。

6条の4 3 警察官は、調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

* 触法調査関係事項照会書(資料編参照)による個人情報の提供

公務員の告発義務(刑事訴訟法第239条)

何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

個人情報の目的外使用の禁止(横浜市個人情報の保護に関する条例第10条)

実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的(以下「目的外」という)のために、当該個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 1) 法令等の定めがあるとき
- 2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 3) 出版、報道等により公にされているとき
- 4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- 5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めたとき

【警察への情報提供について①】

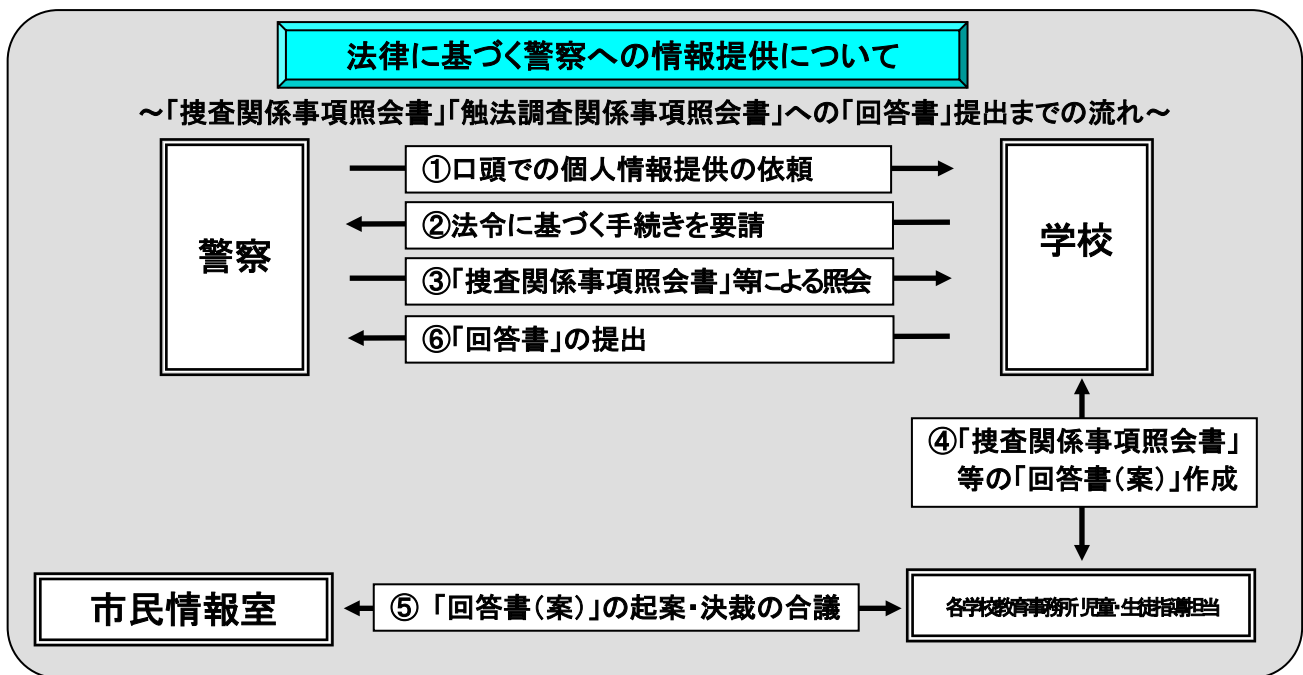
公的教育機関である学校は、法令（刑事訴訟法、少年法）の定めるところにより、警察の求めに応じて、捜査や調査等に、協力する立場にあるといえます。個人情報の「目的外利用」「外部機関提供」という点については、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条1項により、例外的に認められています。

ただし、警察への捜査（調査）のための個人情報の提供に当たっては、警察の「捜査関係事項照会書」、「触法調査関係事項照会書」に基づき適正に回答します。（下図参照）

- * 「協定書」に基づく「連絡票」は、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止の観点での学校と警察の情報連携であり、警察への捜査情報の提供ではありません。ですから、「連絡票」の提出をもって警察が捜査を開始したり、児童生徒が検挙されたりすることはありません。
- * 「上申書」は、当該児童生徒の立ち直りのための適切な処遇を要請するための意見を、学校が任意に警察に提出するもので、本人あるいは法定代理人である保護者の同意が要件となります。

なお、警察からの照会に対する個人情報の提供に当たっては、各学校において「市民情報室」との合議が必要ですが（市市情第10850号）、教育委員会事務局 各学校教育事務所「児童・生徒指導担当」が代行しますので、当担当と緊密な連携を図ってください。

- * ただし、以下のものについては、すでに一括して合議済みのため、市民情報室との個別の合議は必要ありません。
 - ・ 児童相談所、福祉事務所等への児童虐待等の通告
 - ・ 家庭裁判所からの学校照会書への回答
 - ・ 「協定書」に基づく警察への情報提供



【毅然とした指導とは】

毅然とした指導と聞いて、どのような指導を思い浮かべるでしょうか。

例えば、生徒の喫煙に関する指導を考えてみましょう。教師全員が、「タバコは法律で禁止されている」「身体や脳へのダメージが大きい」という理由をはっきり説明し、「タバコはいけない」といかなる場面でもきっぱりと粘り強く言い続けることが大切です。

生徒のポケットにあるタバコをあずかることは、指導の一環ではありますが、無理やり取り上げようとすると、「タバコは許されない」ということが、「渡すか渡さないか」という生徒と教師のパワーゲームになり、本題からずれ、生徒をあおり、対教師暴力を引き起こす要因となりかねません。たとえば、生徒からタバコをあずかることができなくても、教師全員で「喫煙はダメだ」と子どもたちに言い続け、一貫性をもち、保護者としっかり連携して、指導していくことが必要です。

児童生徒指導には段階があります。一部の教師にしかできない無理なことをするのではなく、具体的指針を共通理解し、教師全員でできることをやり続けることが毅然とした指導へとつながります。

【機関連携とは】

児童生徒指導をする中で「連携」という言葉はよく使われます。「機関連携」は児童生徒へ学校と各機関が連携して指導していくことですが、各機関では、その果たす役割が異なります。

例えば、児童生徒の暴力行為で、学校と警察が連携をした場合を考えてみましょう。学校では、学校で行った指導に加えて、警察でも同じように指導してくれることを期待しがちです。しかし、警察では、暴力は、「暴行」（刑法 208 条）、人に傷を負わせれば「傷害」（刑法第 204 条）という刑法犯（犯罪行為）という法令に基づいた指導を行います。

そこで、連携に際しては、お互いの役割を理解し、学校が見通しをもって主体的に取り組むことが必要です。つまり、機関連携は依頼をして終わりではなく、連携指導のスタートなのです。

これは、区役所や児童相談所、その他の機関と連携する場合も同じことがいえます。学校が、やるべきことをやる中で、連携は充実したものとなっていきます。そしてこの連携は「目の前の児童生徒のために」していることはいうまでもありません。

2 生徒間暴力・対人暴力

「生徒間暴力」とは、「何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為(異校種、他校を含む)」を言い、「対人暴力」とは、対教師暴力と生徒間暴力を除く、人に対する暴力行為を言います。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は含みません。

事例

事例Ⅰ

小学2年生男子Aは、授業の内容が初めて取り組むものだったり、できるかどうか不安だったりすると、自分の気持ちをうまく表現できずに大声を出し教室から出て行ってしまふことがありました。2年生の夏休み過ぎからその傾向はエスカレートし、それを注意した同じクラスの児童を殴ったり、自分を批判するような言動をとった児童とつかみ合いの喧嘩になったりすることがたびたび起きるようになりました。

事例Ⅱ

中学3年生男子Bは、運動部に所属し日頃から熱心に練習に取り組んでいました。大会の目前、Bは後輩の男子Cがいい加減に練習していることに腹を立て、Cに対して殴る蹴る等の暴力をふるいました。

Cは、顔面を強打したため激しく出血しました。学校では、すぐにCを病院へ搬送し、Bから事情を確認しました。Bは「イライラして気がついたら手を出していました」と呆然と語りました。

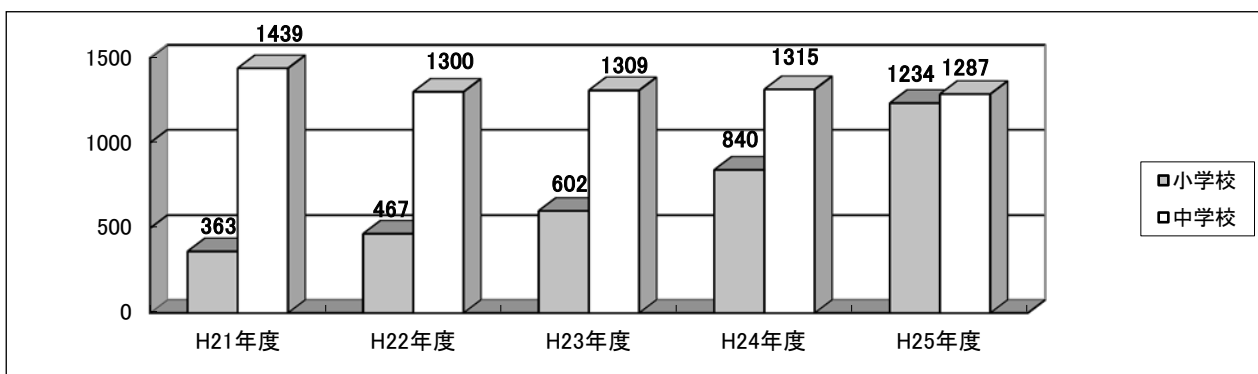
事例Ⅲ

中学2年生男子Dは、夏休みに友人数名と一緒に地域のお祭りへ出かけました。Dは、仲間といふことで気が大きくなり、服装も派手で目立つ格好をしていました。人混みの中を歩いている時に、他校の見知らぬ生徒と肩がぶつかったということに因縁をつけ、Dが一方向的に相手を殴りました。翌日、殴られた生徒が部活動の朝練習に参加した時、顧問が異変に気づき事件が発覚しました。

原因・背景

横浜市の平成25年度における生徒間暴力の発生件数は、小学校は前年度比46.9%増で平成21年度より4年連続の増加になりました。また、中学校は前年度比2.1%減ですが、平成22年度よりほぼ横ばいの状況です。暴力行為の傾向として、自分の感情がコントロールできず、衝動的、突発的に行為に至る例が見られます。また、些細なことから自尊心が傷つけられたと感じ、攻撃的になり暴力行為に発展する例がみられます。自分の気持ちを相手に上手く伝えることができない、相手の気持ちを理解できないなどコミュニケーション能力の未熟さの課題、家族関係等のなかでストレスや葛藤、子ども自身の個別の課題などが要因であると見受けられます。

「生徒間暴力」発生件数の推移



<平成25年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(横浜市)より>

対 応

基本方針

- 「社会で許されないことは学校でも許されない」という、毅然とした姿勢で粘り強い指導（「ぶれない指導」）を展開する。
- 指導の過程で、児童生徒の人権を侵害する行き過ぎた言動や体罰が発生しないように十分配慮して対応する。
- 行為に至る児童生徒の心情をくみ取るとともに、行為の背景を慎重に見極める。
- 再発防止に向け、保護者対応を含め徹底した指導を行う。
- 外部機関との連携を図り、毅然として問題の解決に努力する。
 - * 児童生徒、教職員の安全が確保されないと判断されるときは、警察への通報を行う。

校内体制

- 対策チームを編成し正確な事実把握と情報管理に努める。
 - * 対策チームは校長、副校長、児童支援専任・生徒指導専任教諭、担任、学年職員等で編成する。
 - * 役割分担（市教委への報告、情報集約、記録、関係機関との連絡調整、保護者対応等）を明確にする。
- 学校間にまたがるもの（ネット上のトラブル等により、生徒間暴力は広域化している）は、校長、児童支援・生徒指導専任教諭間で十分連携を図り対応する。**5 ネット上のトラブル 参照**
 - * 必要に応じて、学警連会長（学校・警察連絡協議会会長）に情報提供を行い、複数の区や他市にまたがる事案に機動的に対応する。

学校警察連絡協議会は、学校と警察の緊密な連携によって相互に協力し、児童生徒の健全育成を図ることを目的としている。各警察署管内の小学校長、中学校長、高等学校長、その他の学校長、各校児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭、生徒指導担当教諭、警察職員等で構成されており、総会および協議会が開催され、さらに必要に応じて開催される。

本人への対応

【初期対応】

- 負傷者の確認と安全確保に努め、適切な治療を行う。
 - * 必要があれば（重篤なケガや首から上のケガ等）病院へ搬送したり救急車を手配したりする。
 - * 救急車を要請するような重篤な事故は、警察へ連絡し判断を求める。
- 児童生徒の興奮をはずめ、落ち着いて話のできる環境（物理的・人的）を整える。
- 二次的な暴力行為を防止するため、交友関係や人間関係等にも十分配慮する。
- 当該児童生徒の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- 加害児童生徒に自らが行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して被害児童生徒への真摯な謝罪を促す。
 - * 「謝罪すること」と「責任をとること」は別なことであることを理解させる。

【中・長期的な対応】

- 社会的な公正さを身につけた健全な児童生徒集団を育成し、暴力行為を行う児童生徒の同調者が増えることのないよう指導する。
- 暴力行為を行った児童生徒について、学校への不適応感や発達的な課題等の影響がないかを慎重に検討し、環境調整や「居場所」の確保などの適切な支援策を講じ、必要に応じて教育相談等を実施していく。
- 暴力行為を行った児童生徒が、学級（学年）の一員としての帰属意識がもてるよう学級（学年）の仲間関係に継続的に働きかける。
- 暴力行為を行った児童生徒に反省が見られなかったり、再発の可能性が高い場合などには、個別指導計画に基づく別室指導等を行い、規範意識の醸成や自己指導能力の育成に努める。
- 「横浜プログラム」のY-Pアセスメントシート、Y-P Zuzie 等を活用し、社会的スキルの育成状況を把握するとともに、年齢相応のコミュニケーション能力など社会的スキルの育成や、社会的な規範意識を醸成するための適切な支援策を講じる。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

保護者との協力

- 家庭訪問を行うなど、家庭と連携を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧な耳を傾け、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
 - * 保護者は、学校とともに児童生徒の豊かな成長に取り組む、「重要なパートナー」であるという位置づけを忘れない。
- 保護者へ学校の指導方針（行為の社会的責任に対する対応等）を明確に示し、理解と協力を求める。
 - * 年度当初に指導方針を周知し、ふれずに一貫して対応していくことが重要である。
- 保護者が安心して相談できるような協力関係を築き、組織的に保護者や児童生徒の支援に取り組む。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

専門機関との連携

- 必要に応じて児童相談所や相談機関等と適切な連携を図る。（児童生徒、家庭へのアプローチ）
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。

用語・関連法規等

傷害(刑法第204条)

人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

暴行(刑法第208条)

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

暴力行為等処罰に関する法律(暴力行為法)

第1条(集団的暴行、脅迫、毀棄の加重類型)

団体若ハ多衆ノ威カヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威カヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法(明治40法律第45号)第208条、第222条又ハ第261条ノ罪ヲ犯シタル者ハ3年以下ノ懲役又ハ30万円以下ノ罰金ニ処ス

* 団体又は複数人による集団的な暴行、脅迫、器物損壊、面会強要等を特に重く処罰する法律。

凶器準備集合罪(刑法:208条)

二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対して共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又は準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

明治22年法律第34号(決闘罪ニ関スル件)

第1条 決闘ヲ挑ミ足ル者又ハ其ノ挑ミニ応シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ十円以上百円以下ノ罰金ヲ付加ス(刑法施行法によると、「重禁錮」を「有期懲役」と読み替え、罰金付加は廃止されている)

コラム

【加害児童生徒への指導について】

「協定書」の運用については、「学校による指導の限界を超えたから警察署に情報を提供するのではない」という点を踏まえておく必要があります。学校は、警察へ情報提供した後も、全力をあげ、かつ粘り強く、たとえ児童生徒が警察等で指導を受けることがあっても、教育的な見地から継続して対応することが求められます。

また最近、被害児童生徒から警察署に「被害届」が提出された段階で、学校が加害児童生徒への指導を取りやめるケースが散見されます。しかし、加害児童生徒の方にこそ、その課題に即して、特に丁寧な教育的かわりが求められることは言うまでもありません。(ただし、警察から、捜査上支障を来すとして、関係児童生徒に関与しないよう要請されているときは、この限りではありません)

3 器物損壊

事例

事例Ⅰ

雨の日の中休み、教室の廊下で小学5年生男子Aと男子Bは廊下で追いかっこをしていました。廊下から教室へ逃げたAは、扉を押さえBの侵入を防いでいました。遊びに夢中になっていたBが強引にドアを開けようと扉を叩くと、扉のガラスが割れてしまいました。Bは「Aが入ってくれなかったから」と悪びれる様子がありませんでした。Bは1ヶ月前にも、同様の理由でガラスを割ったことがありました。

事例Ⅱ

中学生2年男子Cをはじめとしたグループは、1年次より机や壁など教室内の備品へのいたづらを頻繁に行っていました。はじめは落書きや物に傷をつける程度の行為であったものが、徐々に行動がエスカレートしていきました。

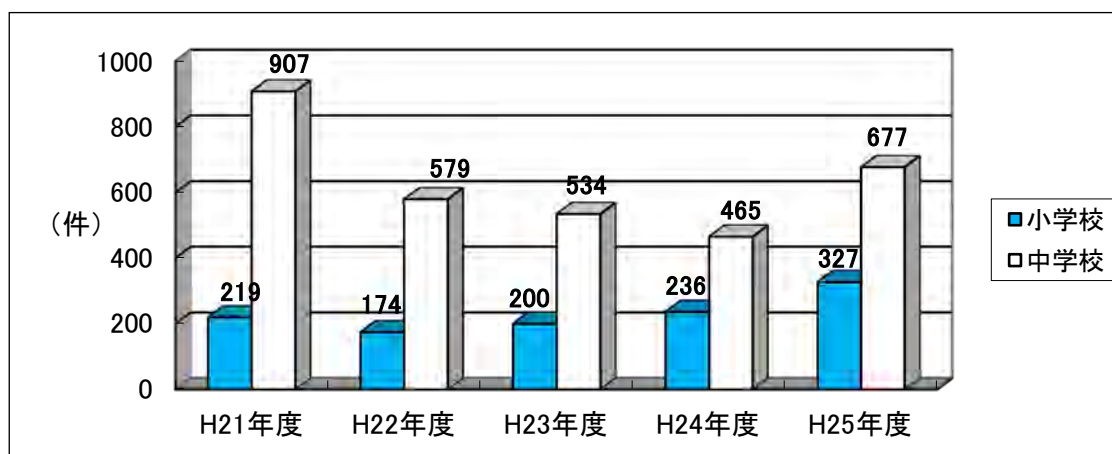
2年次には、校舎内の壁やトイレ等への破損も見られるようになり、トイレの仕切り板をダーツに見立て、彫刻刀を投げつけたり、壁を拳で殴り穴を開けるなど広範囲にわたる器物損壊が見られるようになりました。

教師の指導にもかかわらず、状況はなかなか改善されませんでした。

原因・背景

横浜市の平成25年度における器物損壊発生件数は、小学校は前年度比38.8%増の327件で3年連続の増加となりました。一方、中学校は前年度比45.6%増の677件で、平成21年度以降はじめての増加となりました。小学校の件数増加は児童支援専任教諭の配置が拡大されたことから、教職員の意識の高まり、器物損壊が認知されたこと、組織的な対応がさらに進められたことによると考えられます。中学校では軽微な行為が増えたことが増加の要因の1つです。

「器物損壊」発生件数の推移



<平成25年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(横浜市)から>

対 応

基本方針

- 「社会で許されないことは学校でも許されない」という、毅然とした姿勢で粘り強い指導（「ぶれない指導」）を組織的（担任のみに任せることなく）に展開する。
- 当該児童生徒の心情や発達段階、人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- 状況を踏まえた上で費用弁済を求め、行為に対する社会的な責任の自覚を促す。
- 状況に応じて外部機関との連携を図り、毅然として問題の解決に努める。
 - * 行為者が特定できない場合や行為が悪質で繰り返される場合など、警察に被害届を提出することも視野に入れて対応する。

校内体制

- 対策チームを編成し正確な事実把握と指導方針の検討に努める。
 - * 役割分担（情報集約、記録、関係機関との連絡調整、保護者対応等）を明確にする。
- 校内の環境整備と巡回体制の強化を図り、小さな破損等も見逃さない体制で臨む。
- 学校で策定した器物損壊にかかる指導プログラムや弁済システムの運用基準を、入学式や年度当初に児童生徒・保護者等に周知する。（ **資料編参照** ）
- 規範意識を身につけた健全な生徒集団を育成し、器物損壊等の暴力行為を行う児童生徒の同調者が増えることのないようにする。
- 暴力行為を行っている児童生徒が学級（学年）の一員としての帰属意識がもてるよう、仲間づくり、居場所づくりを継続的にすすめる。
- 公共物を大切にするなど、器物損壊に対する公正な考え方や自己責任のあり方などについて、幼・保・小・中の連携を図り、一貫した指導方針を確認する。

本人への対応

【初期対応】

- 当該児童生徒の発達段階や心情、人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- 発達段階に応じて、当該児童生徒に自らが行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の気持ちを醸成する。
- 関係者や管理者への謝罪、破壊場所の清掃や壊れた器物の補修、ボランティア活動等によって自らの責任を示し、反省の心情を行動によってつなぐことができるように指導する。

【中・長期的な対応】

- 「社会的スキル横浜プログラム」のY-Pアセスメントシート、Y-P Zuzie等を活用し、社会的スキルの育成状況を把握するとともに、自尊感情や社会的な規範意識を醸成するための適切な支援策を講じる。

- * 「正しい判断力」や「自己を管理する能力と態度」の育成を継続的に図る。
- 反省が見られなかったり再発の可能性が高い場合などには、個別指導計画に基づく別室指導等を行い、自己指導能力（規範意識等）を育成する。
- 地域社会における異年齢交流などの機会を通じて、自らの行為に責任をもつことなど社会的なスキルを身につける。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

保護者との協力

- 家庭と連携を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
 - * 保護者は、学校とともに児童生徒の豊かな成長に取り組む、「重要なパートナー」であるという位置づけを忘れない。
- 保護者へ学校の指導方針（器物損壊にかかる弁済システムの適用、行為の社会的責任に対する対応等）を明確に示し、理解と協力を求める。
- 保護者が安心して相談できるような協力関係を築き、組織的に保護者や児童生徒の支援に取り組む。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

専門機関との連携

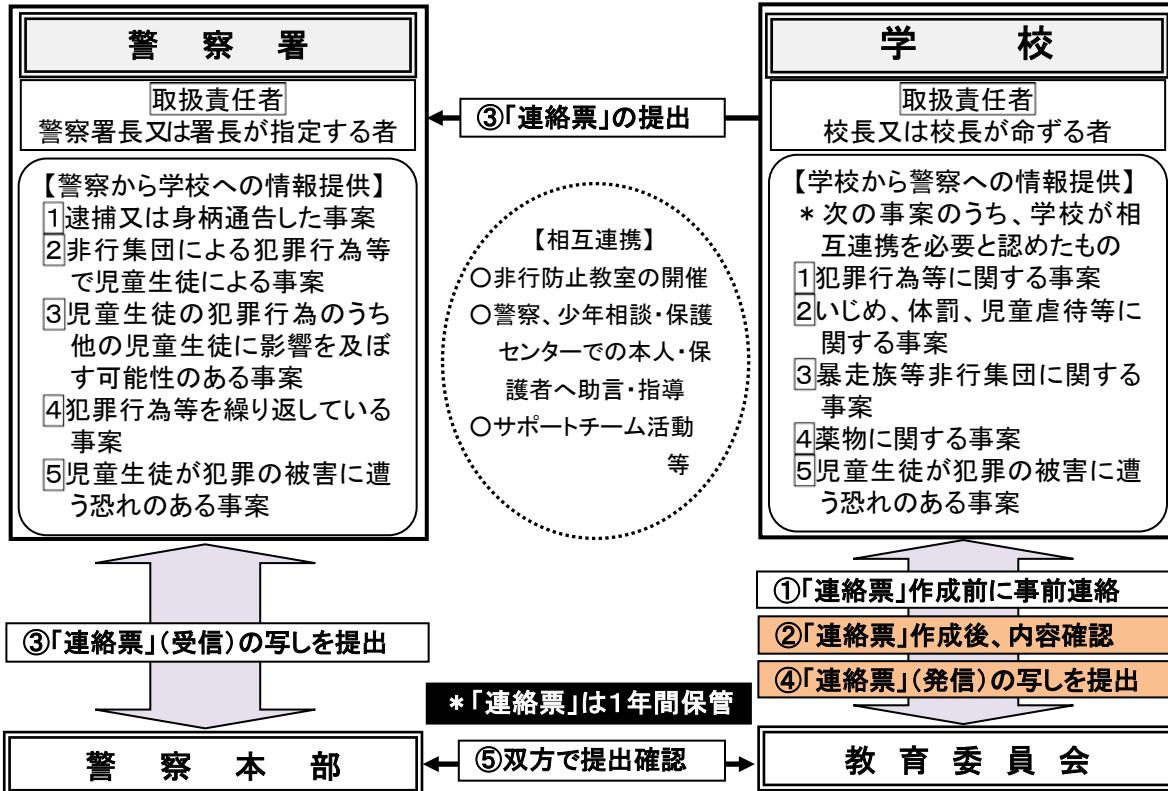
- 必要に応じて児童相談所や相談機関等と適切な連携を図る。（児童生徒、家庭へのアプローチ）
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。

器物損壊発生後の指導プログラム例

- ① 行為者の特定や行為の理由など、事実を正確に把握する。
- ② 行為者の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分把握して指導を行う。
- ③ 行為者に自らが行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の態度（気持ち）を醸成する。
- ④ 破壊行為によって影響を受ける人々やその生活、安全な校内生活の維持に努めている人々の姿、教育のために整えられた公共財産であることなどに目を向けさせ、社会性の育成に向けて指導する。
- ⑤ 自らの行為の責任について自覚を促し、できうる限り、影響を受けた人々や生活が旧に復するよう努力することが大切であることを指導する。
- ⑥ その理解に立って、関係者への謝罪、破壊場所の清掃や壊れた器物の補修、他のボランティア活動等によって、自らの責任を示し、反省の心情を行動につなぐことができるように指導する。
- ⑦ 保護者と連携を図り、児童生徒が社会的な意味を実感できるよう協働して指導場面を工夫する。
- ⑧ 補修活動や謝罪など、自己責任を自覚した行動を評価し、新たな気持ちで快活な学校生活を送れるよう励まして指導を終了する。

「協定書」に基づく学校からの「連絡票」の提出について

資料編参照



※ ①は、学校教育事務所または高校教育課または特別支援教育課 ②④は、人権教育・児童生徒課

用語・関連法規等

器物損壊(刑法第261条)

前三条に規定するものの他、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

コラム

【割れ窓理論 (Broken Windows Theory) について】

「割れ窓理論」とは、軽微な犯罪も軽微な段階から徹底的に取り締る事で凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できる、とする環境犯罪学上の理論で、アメリカで考案されました。

「割れ窓理論」では、治安が悪化するまでには、次のような経過をたどるとしています。

- ① 一見無害な秩序違反行為が野放しにされる(例:建物の1枚の窓ガラスを割られたまま放置しておく)と、それが「誰も秩序維持に関心を払っていない」というサインとなる。それによって、割られる窓ガラスが増え、建物全体が荒廃し、重大な犯罪が起こり易い環境を作り出す。すると、
- ② 軽犯罪が起きるようになる。そして、
- ③ 住民の「体感治安」が低下し、秩序維持に協力しなくなる。それがさらに環境を悪化させる。しまいには、
- ④ 凶悪犯罪等が多発するようになる。

生徒指導においても、小さな落書きや公共物の破壊等を見逃さない、毅然とした粘り強い対応が、学校秩序を健全に保つ一つの鍵になります。

事例

事例Ⅰ

クラス替えをしてしばらくのことです。小学5年生女子Aの母親から、ブログにAの名前で書き込みがあり困っているという相談がありました。内容は、クラスの子を「うざい」「殺したい」「死ね！」などの言葉で中傷したものだと言うことです。Aはすっかり悪者にされ落ち込んでいるとのことでした。

事例Ⅱ

中学2年生女子Bは、クラスの友人の女子Cと毎朝一緒に登校するなど、小学校時代からの仲良しで、無料通話アプリを行っていました。2年生になり、Bのクラス内の人間関係が変わり、そのことをきっかけにCは、無料通話アプリで別のグループをつくり、Bの悪口を書き込むようになりました。次第にBは、教室で孤立しはじめましたが、理由がわかりません。ある日、クラスの男子Dからの「お前のこと、スマホでみんな無視、うざいって書き込んでるぞ。」という話をきっかけにして、Bは登校できなくなってしまいました。

原因・背景

児童生徒が、携帯電話やスマートフォンでメールやインターネットを利用する機会は近年急激に増加しています。それに伴い、かつては、学校非公式サイト(いわゆる「学校裏サイト」)等を利用した、いわゆる「ネット上のいじめ」の問題が、現在は、無料通話アプリ等を使った、本人たちにしか見えない新しい形の「いじめ」に変わってきています。文部科学省では、平成26年3月に「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」「ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ」というリーフレットを作成するとともに子どもたちのメディア環境が変化してきたこと、そして、それに伴う様々な課題が生じてきたことを受け、平成26年8月から「子供のための情報モラル育成プロジェクト」を始めました。

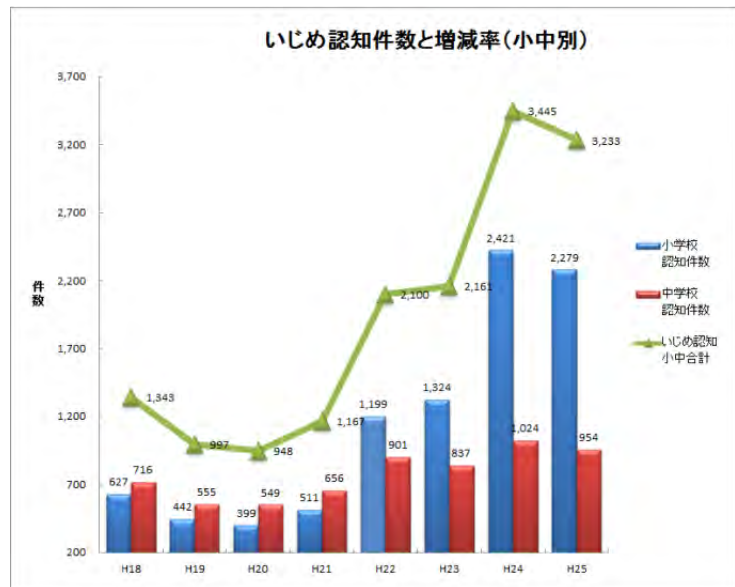
横浜市では、これまで児童生徒の実態把握のため、「子供たちのネット利用に係る実態調査」など携帯電話やスマートフォン、ネットに係る調査を実施するとともに、ネットに関わる児童生徒の問題に対する具体的な対策として各種通知や「子供の『心』を育てこそ安心・安全なスマホ・ケータイ！」などのリーフレット配付等の取組を行ってきました。

- 「携帯電話に関する調査」(平成19年11月：横浜市PTA連絡協議会、以下「市P連」との協働)
 - ・携帯電話の所持率：小学生41.4% 中学生79.5% 等
- 市立中学校(全145校)における「携帯電話の取り扱い状況」の調査(平成20年2月)
 - ・携帯電話の学校への持ち込み：全面禁止22.8% 原則禁止61.4% 許可制6.9% 等
 - ・携帯電話に関するトラブルの把握：掲示板への誹謗中傷などの書き込み89.7%
 - ・メールによる人間関係のトラブル：90.3%、掲示板の管理者に悪質な書き込みの削除依頼：46.9%
- 市立中学校における「学校裏サイト」等でのトラブル未然防止に関する調査(平成20年5月)
 - ・「学校裏サイト」が確認された学校：72.9% ・定期的にネットパトロール等を実施し、対策を講じている学校：97.2%
- 「子供たちのネット利用に係る実態調査」(4区市共同調査 平成26年7月)
 - ・ほとんどの子ども(96.6%)がインターネットに接続可能な端末を所持
 - ・「スマートフォン普及率」は小学生が29.1% 中学生が50.8% 高校生が90.2% 全体で52.5%
- 「家庭だからできる！携帯電話・インターネットの安全チェックシート」配布(平成20年7月：市P連との協働)
- 市立小・中・高・特別支援学校の全児童生徒に配布(平成20年3月に各学校にメール配信)
- 『ケータイ・ネットから子どもを守る提言』の発表(平成20年10月：市P連等との協働)
- 各学校における「携帯電話の取り扱いルール」策定(平成20年度中)
- 子供の「心」を育てこそ安心・安全なスマホ・ケータイ！保護者向けリーフレットを作成配付(平成26年3月)

横浜市の「いじめ」の認知状況

■いじめ認知件数

本市のいじめ認知件数は、H24、H25年度と高い数値を示しています。これは、「横浜子ども会議」の取組などいじめ防止に向けた子ども主体の取組を推進したことで子どもの認知が高くなったことや児童支援専任教諭の配置が進み、児童生徒向けアンケートを全校で行った上で行った「いじめ解決一斉キャンペーン」の取組が定着し、教職員のいじめに対する認知が高くなっていること、「いじめ防止対策推進法」が施行されたこと、「横浜市いじめ防止基本方針」が策定されたこと等により実態把握が推進されたと考えられます。



■いじめの態様

いじめの態様では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」や「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」、「仲間はずれ、集団による無視」など、おとなの気がつきにくい悪口や嫌がらせが多くを占めています。

また、「ネット上のいじめ」といわれる「パソコンや携帯電話などの誹謗中傷等」について、その数が増加してきています。

いじめの態様	平成24年度	平成25年度
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	2,373 件	2,453 件
仲間はずれ、集団による無視をされる	670 件	703 件
軽くぶたれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	771 件	762 件
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	182 件	188 件
金品をたかられる	44 件	42 件
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	247 件	230 件
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	219 件	253 件
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	98 件	166 件
その他	122 件	110 件
合 計	4,726 件	4,907 件

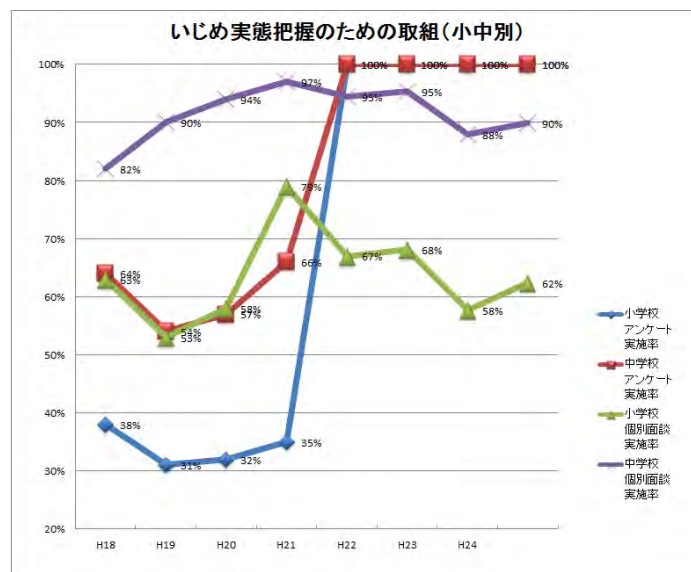
■いじめの発見のきっかけ

「学級担任が発見」、「アンケート調査など学校の取組により発見」、「本人からの訴えによる発見」、「保護者からの訴えによる発見」が多数を示しています。

いじめの発見のきっかけ		H24		H25	
		件数	構成比	件数	構成比
学校の教職員等が発見		1,739	50.5%	1,596	49.4%
内訳	学級担任が発見	1,193	34.6%	1,142	35.3%
	学級担任以外の教職員が発見	119	3.5%	132	4.1%
	養護教諭が発見	29	0.9%	23	0.7%
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	8	0.2%	2	0.1%
	アンケート調査など学校の取組により発見	390	11.3%	297	9.2%
学校の教職員以外からの情報により発見		1,706	49.5%	1,637	50.6%
内訳	本人からの訴え	810	23.5%	791	24.4%
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	620	18.0%	608	18.8%
	児童生徒（本人を除く）からの情報	130	3.8%	126	3.9%
	保護者（本人の保護者を除く）からの情報	116	3.3%	90	2.8%
	地域の住民からの情報	17	0.5%	9	0.3%
	学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	10	0.3%	9	0.3%
	その他（匿名による投書など）	3	0.1%	4	0.1%
計		3,445	100.0%	3,233	100.0%

■アンケートや個別面談の実施

いじめの早期発見、早期対応を図るため、12月の「人権週間」に「いじめ解決一斉キャンペーン」が定着してきており、全小中学校で、アンケートを実施しています。



「ネット上のいじめ」の特徴

絶え間ない・拡散が極めて速い

①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

簡単に被害者にも、加害者にも

②インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなり得る。

掲載データを完全に消すことは困難

③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の者からアクセスされる危険性がある。

閉鎖的で把握が難しい

④保護者や教師など身近な大人が、子どものスマホ・ケータイ等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話アプリやSNSなどを詳細に確認することが困難であるため、「ネット上のいじめ」の実態を把握することが難しい。

「ネット上のいじめ」の類型

① 掲示板・ブログ・プロフ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、コミュニケーションアプリ、マイクロブログでの「ネット上のいじめ」

- 誹謗・中傷を書き込む
- 個人情報を無断で掲載する
- 画像や動画をアップする
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う

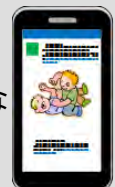
特定の子どもになりすまして、無断でその子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報をネット上に公開し、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から連絡がきたり、別の児童生徒の誹謗中傷を掲載し、誤解を受けるなどの被害があります。

② メールでの「ネット上のいじめ」

- メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う

③ その他

- コミュニケーションアプリで、無視したり、グループから外したり、別のグループを知らないうちにつくことで仲間はずれにする。
- 動画共有サイト等に画像や動画をアップする、または、「アップする」と脅す。



「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現により、新たな形態のいじめが生じることが考えられます。

対 応

いじめ定義(問題行動等調査)の変更

平成17年度調査まで(発生件数)

①自分より弱い者に対して一方的に②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断を、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。

平成18年度から平成24年度までの調査(認知件数)

本調査においては、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることを意味する。

(注5)けんか等を除く。

<文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から>

平成25年度からの調査(認知件数)

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせています。「いじめられた児童・生徒の立場に立つて」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行ってください。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにしてください。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2)「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。

(注3)「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注4)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(注5)けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

基本方針

- 「ネットいじめ」の特徴を踏まえ、正確な事実把握と情報の共有に努める。(いじめ防止対策委員会)
 - * いじめ防止対策委員会は、各学校で「いじめ防止基本方針」をもとに設置されている。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめられた児童生徒を守り通す」という、毅然とした姿勢で臨む。
- 指導の過程で、加害児童生徒の人権を侵害するような、行き過ぎた言動や体罰が発生しないように十分配慮して対応する。
- インターネット上に他人への誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、絶対に行わないよう指導の徹底を図る。

校内体制

【初期対応】

- いじめ防止対策委員会で、正確な事実把握と対応方針を検討する。
 - * 役割分担(情報集約、記録、保護者対応等)を明確にする。
 - * ネット上のいじめの場合、加害児童生徒がいじめに遭っていて、その仕返しとしてマイクロブログやコミュニケーションアプリ、掲示板等に誹謗中傷を書き込む等の事例もあり、慎重に事実関係を調べる必要がある。
- 二次的なトラブルを防止するため、交友関係や人間関係等にも十分配慮する。

【中・長期的な対応】

- 児童生徒が教職員に悩みや心配事を相談しやすいよう、教職員と児童生徒の信頼関係や教育相談体制を構築・強化する。
- 自治的な活動の充実を図るなど、児童生徒が互いに個性を認め合い、支え合う集団づくりに取り組む。
- 教職員がいじめ克服に向けて、適切に対応できるように研修の機会を設け、教職員の感性を磨き、人権感覚の向上に努める。
- いじめ防止対策基本方針を見直す。
 - * いじめ防止対策委員会で、学校の実態や1年間の取組等を踏まえて、見直す。
 - ポイント：①未然防止 ②校内のいじめ防止対策委員会の効果的な活用 ③年間計画
 - * 実際に事案に対応したケースについて、いじめ防止対策委員会で組織として検証する。

- 『ケータイ・ネットから子どもを守る提言』（**Y・YNETに掲載**）に基づいて、PTA等と協働して策定した「携帯電話やスマートフォン等の取り扱いルール」の見直しを行い、スマホ・ケータイ等に関するルールを徹底する。また、「子供の『心』を育てこそ安心・安全なスマホ・ケータイ！保護者向けリーフレット」等を活用し、家庭でのルールづくりや児童生徒間のマナーの向上など啓発活動を推進する。
- 「横浜プログラム」のY-Pアセスメントシートを活用し、社会的スキルの育成状況を把握するとともに、ルールを守るなどの規範意識を醸成するための適切な支援策を講じる。
- 日常的にネットパトロールを行うなどして、書き込みによるトラブルや問題行動を予防する。
- ネット上の誹謗中傷に関して、直接の担当者以外でも管理者への対応等が組織的に行えるよう、校内研修の充実を図る。

- ・『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」（平成20年11月文部科学省）
- ・「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」リーフレット（2014年版）（平成26年3月 同上）
- ・「ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ」リーフレット（2014年版）（平成26年3月 同上）
- ・「子供の『心』を育てこそ安心・安全なスマホ・ケータイ！保護者向けリーフレット」（平成26年3月）

- 携帯電話やスマートフォン、インターネット利用の危険性について、啓発・指導資料等を活用して児童生徒の指導や保護者への啓発に努める。

- ・学校教育-情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書 **文部科学省HP掲載**
- ・「ネット社会の歩き方」 **Y・YNETに掲載**
- ・「子供の『心』を育てこそ安心・安全なスマホ・ケータイ！保護者向けリーフレット」 **教委員会HPに掲載**

- 情報モラル教育を徹底し、ネット上のマナーやエチケットについて児童生徒が正しい知識を身につけられるようにし、以下の点についても指導する。

- ・ネット上では、目の前に相手がいなかったり、気が大きくなったり、事実でないことを書き込んだりできるため、やりとりがエスカレートしやすく危険であること。
- ・掲示板等への書き込みは、書き込みを行った個人を特定できること。
- ・書き込みが悪質な場合には、名誉毀損や業務妨害等の犯罪を構成し、警察に逮捕されることもあること。さらには、掲示板等への書き込みで、傷害や殺人、自殺といった重篤な事案に発展した事例もあること。

本人への対応

【被害児童生徒】

- 「いじめられた児童生徒を守り通す」という姿勢で臨む。
- 当該児童生徒の「安全な居場所」を保証し、安心して学校生活を送れる環境を整える中で、継続して支援を行う。
- 交友関係や人間関係等の改善にも十分配慮し、必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

【加害児童生徒】

- 行為の背景について、児童生徒の心情を理解した上で聞き取り等の対応を行う。
- 行為の社会的意味（名誉毀損、侮辱）や責任について確実に理解させ反省を促す。
- 被害児童生徒との人間関係の再構築に向け、調整を図る。

保護者との協力

- 保護者と連携を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
- 携帯電話やスマートフォン、インターネット利用の危険性について、啓発・指導資料等を活用して指導する。
- 子どもが安心してスマートフォン・ケータイ等を「有効に使う」ために、保護者がインターネットの特性を理解して学校と同じ視点をもって子どもの「心」を育めるよう啓発を進める。
 - ・ あたたかい人と人のかかわりができてこそ、インターネット機器が有効に使われること
 - ・ ルールづくりは子どもを守るためのものであること
 - ・ ルールが、安心してスマホ・ケータイ等を使うために機能しているかを、定期的に話し合うこと
 - ・ 保護者がいつでも相談できる関係をつくり、しっかりと話し合うこと
 - ・ スマートフォンや携帯電話は「保護者」が買って、子どもに貸与するものであること
 - ・ 子どもにスマートフォン、携帯電話を貸与するには、保護者がいつでも相談できる関係をつくり、しっかりと話し合うこと

（「子供の「心」を育ててこそ安心・安全なスマホ・ケータイ！保護者向けリーフレット」から）

- 保護者と連携を図りながら、児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネットの使用実態を把握し、使用に対する約束（家庭で児童生徒と話し合っつくる）等を設けるよう保護者に依頼する。

* 学校で策定した「携帯電話やスマートフォン等の使用ルール」の趣旨を確認し、理解を求める。

専門機関との連携

- 神奈川県警察本部サイバー犯罪対策センター、又は、県学警連ネット対策本部や県学警連事務局等との連携を強化する。
- 必要に応じて相談機関や児童相談所等と適切な連携を図る。（児童生徒、家庭へのアプローチ）
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、非行防止などの観点から警察との相互連携を行う。

様々なインターネットのサービス

情報端末の種類増加と通信回線の多様化の結果、児童生徒が様々なサービスを利用する環境が拡大しています。そのため、誹謗中傷の書き込みや画像のアップ等が行われる「ネット上のいじめ」や犯罪被害などトラブルに直接巻き込まれる危険性が増してきています。

掲示板（学校裏サイト等）



参加者が自由に文章等を投稿することで、コミュニケーションを行うことができるウェブサイトのこと。掲示板の管理者がテーマ等を設定し、その内容に沿った書き込みをする。

ブログ（Web ログ）



ウェブログの略で、個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。パソコンやスマートフォンなどで閲覧できる。

プロフィール（プロフィールサイト）



パソコンや携帯電話、スマートフォンから、自己紹介サイトを作成することができる。事業者（プロバイダ）が行っている無料プロフィールサイト作成サービスを利用し簡単に作成できる。不特定多数の者が閲覧したり、書き込んだりすることが可能である。

オンラインゲーム（チャット等）



インターネットネットワークを利用して、別々の場所においても、オンライン上で同時に同じゲームを行うことができるもの。ゲームだけではなく、掲示板やチャット等への書き込みを行うことで、コミュニケーションを行うことができる。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）



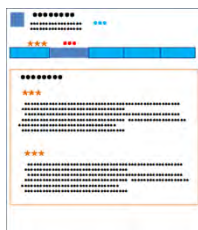
ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニティ型の会員制のウェブサイトのこと。既存の会員からの招待がないと会員になれないという形式をとっていることもある。会員になると、自由に書き込みを行うことができる。

コミュニケーションアプリ



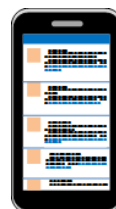
スマートフォンや携帯電話、パソコンに対応した、インターネット電話やチャット、グループチャットなどの利用できるアプリケーション。グループ内でだけ閲覧できるため、外部からの閲覧や書き込み等が困難である。

口コミサイト



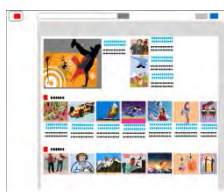
インターネット上で、商品、人物、企業、サービスなど、様々な物事の評判や噂に関する情報交換のためのウェブサイトのこと。利用者が自由に書き込むことができる。

マイクロブログ



（短文を投稿できる情報サービス）
短いテキスト（多くの場合 200 字以下）を不特定多数又は特定のグループのみに展開するブログ形式のサービスのこと。公開されているので、非公開設定にしていなければ、誰でも読むことができる。

動画共有サイト



インターネット上で動画等（音楽も含む）を共有するサービス。利用者が、ビデオカメラで撮影した動画などを、インターネット上で不特定多数の人に公開することができる。

『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集』等から

【重篤な「ネット上のいじめ」の事例について】

次のような、重篤な「ネット上のいじめ」の事例があります。

- 小学校6年生の女子児童が、同級生の女子児童がインターネットの掲示板に悪口を書いたことに腹を立て、学校内でカッターナイフによって同級生の女子児童の体を切りつけ失血死させた事件
(加害児童は児童自立支援施設へ送致:この事件が一つの契機となり、少年法の改正(少年院送致がおおむね12歳以上)が行われた)
- 高校3年の男子生徒が、同級生から「ウソをついたから1万円払え」などと金を要求するメールを送りつけられたり、同級生らが開設したインターネット掲示板に男子生徒に嫌がらせをしている写真や電話番号などを掲載され、自殺した事件(加害生徒は恐喝未遂容疑で逮捕)
- 高校3年の女子生徒と高校2年の女子生徒が、同じ中学の出身で別の高校の1年女子生徒とスマートフォン向け無料通話アプリに書き込んだメッセージへの仕返しとして、1年女子生徒の自宅に侵入し、髪を引っ張るなどしたうえ、少女宅の駐車場でも殴ったり蹴ったりするなどの暴行を加え、顔面打撲などのけがを負わせた事件(住居侵入と傷害の疑いで逮捕)
- 高校1年女子生徒が同級生から無料通話アプリで雑用などを押し付けられるなどのトラブルをきっかけに身体的な暴力を示唆する書き込みなどが行われ学校側が話し合いでの解決をするように指導したが、嫌がらせの書き込みが続き、自殺した事案(同級生は地検へ送検、家庭裁判所に送致)
- 中学2年の男子生徒が同級生らから下半身を露出した動画や画像を撮影され、携帯電話の無料通信アプリとメールで他の同級生らに送信されていたことが分かった事案
- 中学1年女子が、無料通話アプリに誹謗中傷の書き込みをされたり、グループの中で自分だけ外されたりするいじめを受け、自殺した事案

「ネット上のいじめ」では児童生徒は、簡単に被害者にも加害者にもなってしまうため、その危険性について、具体的な事例を通して繰り返し指導することが必要です。

5 ネット上のトラブル

事例

事例Ⅰ

同じ学級の友だちの小学6年女子のAとBは、オンラインゲーム上の掲示板にお互い書き込みをしていました。ある日、Aが書き込んだ内容に不満をもったBはAを中傷するような聞き込みをしました。これを見た他の者からも同様な中傷する書き込みが後を絶たない状況になりました。これを知ったAはショックを受け、母親に相談しました。母親は、担任と児童支援専任教諭に相談しました。

事例Ⅱ

中学2年男子Aは、同じ中学の3年男子Bら4名と付き合いがあり、今日も、Bの自宅に呼び出されました。AがBの自宅に上がると、Bら4名に体を押さえつけられ、ズボンと下着を脱がされました。この様子を一緒にいたCがスマートフォンで撮影しました。AはCに画像を消すよう懇願しましたが、Cは拒否しました。それを見たBは、「画像をアップされなくなかったら、貸していた1万円もってこい」「もってきたら画像は消す」と言われました。Aは、家の金を持ち出そうとして、保護者にとがめられました。保護者がAから事情を聞き、すぐに学校に連絡を入れました。

原因・背景

児童生徒が、スマートフォンや携帯電話、インターネット機器を利用する機会は、近年急激に増加しています。また、情報端末の種類が増加するとともに通信回線も多様化し、児童生徒が様々なサービスを利用してする環境が拡大しています。

そのため、特定の児童生徒に対する誹謗中傷の書き込みや画像のアップ等行われる「ネット上のいじめ」や犯罪被害などトラブルに直接巻き込まれる危険性が増してきています。

子どもたちのネット利用に係る実態調査結果

平成26年7月、県内の小・中・高等学校の児童生徒を対象にした「子どもたちのネット利用に係る実態調査」を四縣市共同で、初めて実施しました。

【結果概要】

- ① ほとんどの子ども（96.6%）がインターネットに接続可能な端末を所持
スマートフォンの普及率は52.5%、高校生にいたっては90.2%
- ② 利用のルールを決めていない子ども（47.9%）に、長時間ネット利用の傾向
- ③ 長時間ネット利用の子どもに、朝食を食べない、睡眠時間が短い傾向
- ④ 困ったり悩んだりした時に相談する相手がない、相談する勇気がない子どもが5.9%
また、ネット上の知らない人に相談する子どもが2.0%
- ⑤ 93.7%の子どもはネットの危険性を知っており、フィルタリングの有効性も68.0%が理解していたが、フィルタリングの利用率は58.8%

【ネット依存から子どもを守るための効果的な取組】

- ① 親子の良好なコミュニケーションづくりと生活習慣改善への啓発
- ② インターネット利用のルールづくりとその啓発
- ③ インターネットだけに居場所を求めない工夫や子どもが相談しやすい環境づくり
- ④ 保護者と子どもへの継続的な情報リテラシーの啓発

小中高校生の9割超がインターネットを利用しており、生活習慣やルールづくりと利用時間の密接な関係が、うかがえました。

対 応

基本方針

- 対策チームを編成し、正確な事実把握と情報管理に努め、適時に、機動的に対応する。
 - * 対策チームは校長、副校長、児童支援・生徒指導専任教諭、担任、学年職員等で編成する。
 - * 学校間にまたがるトラブルは、校長、児童支援・生徒指導専任教諭で十分連携を図り対応する。
 - * ネットトラブルの特徴から、大規模、広域（他区、他市等）に及ぶ場合もあり、必要に応じて、学警連会長や警察にも情報提供を行い、未然防止・早期対応に努める。
- 暴力等の犯罪行為（名誉毀損・侮辱・暴行・傷害）に関しては「社会で許されないことは学校でも許されない」という、毅然とした姿勢で粘り強い指導（「ぶれない指導」）を展開する。
- 指導の過程で、児童生徒の人権を侵害するような、行き過ぎた言動や体罰が発生しないように十分配慮して対応する。
- トラブルの全容解明と再発防止に向け、保護者を含め徹底して事後指導に当たる。

校内体制

【初期対応】

- 対策チームを編成し、正確な事実把握と対応方針を検討する。
 - * 役割分担(情報集約、記録、関係機関との連絡調整、保護者対応等)を明確にする。
- 大規模、広域に及ぶ場合もあり、全教職員で情報を共有し、関係児童生徒の動向の把握、関係校との連携、巡回体制の強化等が図れるよう、組織的な指導体制を確立する。

【中・長期的な対応】

- 児童生徒が教職員に悩みや心配事を相談しやすいよう、また、児童生徒指導上の重要な情報を教職員が児童生徒から事前に取得できるよう、教師と児童生徒との信頼関係や教育相談体制を構築、強化する。
- 広域にわたるネットトラブルが発生しやすいことから、その対応が迅速、円滑に行えるよう、日頃から学校間連携、専門機関連携に努める。
- ネットトラブルに関して、直接の担当者以外でも管理者等への対応等が組織的に行えるよう、校内研修の充実を図る。
 - ・『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）（平成20年11月文部科学省）
 - ・「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」リーフレット（2014年版）（平成26年3月 同上）
 - ・「ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ」リーフレット（2014年版）（平成26年3月 同上）

- 携帯電話やスマートフォン、インターネットの適切な利用方法について、啓発・指導資料等を活用して児童生徒への指導や保護者への啓発に努める。
 - ・学校教育-情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書 文部科学省HP掲載
 - ・「ネット社会の歩き方」 Y・YNETに掲載
 - ・「子供の『心』を育ててこそ安心・安全なスマホ・ケータイ！ 保護者向けリーフレット」 教委員会HPに掲載
- 情報モラル教育を徹底し、ネット上のマナーやエチケットについて児童生徒が正しい知識を身につけられるよう指導する。
- 「横浜プログラム」のY-Pアセスメントシート（ Y・YNET掲載 ）等を活用し、社会的スキルの育成状況を把握するとともに、社会的な責任と規範意識を醸成するための適切な支援策を講じる。
- 「『ケータイ・ネットから子どもを守る提言』（ 学校便利帳掲載 ）に基づき、PTA等と協働し、「携帯電話やスマートフォンの取り扱いルール」を策定し、児童生徒や保護者への周知徹底を図る。
- 担当者が日常的にネットパトロールを行うなどして、書き込みによるトラブルを未然に予防する。

本人への対応

- 行為の背景について、児童生徒の心情を理解した上で聞き取り等の対応を行う。
- ネット上の情報で、事実確認を行わず安易に行動を起こすことの危険性について指導する。
- 行為の社会的意味（名誉毀損・侮辱・暴行・傷害）を確実に理解させ反省を促す。
- ネット上で、他人への誹謗中傷、個人情報の書き込み等については絶対に行わないよう指導し、トラブルの原因となった書き込み等は、被害の拡散を防ぐため確実に削除させる。
- ネット上では、目の前に相手がいなかったり、気が大きくなったり、事実でないことを書き込んだりできるため、やりとりがエスカレートしやすく危険であることも指導する。
- 二次的なトラブルや再発を防止するため、交友関係や人間関係等にも十分配慮して指導を行う。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し、長期的な展望で取り組む。

保護者との協力

- 保護者に携帯電話やスマートフォン、インターネット利用の危険性を、啓発・指導資料等を活用して啓発する。
- 保護者と連携を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
- 保護者と連携を図りながら、児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネットの使用実態を把握し、使用に対する約束等を設けるよう保護者に依頼する。
 - * 学校毎の「携帯電話やスマートフォン等の取扱いルール」の趣旨を確認し、理解と協力を求める。
- 児童生徒の行為の意味とその責任について理解を求め、再発防止に向けて協力を依頼する。

専門機関との連携

- 神奈川県警察本部サイバー犯罪対策センター、又は、県学警連ネット対策本部や県学警連事務局等との連携を強化する。
- 必要に応じて児童相談所や相談機関等と適切な連携を図る。(児童生徒、家庭へのアプローチ)
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、非行防止などの観点から確実に警察との相互連携を行う。

用語・関連法規等

青少年保護育成条例

青少年の携帯電話には、フィルタリング設定が基本ルールであり、青少年がインターネットを利用する場合は、やむを得ない理由がない限り、フィルタリングを解除することはできないことや成長に合わせて、インターネット利用を制限・監督できる機能を活用することなどが定められています。(平成23年4月1日施行)

プロバイダ責任制限法

プロバイダ責任制限法では、インターネット等による情報流通によって権利侵害があった場合のプロバイダやサーバの管理・運営者等が行う削除等の対応に伴う損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利が定められています。

青少年インターネット環境整備法

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備するために制定された法律で当時の携帯電話にフィルタリングサービスを利用させることを等が記載されており、原則児童生徒が使用するインターネットアクセス可能な携帯電話にはフィルタリング利用が義務付けられています。(平成21年4月1日施行)

名誉毀損(刑法第230条)

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁固又は五十万円以下の罰金に処する。

脅迫(刑法第222条)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

侮辱罪(刑法第231条)

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱したものは、拘留又は科料に処する。

児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)

- 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略)
- 5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略)

(参考:他関連法規)

【出会い系サイト規制法】 【特定商取引法および特定電子メール法】

【個人情報保護に関する法律】 【電子消費者契約法】 等

【スマホを使用したSNS等を巡ってのトラブルについて】

スマホでのSNS等を巡ってのトラブルは、

- 中学2年生女子生徒が部活中の些細な意思疎通の行き違いに腹を立て、無料通話アプリに本人にはわからないように設定して悪口を書き込み、それが他の部員のスマホからわかり陰湿ないじめへと発展した
- 小学4年生がスマホから無料アプリに安易に個人情報を書き込んだために架空請求や脅迫文等が継続して送信され、保護者にも言えずに精神的に不安定になり引きこもってしまった
- 中学3年生男子が同学年の男子生徒2名の画像を無断で掲載しSNSで拡散した結果、本人たちが無断で自画像を載せられたことを憤慨し、発信者を特定して関係生徒を巻き込んで大乱闘になった

などの事例があります。

いずれも本人が、現実でのやり取りで起こった負の感情をSNS等に悪口として書き込んだり、無料アプリに安易に個人情報等を書き込んだりために起こったものです。

「人と人の直接のかかわり」は、「スマホ・ケータイ等でのかかわり」に優先します。直接かかわって湧き起こった負の感情は、他人にSNS等で伝えるのではなく、本人への直接の話し合いで解決していくものです。話し合う大切さを今こそ大事にしていく必要があります。

6 校内での盗難

事例

事例 1

中学1年男子Aは、小学6年時から万引きの経験があり、欲しい物があると我慢できない性格です。最近、最新のゲームソフトが発売され、Aはそれが欲しくて仕方ありませんでした。そんなある日、Aは、移動教室で誰もいなくなった教室に入り込み、同級生男子Bのかばんから現金を抜き取りました。Bから現金がなくなったことの申し出を受けた担任が、昼食時に学級で事実を伝えると、Aが理科の授業時に遅れて理科室に来たとの情報が寄せられました。放課後、担任がAを呼んで事情を確かめると、Aはあっさり「自分が盗った。」と盗難の事実を認めました。夕方、担任が家庭に連絡すると、保護者は「本当にAですか。どんな聞き方をしたのですか」と疑問を投げかけてきました。

事例 2

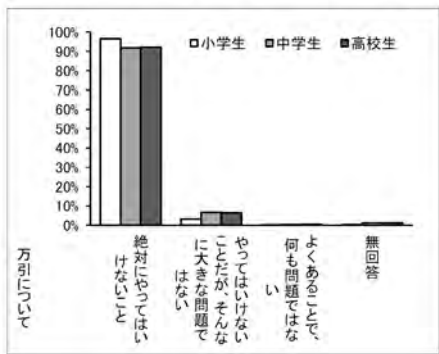
小学5年男子Cは、休み時間に、かばんに入れておいた携帯電話がなくなっていることに気がつきました。Cから申し出を受けた担任は、クラスに投げかけ、全員で探しましたが発見できませんでした。その日の夜、学校に、「学校で盗難があるとはどういうことだ。買ったばかりの携帯電話だし弁償してもらいたい。家族に関する個人情報も含まれていて心配だ。」と、Cの父親から抗議の電話が入りました。担任は、父親の勢いに押されて、「弁償します」と答えてしまいました。

原因・背景

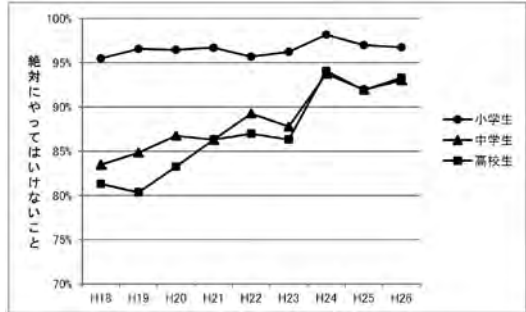
盗みの動機の多くは、「どうしてもお金(もの)が欲しかった」等の単純で短絡的なものですが、児童生徒が集団内での相対的な位置を優位にするためのものや、盗癖によるもの、仲間に強要されての盗みやいじめ等の外的な要因が含まれていることもあり注意が必要です。また、金銭万能の価値観の広がり、盗みを深刻な問題と考えない社会的な風潮や家庭でのしつけ等の問題から基本的な生活習慣が形成されにくいこと、児童虐待等が背景に考えられる場合もあります。

万引きに対する意識調査

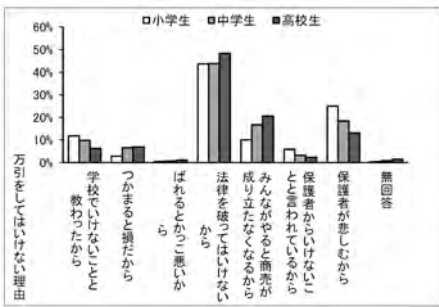
万引についてあなたはどのように考えていますか (H26)



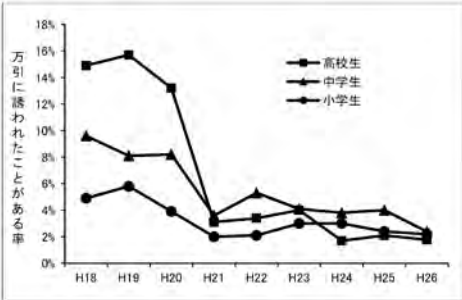
万引についてあなたはどのように考えていますか (H18~H26)



万引をしてはいけない理由として、もっともだと思うものは何ですか (H26)



この1年の間に、あなたは万引をしようとさそわれたことがありますか (H18~H26)



<第九回万引に関する全国青少年意識調査分析報告書 から>

対 応

基本方針

- 対策チームを編成し正確な事実把握と情報管理に努める。
 - * 対策チームは校長、副校長、児童支援・生徒指導専任教諭、担任、学年主任等で編成する。
 - * 事実把握においては、「盗難」ではなく「紛失」や「置き忘れ」という視点も必要である。
- 関係児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する。
 - * 調査や聞き取り方法への十分な配慮が必要である。
- 学校は捜査機関ではなく、教育機関であることを忘れない。
 - * 「犯人捜し」に陥らず、児童生徒に再発防止への危機意識を醸成することが大切である。
- 「盗難は犯罪行為（窃盗）である」という学校の姿勢を明確に示す。
- 状況によっては、外部機関との連携を図り、毅然として問題の解決に努める。

校内体制

- 対策チームを編成し、正確な事実把握と情報管理に努める。
- 盗難は、外部侵入等の可能性もあることを踏まえ、門扉の施錠、来訪者への声かけ、巡回体制の見直し等、防犯体制を確認する。
- 校内の指導体制（校内巡回体制、職員室を含めた空き教室の施錠等）を確認する。
- 貴重品等の自己管理（貴重品等の不所持、所持した場合のルール等の遵守）の徹底を促す。
 - * 「携帯電話・スマートフォンの取り扱いルール」の周知徹底を促す。
- 集金等、教室で現金を扱う場合の約束を徹底する。
- 被害者の感情を考慮しつつ、児童生徒に自己防衛の重要性を説き、再発防止の意識を高める。
- 児童生徒に「盗難は犯罪行為（窃盗）である」という規範意識を醸成する。
- 教育相談体制の充実を図り、児童生徒が悩みなどの心情的な面を相談しやすい環境をつくり出す。

本人への対応

【加害児童生徒】

- 情報の管理に努め、プライバシーや人権に十分配慮して対応する。
- 当該児童生徒の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- 当該児童生徒に自らが行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の気持ちを醸成する。
- 今後の生活のあり方を一緒に考えていく中で、前向きな生活ができるよう励ましを与える。
- 必要に応じて、教育相談等を実施する。

【被害児童生徒】

- 心情を理解し、丁寧な聞き取り、相談活動を行う。
- 事実の公表等については、当該児童生徒や保護者の意向を尊重する。
- 再発防止に向けた具体的な対応策を提示する。
- 必要に応じて、教育相談等を実施し、心のケアを行う。

保護者との協力

【加害児童生徒】

- 家庭との連絡を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
- 保護者が、当該児童生徒の成長過程でどのように接してきたかを確認し、今後の指導方針や方法を検討する。
- 保護者が安心して相談できるような協力関係を築き、組織的に子どもの支援に取り組む。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

【被害児童生徒】

- 学校の指導体制について説明し、誠意をもって対応する。
- 学校が捜査機関ではなく、教育機関であることの理解を求める。
 - * 警察への被害届の提出については、保護者の意向を尊重する。
- 再発防止に向けた具体的な対応策を提示する。

専門機関との連携

- 児童相談所や相談機関との連携を図る。(加害児童・生徒、家庭へのアプローチ)
- 「協定書」の主旨を踏まえ、健全育成、非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。
- 被害児童生徒の保護者が「被害届」を提出することが判明している場合、事前に警察に事情を説明しておく。

用語・関連法規等

窃盗(刑法第235条)

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

判例(昭和34年10月9日 福岡地裁飯塚支部)

学校内で盗難事件が発生し、その犯行がその学校の生徒ではないかと疑われる事情がある場合でも、取り調べには慎重を期することを求めながら、「万一生徒の中に校内の秩序をみだす非行をするものがあるときは、これに適切な制裁を加えることにより、本人はもとより他の生徒の将来を戒めてその道義心の向上を期することは、教育活動の内容をなすものというべく、教師はかかる教育目的の達成と秩序維持のために容疑者ないし関係者としての生徒につきその取り調べをなすことができる」と解しなければならない。

<「Q&A生徒指導の法律知識」下村哲夫著 文教書院から>

コラム

【児童生徒の所持品の紛失等における学校の責任範囲について】

通常、学校が、児童生徒に貴重品等の自己管理（貴重品等の不所持、所持した場合のルール等の遵守）を促した状況において発生した紛失等については、児童生徒の自己責任が認められ、学校の責任が問われることは少ないと言えます。しかし、学校の管理体制（昇降口に近い位置での空き教室の管理等）や児童生徒の年齢、判断力、個別の状況等によっては、学校の責任範囲も変わってくると考えられます。児童生徒や校舎環境の実情に合わせて、全教職員で危機意識を持った取組が必要です。

また、校内での紛失等については、盗難（行為者が外部の人間か内部の人間か、また内部であるならば児童生徒か教職員かの問題）だけでなく、本人の置き忘れや勘違い等も含めて、いつどの段階までは所持品（金銭等）の存在が確認されていたか等、正確な事実把握が必要です。当該児童生徒については、その心情に十分配慮して丁寧な対応を行うとともに、保護者に対しても十分な説明と学校の対応について理解を求める必要があります。弁済などの求めについては、学校の責任範囲を明確に伝えた上で、毅然とした対応が必要です。

7 家出・行方不明

事例

事例Ⅰ

小学生男子Aは、入学した頃から喧嘩が多く、カッとなるとなかなか自分を押さえることができませんでした。5年生になり、クラス替えで新たな人間関係がうまくつくれず、Aなりに悩んでいる様子が見受けられました。ある日の給食の時間、ほんの些細なことから友だちと喧嘩になり、「ちくしょう！俺なんかどうなってもいいんだ！」と叫びながら、ドアを蹴って教室を飛び出していきました。担任をはじめ学校の周りを探しましたが、放課後になってもAの所在はつかめませんでした。

事例Ⅱ

中学2年生男子Bは、家庭では保護者、特に母親のしつけが厳しく、小学校低学年のころから母親にきつく叱られると家を飛び出し、家の近くの公園やマンションの踊り場などで一夜を明かすことがたびたびありました。このような様子を心配した近所の方が交番に連絡するといったこともあったようです。

5月の大型連休が明けた頃、Bが登校しなかったので担任が朝学活後、母親に連絡したところ、Bは前夜から家を出たまま帰ってきていないとのことでした。詳細を尋ねると、卒業生の家に泊まりに行くことに反対され、母親に叱られたBは「勝手にしてやる」と言い残して、夜8時ごろ家を出て行ったということがわかりました。母親は父親にも相談しましたが、心配しながらもいつものことと思っていたようです。

事例Ⅲ

中学3年生女子Cは、勉強が苦手で気の合う友人も少ないことから、学校生活に興味を失い、2年生の後半から登校しなくなりました。家庭では、昼夜逆転の生活を送り、興味のあるバンドの応援に夢中になっているようでした。母親は、そんなCの様子をさして気にとめる様子も見せず、「あの子のやりたいようにさせています。」と答えるばかりでした。夏休みが終わった頃、母親から、「実はCが2週間ほど家に帰ってきていない」との連絡がありました。バンドの追っかけをして知り合った成人男性から、Cのスマートフォンに度々連絡が入っていることは母親も知っていました。

原因・背景

家出の背景として、保護者の過干渉・放任等の養育態度の問題、家庭や学校での人間関係の葛藤や不適応、本人自身の不安や悩み、怠学等の問題が考えられます。思春期には、自由や独立へのあこがれをもちやすく、このような心性が家出に結びつきやすくなります。

最近では、家庭でちょっとしたトラブルがあるとすぐに家出し、数日間で帰宅するといういわゆる「プチ家出」も多く見られるようになりました。しかし、家出中に誘拐されたり、繁華街への出入りや無料通話アプリ等の利用によって性犯罪の被害者(福祉犯罪の被害者)になる場合など、大変心配される状況が増えてきています。また、不健全な交友関係の拡大や窃盗・恐喝・暴行・傷害などの犯罪の加害者になる場合、さらに薬物乱用などの危険性も懸念されます。

対 応

基本方針

- 最悪の場合を想定して、児童生徒の安全確保を最優先し、組織的に対応する。
 - *「命」の危険性や「犯罪被害」に巻き込まれる可能性がある事案としてとらえる。
- 正確な情報の把握と、情報の管理に努める。
 - * 発生状況、背景として考えられること、出席状況、行動特性、服装、所持金、所持品、友人関係、卒業生を含めた交友関係、携帯電話・スマートフォンのメールの内容など
- 保護者と協働し、その意向を踏まえた上で、プライバシーに配慮した対応に心がける。
- 状況を判断し、保護者に警察への情報提供や捜索願(特異家出人)の提出を促す。
- 発見・帰宅後、保護者や学校が児童生徒を円滑に受け入れやすい環境を整備する。
- 警察や児童相談所等関係機関と連携して長期的な支援体制を確立する。

校内体制

【初期対応】

- 対策チームを編成し、全教職員への情報提供と情報管理の徹底を図る。
- プライバシーに配慮しながら家庭訪問等を実施し、組織的に情報を収集する。
 - * 保護者や交友関係のある児童生徒・塾関係者等からの情報、学校近隣の施設(地区センターやコンビニなど)への出入りや目撃情報等
 - * 情報の収集等、学校の方針については、当該保護者の意向を確認することが必要である。
- 捜索チームを編成し、地域パトロール等を実施する。
 - * 行動特性等を踏まえた捜索方面の決定、本部への連絡方法の確認、時間による段階的な体制の縮小等
- 保護者や警察と緊密に連携を図る。
- 学校教育事務所(学校担当指導主事)へ第一報を入れ適切な連携を図る。
- 時間経過や状況に応じて、学校説明会やマスコミ等への発表も想定する。

【中・長期的な対応】

- 行方不明が長期に及ぶ可能性や不測の事態に備え、適切に職員体制を編成(調整)する。
- 発見時の状況をシミュレーションし、さまざまな場合についての対応策を検討する。
- 帰宅後、保護者や学校が子どもを円滑に受け入れられる環境を整備する。
- 学校や家庭の環境を調整し、それぞれの「居場所」を確保する中で、継続して指導を行う。
- 教育相談体制を整備し、子どもたちが悩み事や相談事を打ち明けやすい校内環境を構築する。
- 警察や児童相談所等関係機関と連携して長期的な支援体制を確立する。

本人への対応

【発見後】

- 行為に至った心情や背景、交友関係や家庭での様子などを把握する。
- 課題を明確にする中で、適切に教育相談等を実施する。
- 学校や家庭の環境を調整し、それぞれの「居場所」を確保する中で、課題の解決にむけて指導を継続する。
 - * 再発する可能性も考慮する。
- 必要に応じて、児童相談所、警察等の外部機関との連携を図る。

保護者との協力

【発生直後の対応】

- 誠意をもって対応し、保護者の心情に配慮しながら情報の収集に努める。
- 状況を判断し、保護者に警察への情報提供や捜索願の提出を促す。
- 家庭と常に連絡が取れる状況を確保し、情報を共有する。(朝・昼・夜の定時連絡など)
- 児童生徒の帰宅(発見)時における家庭での受け入れ環境を調整する。

【中・長期的な対応】

- 児童生徒・家庭・学校が協働して再発防止等に取り組めるよう、連携を強化する。

専門機関との連携

- 適宜、当該児童生徒に関する情報を提供するなど、警察と緊密な連携(子どもの身の安全を確保)を図る。
 - * 事件性がある場合など、警察から学校の対応について一定の要請(「一切、捜索活動を行わない」ことや、情報管理の徹底の要請等)が行われる場合もある。
- 児童相談所との連携(今後の家庭状況へのアプローチ、一時保護の可能性)を図る。
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、犯罪被害防止などの観点から、継続して警察との相互連携を行う。

用語・関連法規等

特異家出人

- 少年の福祉を著しく害する犯罪(少年を虐待し、酷使し、又は有害な業務に就かせる等の悪質なものをいう。)の被害にかかるおそれのある家出人
- 遺書、平常の言動その他の事情からみて、自殺するおそれのある家出人
- 病人、高齢者、おおむね13歳以下の年少者等で、家出後自力で生活する能力がないため、その生命又は身体に危険が及ぶおそれのある家出人 等(該当する要件は7項目)

虞犯少年(少年法第3条)

次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞(おそれ)のある少年

- イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
- ロ 正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと
- ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りすること
- ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

不良行為少年(少年警察活動規則第2条)

非行少年には該当しないが、喫煙、飲酒、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

深夜外出の制限(神奈川県青少年保護育成条例:第24条)

保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜(午後11時から午前4時までの間をいう。)に青少年を外出させてはならない。

コラム

【警察への情報提供について②】

行方不明等で保護者が警察に捜索願を提出し、警察が学校に情報提供を求めたとき、学校長や対応した職員が横浜市個人情報保護条例等を根拠に、情報の提供を拒む事例が見られます。もちろん、情報提供を求めている相手が捜査機関(警察)である確認は当然必要ですが、これは、「個人情報の利用及び提供の制限」の解釈において大きく取り違えをしています。幸い、今までのところ、このような誤った対応で、大事に至ったケースは確認されていませんが、横浜市個人情報保護条例の主旨を十分に理解し、適切な対応が望まれるところです。警察との信頼関係にも傷がつかねません。

個人情報の利用及び提供の制限(横浜市個人情報の保護に関する条例第10条)

実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。(刑事訴訟法第197条2項など) **1 対教師暴力「用語・関連法規等」参照**
- (2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

8 不良行為(喫煙・深夜はいかい等)

不良行為少年とは、非行少年(犯罪、触法、ぐ犯)には該当しないが、喫煙、飲酒、深夜はいかい、その他自己又は他人の特性を害する行為をしている少年をいいます。(少年警察活動規則)

事例

事例Ⅰ

小学5年生女子Aら3人は、身勝手な言動から、学級の中で様々なトラブルを起こすようになりました。学校の決まりを少しずつ破るようになり、次第に行動がエスカレートしていきました。また、学校外の行動範囲が広がったことから非行傾向のある中学生や高校生とつながりができ、交友の中で覚えた喫煙が常習化していきました。

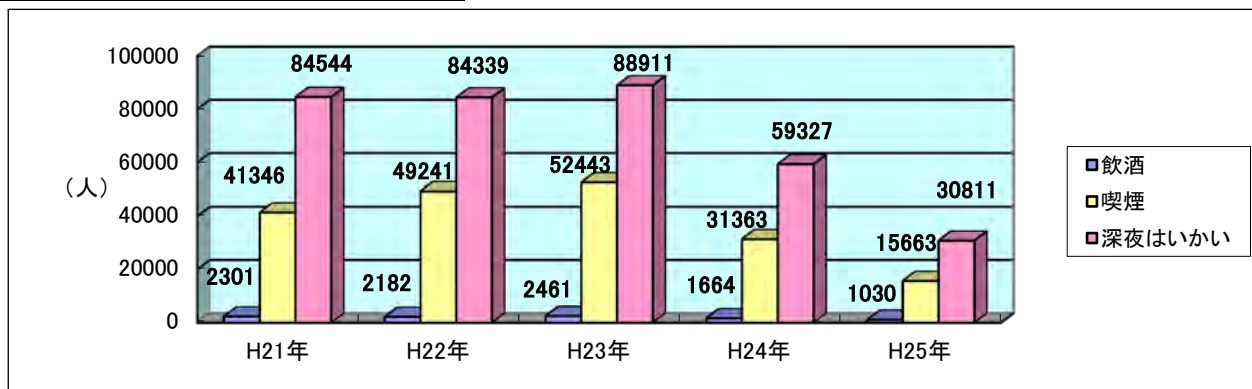
事例Ⅱ

中学3年生女子Bは、1年生の夏休み明けから異装で登校し、授業離脱や器物破損などの問題行動が目立ち始めました。冬休みを境に学校に登校しなくなり、他校の卒業生との交友の深まりから、深夜はいかいや喫煙、飲酒が常習化し、警察に補導されることもしばしばありました。しかし、金銭関係のもつれから、一緒に行動していた仲間から激しく暴行を受けるなど、Bを取り巻く状況は混乱していきました。Bは、学校や警察の働きかけなどもあり、3年生になってようやく登校を再開し、別室学習などに取り組みました。

原因・背景

思春期に入ると、子どもたちは依存的な親子関係を脱し、心理的な自立を目指すようになります。そして、自立に伴う不安から、その不安を共有できる仲間関係を求める傾向がでてきます。また、自我意識の強まりから、親や教師など身近な大人に対して、反抗という手段をとって自分を主張する場面も出てきます。一方で、体の成長と心の成長のバランスがとれなかったり、基本的な生活習慣の乱れや規範意識の低下、家庭の養育姿勢の問題などから、仲間とともに、喫煙、飲酒、深夜はいかいなどの問題を起こしやすくなります。また、深夜はいかいをきっかけに、非行集団との交友ができたり、薬物乱用などに陥ったり、犯罪被害に遭う危険性が高まります。

神奈川県内の不良行為少年の推移



<神奈川県警察「STOP! THE 少年非行」平成25年中の少年非行の概要より>

対 応

基本方針

- 「社会で許されないことは学校でも許されない」という、毅然とした姿勢で粘り強い指導（「ぶれない指導」）を展開する。
- 飲酒や喫煙の常習化は、さらなる薬物乱用（覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等）や依存の問題、深夜はいかいは非行集団との交友や犯罪被害に遭遇する危険性が高まるとの認識で取り組む。
- 行為に至る児童生徒の心情をくみ取るとともに、家庭の養育態度や交友関係等の背景を慎重に見極める。
- 指導の過程で、児童生徒の人権を侵害するような、行き過ぎた言動や体罰が発生しないように十分配慮して対応する。
- 家庭や地域関係者、警察や児童相談所等の専門機関と丁寧な連携を図り対応する。

校内体制

【初期対応】

- 組織的な指導体制（管理職、担任、児童支援・生徒指導専任教諭、養護教諭等）のもとに、正確な事実把握と指導・支援策の検討を行う。
 - * 役割分担（情報集約、記録、関係機関との連絡調整、保護者対応等）を明確にする。
- 不良行為を行う児童生徒が拡大しないよう、交友関係や人間関係等にも十分配慮し指導する。

【中・長期的な対応】

- 魅力ある学校づくりを推進し、児童生徒一人ひとりの「活躍の場」を保障する。
- 学校や家庭の環境を調整し、それぞれの「居場所」を確保する中で、継続して指導を行う。
- 教育相談体制を整備し、児童生徒が悩み事や相談事を打ち明けやすい校内環境を構築する。
- 児童生徒の発達段階に応じて、喫煙・飲酒防止教育や非行防止教育の充実と徹底を図る。

本人への対応

【初期対応】

- 単なる叱責や説諭に終わらず、当該児童生徒の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- 当該児童生徒に自らが行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の気持ちを醸成する。
- 飲酒や喫煙の常習化は、罪悪感や抵抗感の低下などから、将来、薬物乱用や他の非行へ踏み込んでしまう可能性を指摘し指導する。
- 深夜はいかいは、非行集団に引き込まれたり、犯罪の被害に遭う可能性を指摘し指導する。

【中・長期的な対応】

- 「横浜プログラム」のY-Pアセスメントシート、Y-P Zuzie等を活用し、社会的スキルの育成状況を把握するとともに、自尊感情や社会的な規範意識を醸成するための適切な支援策を講じる。
 - * 「横浜プログラム」の、「しっかり断る」等のプログラムを活用する。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

保護者との協力

- 家庭と連携を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
 - * 保護者は、学校とともに児童生徒の豊かな成長に取り組む、「重要なパートナー」であるという位置づけを忘れない。
- 保護者へ学校の指導方針（行為の社会的責任に対する対応等）を明確に示し、理解と協力を求める。
- 保護者が安心して相談できるような協力関係を築き、養育態度の改善が図れるような十分な相談活動に取り組む。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

専門機関との連携

- 必要に応じて児童相談所や相談機関等と適切な連携を図る。（児童生徒、家庭へのアプローチ）
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。

コラム

【学校と警察の連携のあり方について】

神奈川県警察では、平成19年4月から、警察官OBによる「スクールサポーター制度」を開始しました。スクールサポーターは、警察・学校・地域との連絡調整を図るとともに、「児童等の安全確保に関する学校及び地域に対する支援」「少年の非行防止教育及び犯罪被害防止教育の推進」「少年の非行防止活動及び立ち直り支援活動」等を行います。（神奈川県警察スクールサポーター運用要綱第6条）各学校では、スクールサポーターの訪問を受けて、「警察」を「身近」に感じた関係者も多いことと思います。相手の「顔」を知ることは連携を図る第一歩です。

ところで、「学校警察連絡協議会」（以下「学警連」）には出席しているでしょうか。出席していても、担当者が毎回変わったり、協議内容が学校長に伝達されていなかったりすることはないでしょうか。最近の情勢から、児童生徒の安全確保や健全育成について、警察と協働して取り組むことが増えています。日頃から連携の重要性を認識し、当事者意識をもって「学警連」等へ出席することはもちろん、長期休業前後の訪問など、警察へ「足を運ぶ」ことは大切です。「円滑な連携」は信頼関係によって成り立ちます。それはとりもなおさず、「児童生徒の豊かな成長」に寄与ことになるはずで

用語・関連法規等

未成年者喫煙禁止法

満20歳に満たない者の喫煙を禁じ、親権者又はこれに代わって監督する者の制止義務と違反者への罰則、さらに販売者の非販売義務及び罰則等について規定している。

未成年者飲酒禁止法

満20歳に満たない者の飲酒を禁じ、親権者又はこれに代わって監督する者の制止義務と違反者への罰則、さらに販売者の非販売義務及び罰則等について規定している。

不良行為少年(少年警察活動規則第2条)

非行少年には該当しないが、喫煙、飲酒、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

深夜外出の制限(神奈川県青少年保護育成条例:第24条)

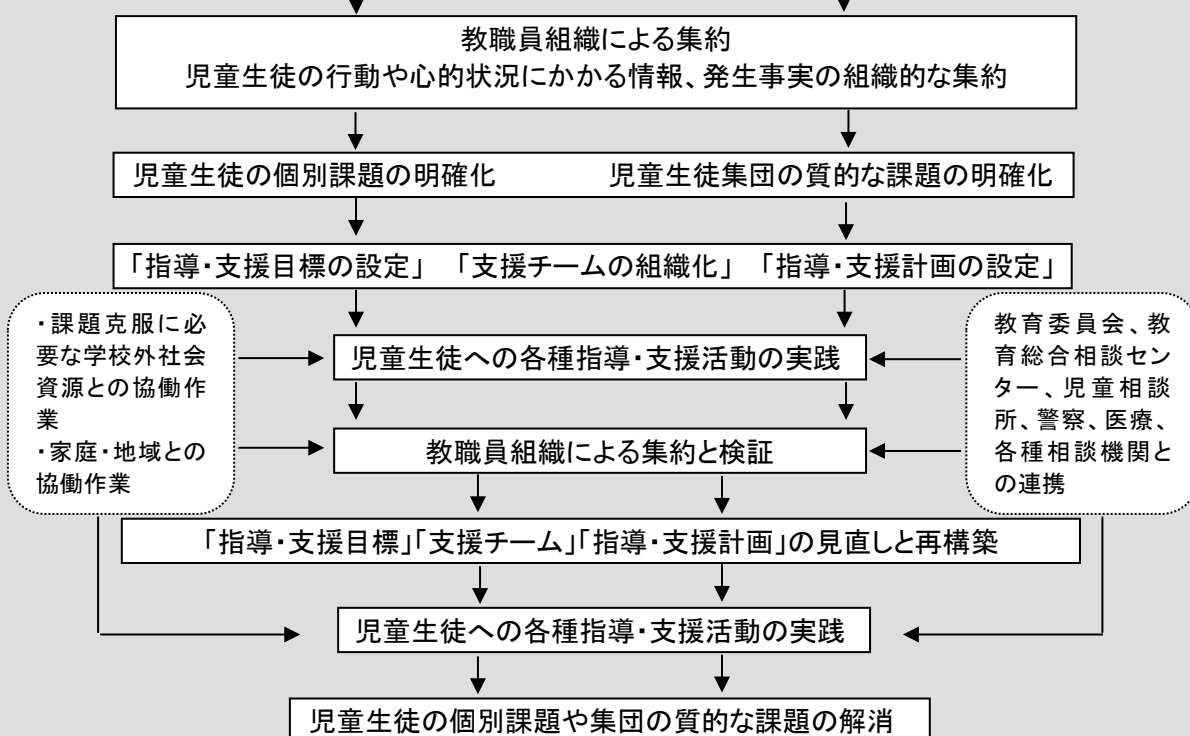
保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜(午後11時から午前4時までの間をいう。)に青少年を外出させてはならない。

児童・生徒指導の組織的な対応

—学校が組織として機能するためのモデル【組織展開図】—

児童生徒一人ひとりの具体的な課題に対して、学校が、重層的に組織立てられた全教職員の協働性の高いかわりや支援を、集中的に展開していくことが必要。

教職員の組織的(指揮系統と役割分担の確立)な指導・支援活動や教育相談や授業等の教育活動



9 性非行(性犯罪被害)

事例

中学3年生女子Aは興味本位で無料通話アプリのコミュニティサイトにアクセスすることが何度かありました。そのうち、そのサイトで知り合った成人男性に相談にのってもらったり、共通の趣味で盛り上がるようになりました。しかし、男性に繰り返し「会いたい」と誘われるようになり、最初は断っていたのですが、「一度だけ」という約束で男性の指定された場所に出かけ、車の中で性交渉を強要されてしまいました。数日後、Aが養護教諭に相談したことから状況が明らかになりました。

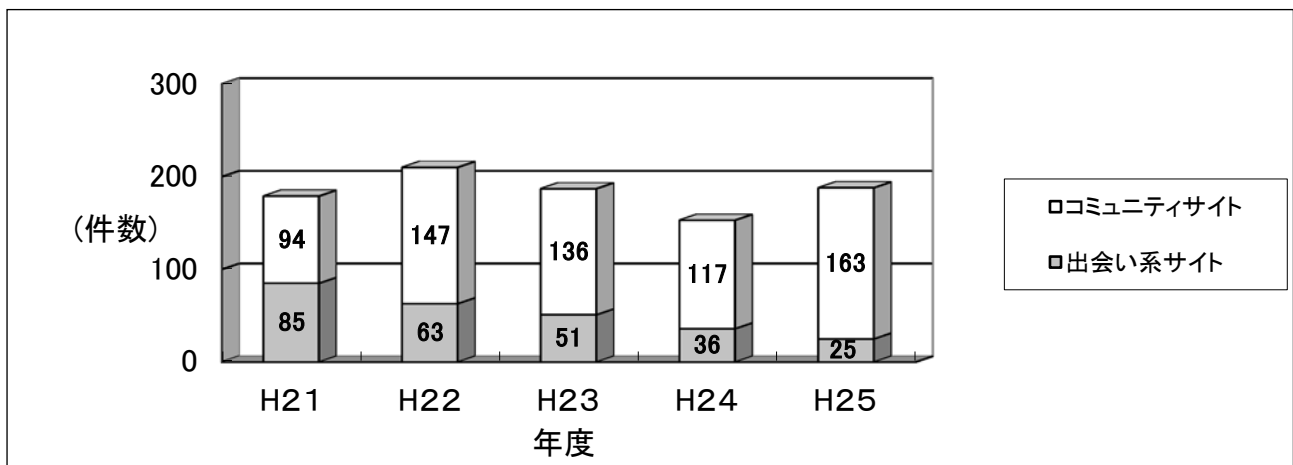
原因・背景

情報化社会の進展により、携帯電話やスマートフォン等の無料通話アプリ等を媒介として、児童生徒が性犯罪の被害に遭う場面が多くなってきています。このような児童生徒を取り巻く犯罪被害防止の観点から、平成11年に「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(通称「児童買春・児童ポルノ禁止法」)が成立し、また、出会い系サイト等を通じた児童買春等の防止のために、平成15年「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(通称「出会い系サイト規制法」)が成立しました。

なお、この法律では、大人が児童(18歳未満の者)に「援助交際」を持ちかけることだけでなく、児童生徒自身が「援助交際」を持ちかけても100万円以下の罰金に処することが定められています。

一方、登下校時等に、児童生徒が性犯罪の被害に遭う場面も依然として起こっており、児童生徒の安全に関して、学校・家庭・地域・関係機関で協働した取組を一層強化する必要があります。

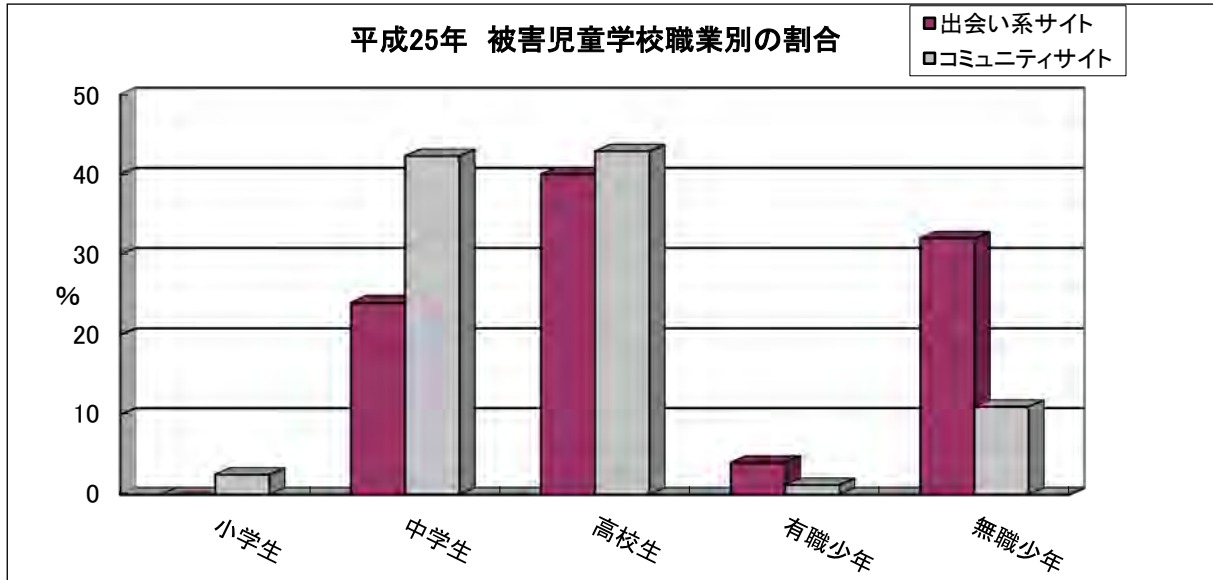
神奈川県警察における出会い系サイト等を利用した事件の被害児童推移



<神奈川県警察「STOP! THE 少年非行」ケータイ・スマホがもたらす危険性より>

神奈川県青少年保護育成条例より(保護者の責務)

- 18歳未満の青少年が利用する携帯電話には、保護者が理由を記載した書面を提出しない限り、フィルタリングを設定しなければならない。
- 保護者は、インターネット上には有害情報が氾濫していることを意識した上で、子どものインターネット利用を適切に管理するとともに、子どもがインターネットを適切に利用できる能力を身につけられるよう努めなければならない。



このような被害が実際に起きています <平成25年 警察庁「少年からのシグナル」より>

- 女子A(16歳)は、「個人撮影のモデル募集」と書き込まれたブログを通じて知り合った男性に高額モデル料を提示され、性交された上、その様子をデジタルカメラで撮影されるなどされた。その動画は、インターネット上で販売されており、多数の児童が同様の被害にあっていた。
- 女子B(12歳)は、携帯電話のレンタルブログサービスで知り合った同学年の女の子から、「私の下着姿を送るからあなたも送って。」とのメールを受け、「下着程度なら。」と軽い気持ちで写真を送り返した。その後、「今度は裸の写真を送って。送ってくれないと下着姿をネットで公開しようかな。」などと要求がエスカレートし、裸の画像を多数送られた。その女の子は成人男性がなりすましていたもので、多数の児童が同様の被害にあっていた。
- 女子C(12歳)は、インターネットを通じて知り合った15歳の少年とメール交換をするうちに恋愛感情が芽生え、少年に言われるままに、自分で撮影した裸の写真をメールで送った。Cが送った画像はインターネット上に掲載されていた。その少年は成人男性がなりすましていたものであった。
- 男子D(7歳)は、母親と買い物に来たスーパーの店内に一人であったところ、見知らぬ男性から声をかけられトイレの個室に連れ込まれた上、ズボンを脱がされ携帯電話のカメラ機能で撮影された。
- 女子E(17歳)は、インターネットの掲示板に自身の顔写真とスマートフォンの無料通話アプリのIDを投稿していたところ、これを見た男性から無料通話アプリを通じて「モデルにならないか。お金を払う。」等の誘いを受け、裸の画像を送信した。モデル料を求めると「画像をばらまくぞ。」と脅された。
- 女子F(17歳)は、家出中に出会い系サイトで知り合った男性と援助交際をした際に、性交の様子を撮影され、男性から「写真をばらまかれなくなったら、俺の店で働け。」と脅され、売春組織の事務所に住まわされて強制的に売春をさせられていた。

対 応

基本方針

- 児童買春等においては、児童生徒は「被害者」であることを踏まえて対応する。
- 児童生徒に対する性的暴力は、重大な人権侵害行為であるとの認識で臨む。
- 当該児童生徒の、身体的・精神的苦痛に十分配慮し、その「ケア」に努める。
- 二次被害を防止するため、当該児童生徒の人権やプライバシーを守ることに十分配慮する。
- 家庭や警察、医療等との丁寧な連携を図る。

校内体制

【初期対応】

- 学校や家庭の環境を調整し、被害児童生徒の「安全な居場所」を確保する。
- 対策チームを編成し、プライバシーや人権に配慮した対応に心がける。
 - * 二次被害の回避に努める。
 - * 対策チームの構成は、校長、副校長、養護教諭、児童支援・生徒指導専任教諭、学年主任、担任等
 - * 情報管理を徹底し、情報を共有する範囲(職員集団)を慎重に判断する。
- 早い段階で、少年相談・保護センターの相談員、又は、カウンセラー等の心理専門家に助言を求め、状況によっては、直接、当該児童生徒へ対応することを依頼する。
 - * 被害児童生徒が、自分が悪かったという罪悪感にさいなまれたり、外傷後ストレス障害(P T S D)と呼ばれる精神疾患に陥る可能性がある。
- 必要に応じて、保護者に、警察への被害届の提出や医師の診断を促す。
- 必要に応じて、心理専門家に当該児童生徒への対応方法や教職員自身の心のケアを要請する。

22 緊急心理支援 参照

【中・長期的な対応】

- 当該児童生徒の心のケアについて、心理専門家等と協働して、組織的な支援体制を構築する。
- 教育相談体制を整備し、児童生徒が悩み事や相談事を打ち明けやすい校内環境を構築する。
- 児童生徒が自己肯定感を高め、自己指導能力が育成される環境を組織的に推進する。
 - * 「横浜プログラム」の、「しっかり断る」等のプログラムを活用する。
- 学校生活の中で、児童生徒一人ひとりの「居場所」や「活躍の場」を保証する取組を行う。

本人への対応

【初期対応】

- 相談は被害児童生徒が信頼をおく複数の担当者(被害児童生徒と同性)であたり、被害児童生徒が安心して相談できる環境を用意する。
- 担当者は、被害児童生徒のありのままの感情を表出させしっかり受け止めることに心がける。

* 「忘れた方がいい」等の被害を軽視する言葉、「大声を出せば良かったのに」等の落ち度を責める言葉、「元気を出して」などの励ましの言葉は避ける。

* 被害児童生徒の「元気」な状態には、無理をしていたり、感情を抑圧していることがあり注意を要する。

* 同じことを何度も聞いたりすることは避ける。

【中・長期的な対応】

- 当該児童生徒の「安全な居場所」を保証し、安心して学校生活が送れる環境を整える中で、継続して支援を行う。
- 必要に応じてカウンセラーや医療機関、相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

保護者との協力

- 保護者が安心して相談できるような信頼関係を築き、保護者の「傷つき」にも配慮する。
- 家庭が当該児童生徒にとって安心して過ごせる「居場所」となるよう、当該保護者と協働して家庭環境を整備する。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

専門機関との連携

- 警察や医療、福祉、相談機関等と適切な連携を図る。(児童生徒、家庭へのアプローチ)
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、犯罪被害防止などの観点から、警察との相互連携を行う。

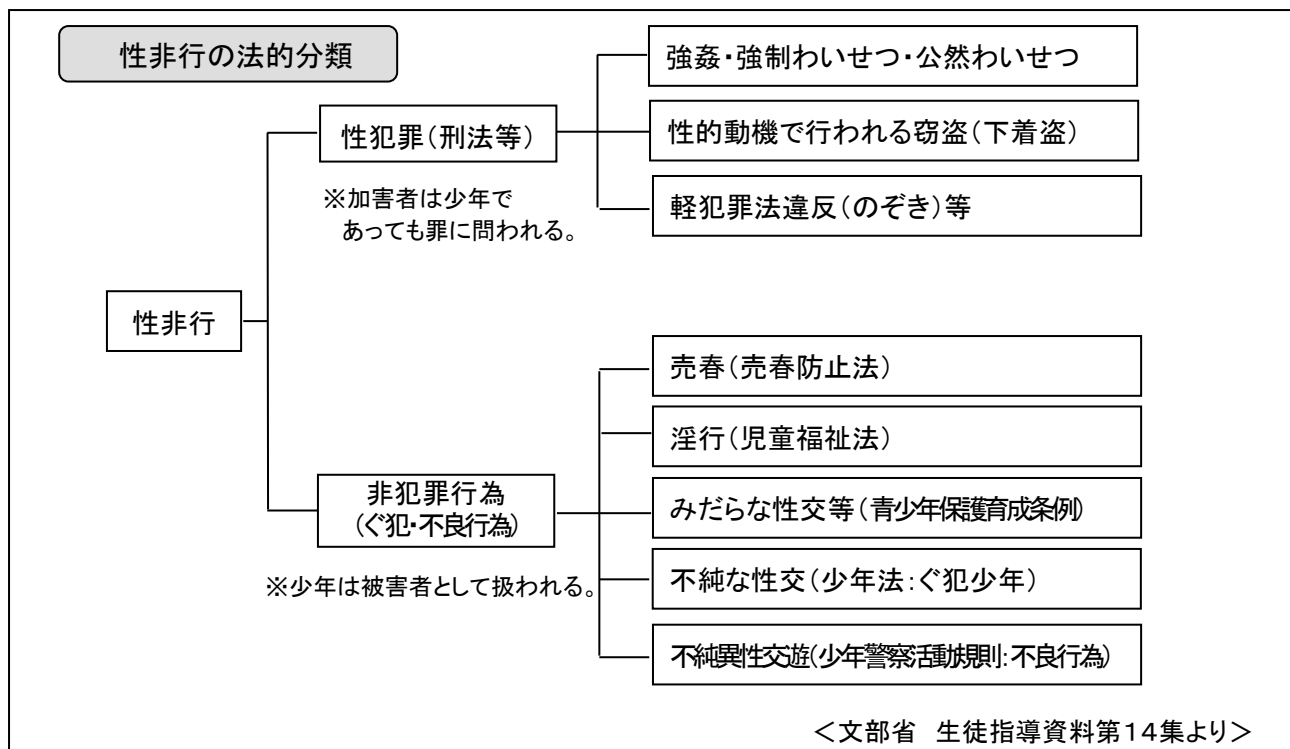
性暴力被害を受けた子どもの主な反応

- 身体症状 : 頭痛、腹痛、下痢、発熱、吐き気、食欲不振、めまい、不眠、悪夢、夜尿、夜泣き、じんましん、円形脱毛症、吃音など
- 行動 : 多動、衝動的、興奮しやすい、気分が変わりやすい、場当たりの、暴力的、自己破壊的、解離、退行、極端な対人関係(べたべたとまとわりつく・急によそよそしくなる・孤立)など
- 感情 : 無気力、抑うつ、混乱、不安、不快感、怒り、恐怖感、無気力、罪悪感、自責感、孤立感、不信感、屈辱感、自己評価の低下など

トラウマによる特徴的な反応(PTSD症状)

- 侵入 : 恐い体験を思い出して再体験する(フラッシュバック)、突然興奮して過度の不安状態になる(パニック)、出来事を再現する遊びをする、出来事を繰り返し話題にする、悪夢
- 回避 : 表情が少なくなりぼーっとしている、将来について絶望的な考えをもつ、出来事が話題に上ることをいやがる、出来事を体験した場所に近づくことをいやがる
- 過覚醒 : 寝付きが悪い、いつもイライラしている、集中力がなく落ち着きにくい、無気力、怒りっぽい

<藤森和美 編著「学校トラウマと子どもの心のケア」より>



コラム

【児童生徒の性犯罪被害防止について】

児童生徒が、学校での生活等に関連して性犯罪の被害に遭うことがあります。例えば、登下校時や放課後・休日の学校開放時、自然教室や修学旅行等の宿泊行事においてなどです。登下校時や放課後等の児童生徒の安全については、「学校の防犯マニュアル（平成21年2月 横浜市教育委員会）」等を参考に学校・家庭・地域・関係機関で協働した取組を一層強化する必要があります。また、校外学習や宿泊を伴う行事（自然教室、修学旅行等）においては、学校として次のような取組が必要です。

事前の段階で

- ・下見（現地調査）等の段階で、犯罪被害防止の視点から、現地（宿泊所等）の安全管理について十分に検討、把握する。
 - * 例えば、宿舎への外部からの侵入、宿舎内での移動等を想定して取り組む。
- ・現地（宿泊所等）の責任者から、過去に起きた問題点などについても十分に聞き取りを行う。
- ・現地の警察等との連携を図り、緊急時の対応を要請する。
- ・得られた情報等を元に、児童生徒への防犯教育を徹底するとともに、当日の職員体制について確認する。

被害が発生したら

- ・児童生徒の状況に十分配慮しつつ、正確に事実を把握する。（本項目【対応】を参照）
- ・現場の保存に留意しつつ、速やかに警察等への通報を行う。
- ・速やかに、被害児童生徒の保護者への連絡を行う。

*** 学校の危機意識の低さや対応の不手際は、被害児童生徒や保護者へ大変な痛手を与えることになりかねません。**

強制わいせつ(刑法第176条)

13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

淫行(児童福祉法第34条)

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

六 児童に淫行をさせる行為

みだらな性行為、わいせつな行為の禁止(神奈川県青少年保護育成条例第19条)

何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

3 第1項に規定する「みだらな性行為」とは、健全な常識を有する一般社会人からみて、結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交をいい、同項に規定する「わいせつな行為」とは、いたずらに性欲を刺激し、又は興奮させ、かつ、健全な常識を有する一般社会人に対し、性的しゅう恥、けん悪の情をおこさせる行為をいう。

売春防止法(第2条:定義 第3条:売春の禁止)

第2条

この法律で「売春」とは、対償を受け、または受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

第3条

何人も、売春をし、又はその相手方になってはならない。

児童買春・児童ポルノ禁止法

(平成26年7月15日改正)

* 正式には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」
主な内容

- 児童(18歳に満たない者)に対し対償を供与し、またはその供与の約束をして、当該児童に対し性交渉等を行うことを禁止
- 児童ポルノ(写真、電磁的記録に係る記録媒体その他で、児童による性交渉等を描写したものを提供・製造・所持等をする)を禁止

出会い系サイト規制法

(平成20年12月1日改正)

* 正式には「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」
主な内容

- 「出会い系サイト」を利用して児童(18歳に満たない者)を性交等の相手方になるように誘引する行為等を禁止
- 児童の「出会い系サイト」の利用禁止
- 「出会い系サイト」の掲示板に書き込みをして、性交の相手やお金目的の交際を求めることの禁止

* この法律の適用により、児童生徒は「犯罪者」にもなりうる。

性暴力のリスク要因に関する調査研究結果（抜粋）

《神奈川県警察少年相談・保護センター：平成26年3月発表》

1 調査期間 平成24年9月から平成25年11月まで(1年3か月)

2 調査対象

【研究1】◇性暴力群：性暴力により少年相談・保護センター(以下「センター」という)に係属した男子
39人(11～17歳)のうち、中学生20人

行為内容は、強制わいせつ、性的な目的のある暴行、盗撮、窃盗、のぞき等であった。

◇他の非行群：性暴力以外の非行によりセンターに係属した中学生男子44人

◇一般群：県内の公立中学校に在学する1～3年男子、合計266人

【研究2】◆性暴力群：性暴力によりセンターに係属した男子39人

◆反復性「低群」59人 ◆反復性「高群」14人(参考論文：大江ら、2007)

：少年鑑別所に收容された性暴力少年73人のうち、自己申告による性暴力回数が5回未満の者を反復性「低群」、5回以上の者を反復性「高群」と分類。

3 分析結果

【研究1】“性暴力群、他の非行群、一般群の3群比較による性暴力群の特徴”

センターで独自に作成した生活様式等に関する質問紙を3群に実施して、その結果から3群間の判別が可能かどうかを検証し「性暴力群」の特徴を抽出した。

その結果、「性暴力群」は、学校での喫煙経験、怠学、万引きなどの問題行動が「一般群」より多いが、「他の非行群」より少なく、日常生活では問題が顕在化しにくいことがわかった。しかし、怒りや不満を感じた時には、言葉で表現するよりも、暴力を振るったり物に当たったりする傾向があり、感情統制に課題を抱えていると推察された。このほか、TVやゲームの時間制限に納得していない者や、男女交際に関する情報源として『友だち』『先輩』以外に『学校の授業や教科書』の選択肢を選んだ者が多いという特徴があった。

【研究2】“少年鑑別所データの反復性「低群」と反復性「高群」の2群と比較した性暴力群の特徴”

性暴力の再犯リスクを予測するために作成された評価基準である、J-SOAP-II (Prentky & Righthand, 2003) をセンターの「性暴力群」に実施し、少年鑑別所データと比較して、性暴力が非行の初期段階に生じていると思われる「性暴力群」の特徴を抽出した。

その結果、「性暴力群」は少年鑑別所の2群に比べ、性暴力やそれ以外の非行について前歴が少なく、非行の多様性も乏しいが、性暴力の計画性や性欲動の強さ・固執、認知の歪みなどは顕著であることがわかった。また、少年鑑別所の反復性「低群」よりも、9歳以前の問題行動(粗暴行為、万引き等)を繰り返しており、他者への共感性も乏しく、性衝動や性的欲求の制御に問題があるという特徴が示された(ただし、反復性「高群」より低い)。一方で、少年鑑別所の2群と比べて学校や地域との繋がりが保たれ、環境からのサポートに期待でき、自分で行為の責任を引き受け、変わっていきたいという意欲があることが認められ、指導の手掛かりも少なくないことが示された。

4 調査結果を踏まえた学校における対策のポイント

(1) 特性の理解と課題の早期発見

性暴力少年は、いわゆる“非行少年”よりも問題行動が顕在化しにくい、感情統制や共感性の課題、性に対する固執や歪んだ認知を抱えていることが示唆される。そのため、日頃から児童生徒の特性理解と課題の早期発見に努めることは重要である。また、指導の際は、児童生徒の気持ちや考えを聴く機会を作り、言葉で相手に伝えたり先生に相談する等の不満や怒りを解消する方法を学ばせていく工夫が求められる。

(2) 現実に即した性教育の必要性

「性暴力群」は性に関する認知の歪み等を抱えていることから、学校における性教育は、発達段階を踏まえつつも、現実に即した正しい性的知識をしっかりと教えることが重要である。また、他人に対する共感性や人権意識を育むような教育を行うことも有効である。

(3) 保護者への啓発

低年齢からの性情報への接触防止やインターネットからの歪んだ性情報の接触を防止するために、保護者に対する啓発活動を通じて、ゲーム機、携帯電話、スマートフォン、PC等へのフィルタリングの推進や管理機能(ペアレンタル・コントロール)の強化を促すことが大切である。

また、家庭では性に関することにかかわらず、家族間のコミュニケーションを充実させることが望まれる。

10 性的な加害・被害

事例

小学4年生女子Aは、下校途中、同じ学校に通う6年男子Bに呼び止められ、公園に連れていかれました。人気のない公園のトイレの陰で、Bはズボンを下げて自分の下半身をだし、Aに触るように強要し、むりやりBの下腹部を触らせました。さらにBはAの下半身を触りながら、下着の中に手を入れてきました。

原因・背景

インターネットサイト上には、児童生徒にとって有害な性的情報があふれています。むやみにアクセスできないよう携帯電話やゲーム機、スマートフォンからのアクセスを制限していても、完全に閲覧できない環境をつくることは難しく、自宅のパソコンや携帯電話、スマートフォンなどで児童ポルノ、アダルトサイト、アダルトDVDを閲覧し、性に関する偏った知識を容易に得ることができます。このような状況は、社会的な善悪の判断の未構築な児童生徒が性的問題行動を起こす一因となっています。

また、性的な行為等について、して良いことや悪いこと、自分の身体の安全を守ることを含めた包括的な性教育が、家庭や学校において十分できているとは言い難い状況にあることも、一因として挙げられます。性的問題行動の加害者になった子どもが特別に性欲の強い子どもではなく、自己評価が低かったり、それほど悪いことだと認識していなかったりする子どもが、性加害を起こしてしまうことも見受けられます。

学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

【強要(刑法第223条)】

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し、害を加える旨を告知して、脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

【強制わいせつ(刑法第176条)】

13歳以上の男女に対し、暴行又は、脅迫を用いてわいせつな行為をしたものは、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対しわいせつな行為をした者も、同様とする。

対 応

基本方針

- 被害児童生徒の救済を第一に考える。
- 迅速な対応（医療・心のケア・事実の確認・保護者への説明等）を適切に行い、児童生徒に及ぼす影響を最小限にするとともに、被害の拡大を防ぐ。
- 二次被害を防止するため、当該児童生徒の人権やプライバシーを守ることに十分配慮する。
- 当該児童生徒の、身体的・精神的苦痛に十分配慮し、その「ケア」に努める。
- 加害児童生徒の犯した行為は重大な人権侵害行為であり、犯罪として取り扱われるべき事案であることの認識に立つ。
- 家庭や警察、児童相談所等との丁寧な連携を図る。
- 未然防止のために「プライベートパーツ」等の指導を発達段階に合わせて行う。（P 61 参照）

校内体制

【初期対応】

- 対策チームによる事実把握と方針の検討をする。
 - * 対策チームの構成は、校長、副校長、養護教諭、児童支援・生徒指導専任教諭、学年主任、担任等
 - * 情報管理を徹底し、情報を共有する範囲（職員集団）を慎重に判断する。
- 被害児童生徒からの聞き取りには、十分に配慮し、何度も同じことを聞くことがないように被害児童生徒の意向を生かした正確な実態把握をする。（P 59 留意点参照）
- 被害児童生徒の保護者への説明および意向の確認をし、必要に応じて、保護者に警察への被害届の提出を促す。
- 加害児童生徒への聞き取りおよび指導をする。（P 60 留意点参照）
- 被害児童生徒の保護者の意向を生かし、加害児童生徒の保護者への説明および、指導の依頼をする。
- 必要に応じて、心理の専門家に当該児童生徒への対応方法や教職員自身の心のケアを要請する。

22 緊急心理支援 参照

【中・長期的な対応】

- 被害児童生徒の心のケアについて、心理の専門家等と協働し組織的な支援体制を構築する。
- 警察や児童相談所と連携をとり、加害児童生徒の再発防止に努める。

本人への対応

【初期対応】

- 相談は被害児童生徒が信頼をおく複数の担当者（被害児童生徒に選んでもらう等）であたり、被害児童生徒が安心して相談できる環境を用意する。
- 担当者は、何度も同じことを聞くことがないように被害児童生徒の心情を理解したうえで事実を正確に把握する。

* 具体的に事実が確認できるように「いつ」「どこで」「だれから」「どんなことを」と項目をあげながら丁寧に聞くようにする。(P 59 留意点参照)

* 被害児童生徒は自責の念をもったり、相談することをためらったりするので、「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」というメッセージが伝わるようにする。

- 加害児童生徒に事実確認をする。しかし被害側から警察に被害届が出される場合には、どこまで学校が聞き取るか、警察と確認をする必要がある。また謝罪の場を安易に設定しないようにする。(P 60 留意点参照)

【中・長期的な対応】

- カウンセラーや他の相談機関と連携して被害児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整え継続して支援を行う。
- 加害児童生徒が適切に指導を受け、更生を目指そうとしていることがわかることが、被害児童生徒のケアになり、立ち直りにつながる。

保護者との協力

- 事案の発生が確認された場合、被害届の提出を保護者に進めることが望ましい。
- 保護者の傷つきも大きいために、保護者は、「なかったことにしよう」としたり、「自分のせいで」と思ったりすることがあるので、保護者の「傷つき」にも十分配慮する。
- 保護者が安心して相談できるような信頼関係を築き、必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し、長期的な展望をもって取り組む。
- 家庭が当該児童生徒にとって安心して過ごせる「居場所」となるよう、当該保護者と協働して家庭環境を整備する。

専門機関との連携

- 警察や医療、福祉、相談機関等と適切な連携を図る。
 - * 児童相談所への児童通告等
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、犯罪被害防止などの観点から、警察との相互連携を行う。
 - * 警察への連絡票の提出等

被害後の反応及び話を聴いてもらうことの意味

- ・はしゃぐ、元気そうにふるまう
- ・落ち着かなくなり、大人にまわりつくようになる
- ・何もなかったようにふるまう
- ・性的な言動が見られる
- ・食欲がなくなる、眠れないなど身体症状が出る
- ・生活が落ち着いてから症状が現れることや思春期を迎えてから、被害の「意味」を知り、不安定になることもある。

安心して話せること、「あなたは悪くない」というメッセージが伝わることで子どもの回復につながる



性暴力被害を受けた子どもへの聞き取りの留意点を参照 (P 59 留意点)

被害児童生徒への聞き取りの際の留意点

1 目的 被害事実の正確な把握をするとともに、被害児童生徒の安全・安心の確保に全力が傾けられることが伝わる。

2 留意点

- (1) 聞き取りをする教職員を子どもに選んでもらう。
- (2) 被害児童生徒にどの教職員が聞き取るのがよいのかは、性別や子どもとの関係性に十分配慮する。また、加害者が被害児童生徒と同性的場合には（男子同士など）慎重に検討する。（男の子は想像以上に辱めを受けた感覚が強い）
- (3) 複数で聞いていてもよい。
- (4) 「大事なことからきちんと聞きたい、後できちんと思い出せるようにノートにとるね。」とさりりと確認し、記録する。

3 確認の際の聞き取りのセリフ(例) ※事案の内容や児童生徒の状態に合わせて変えてください。

- ① 「～であなたに起きたことについて教えてほしい。」
- ② 「思い出すといやなことかもしれないけど、ゆっくり聞くからゆっくり思い出してくれる。」
- ③ 「それはいつあったのかな？」
※「わからない」と答えた場合は「お昼を食べたあとかな？前かな？」「ずっと後？ちょっと後？」と聞いていき、ある程度の時間を特定する。

④ 「どこであったのかな？」

⑤ 「④で答えた場所であなたにどんなことが起こったのかな？」

⑥ 「次にどんなことが起きたのかな？」※「ここでどう思った？」とは聞かない。

⑦ 「それから何が起きたのかな？」

※上手に説明できないことが普通なので、もし被害を受けた箇所を示せない時は、子どもたちも見つたこともある保健の教科書などで確認する。

※起きたことを教職員が聞くと教職員自身が苦しくなってしまうこと（これは自然な反応ではあるが）もあるが、その気持ちを露骨に出さない。子どもの苦しさを共有しつつ、冷静で穏やかに対応する。

⑧間をおいて、ちゃんと話を聞いたことを表情で伝える。

⑨そのあと、「それは1回それとももっと？」と聞く。

⑩「他にはどんなことがあるかな」と聞く。

⑪起きたことについて子どもが表現した言葉で繰り返して確認する。

「～で、～頃、～さんが、あなたに、～をしたんだね（されたんだね？）それでいいかな？」

⑫「まだ話していないこと、他にもある？」

⑬「今思い出せなければ、後からでもいいから思い出したら話してくれる？」

⑭「よく話してくれたね。」「二度といやなことがないように、先生や大人たちがあなたを守っていくからね」「あなたは決して悪くないよ。」

⑮「最後に何か心配なことある？」「今後思い出したり、心配なことがでたりしたら、どうする？」
「そのときは～先生と話す時間をくださいね。」

※ わからないことや、迷うことがある場合には、心理の専門家に助言を受けるようにする。

加害児童生徒に確認する際の留意点

1 目的 加害児童生徒が二度と同じことをしないように、事実を正確に認めさせる。

2 留意点

(1) 加害児童生徒が事実を認めやすくするため、いつ、どこで、どこを、どのようにということ
を、できるだけ正確に伝える。

(2) 被害事実は時間をかけてしっかり把握しているので、認めないとなると「きちんと思い出せ
るまで何回もお話を聞くことになるかもしれない」「相手に嫌な思いをさせて忘れてしまうの
は間違っていること。同じことを繰り返さないために何があったかきちんと思い出して欲しい
」などと伝える。

(3) 「大切なことだからきちんと記録にとるね。」さらっと確認して複数で対応する。

3 確認の際のセリフ（例） ※事案の内容や児童生徒の状態によってセリフを変えてください。

① 「～と言った（した）事はある？」「何回？」「〇〇さんは～回とっているけど、よく思
い出して」。

※加害者は過少に伝えることがあるため予め被害者が覚えている回数を伝える

② 「そのとき、〇〇さんに～と言ったかな」

③ 「〇月に〇〇（場所）で、〇時間目と〇時間目の休み時間にあなたが〇〇さんに～をした
ということだけど、そういうことはあったかな？」

④ 「〇〇さんはそのとき～と言ったそうだけど覚えているかな？」

⑤ 「このことで、〇〇さんはどんな気持ちになったのかな？」

※加害児童から出てきた気持ちの言葉を繰り返しつつ、「とても嫌だった」「嫌だけど嫌と言え
ない気持ち」「友だちだと思っていた子から裏切られた気持ち」などを出てこなければ付け
加えながら解説する。

⑥ 「相手が嫌だと思っているのに、相手の体を触ったり、自分の体を触らせたりすることは、
間違っているんだよ。」「このことは、大人になってから同じ間違いをしたら警察に捕まっ
てしまうこと。これから、同じ間違いをしないように、先生たちやうちの人と話をしたりして、
一緒に正しいことを勉強していこうね。」（発達段階に応じてセリフを変えてください）

※ 最後に「あなたが、自分がしたのと似たようなことをされたことはある？」「あなたが、自分
は嫌なのに体を触られたり、見られたりしたことはある？」と加害児童自身に被害体験があるか
どうかを聞く。

※ わからないことや、対応に苦慮することがあれば、心理の専門家に助言を受けるようにする。

性被害加害を未然に防止するために

児童生徒を、性被害性加害から守るために、発達の段階に応じた性教育が必要です。

性教育とは「生」教育であり、自分や他者が、健康に生きるための教育です。自分の心身を守り、自分や他者を大切に、健康に生きるための正しい知識やスキルを伝えていきましょう。

プライベートパーツについて

【プライベートパーツとは】

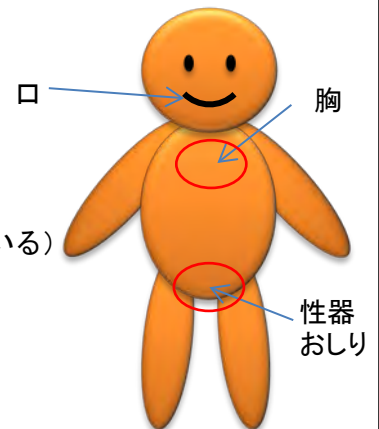
- 自分だけの（プライベート）大事な身体のところ
- 命にかかわる大切なところ
- 水泳のときに水着で隠す部分

具体的には 胸（心臓がある）

性器（尿を出す、精子をつくる、卵子が入っている）

おしり（うんちが出る）

口（食べ物を入れる、息を吸う）



【プライベートパーツのルール】

プライベートパーツにかかわるルールを確認し、それを守るよう指導することが大切です。

- 1 他人のプライベートパーツをさわってはいけない
- 2 他人に自分のプライベートパーツをさわらせてはいけない
- 3 自分のプライベートパーツを見せてはいけない
- 4 他人のプライベートパーツを見ようとしてはいけない
- 5 一人にいるときは、自分のプライベートパーツをさわってもいい（トイレ、お風呂など）
- 6 性的な言葉や行動で、他人をいやな気持ちにさせてはいけない
- 7 お医者さんや、看護師さんには見せていい

性行動のルールについて

【スキンシップについて】

【OKなスキンシップとは】

うれしい、安心、心が温くなるもの（喜びのハイタッチ、さよならのあいさつの握手等）

【OKでないスキンシップとは】

痛い、怖い、悲しい、心が変な感じがするもの（人のプライベートパーツを触る、触らせる等）

【いやだと思った時には】

「いやだ」と言う 逃げる 相談する

11 児童虐待

事例

身体的虐待

転校してきて間もない小学4年生Aは、放課後になってもなかなか家に帰ろうとしません。特別な用事があるわけでもないのに、毎日のように学校に残って係活動をしている友人とおしゃべりをしています。

ある日、担任がその輪のなかに入って色々な話をしていると、何気なく袖口からのぞいたAの腕にタバコの火を押しつけたような火傷のあとが数カ所あることに気づきました。まだ新しい傷もあります。注意してみると、襟首のところにも引っかかれたような傷が何カ所かあります。思い返すと、Aはほとんど家の人のことを話そうとしませんでした。

性的虐待

Bは、小学6年の夏休みに外泊が多くなりました。友だちのCが、保健室で養護教諭にBの外泊の理由を話しました。

その話によると、Bは小さい頃から悪いことをすると、罰として服を全部脱がされて部屋に立たされていることや、最近では父親がBの布団に入り込んできて身体を触ることなど、Bの家庭の様子が分かってきました。母親は、父親の行為を止めようとしたのですが、暴力をふるわれるため黙認したことも分かりました。

Bは、活発な子でしたが、最近は休み時間も教室に一人でいて、ふさがちのことが多いようです。

ネグレクト

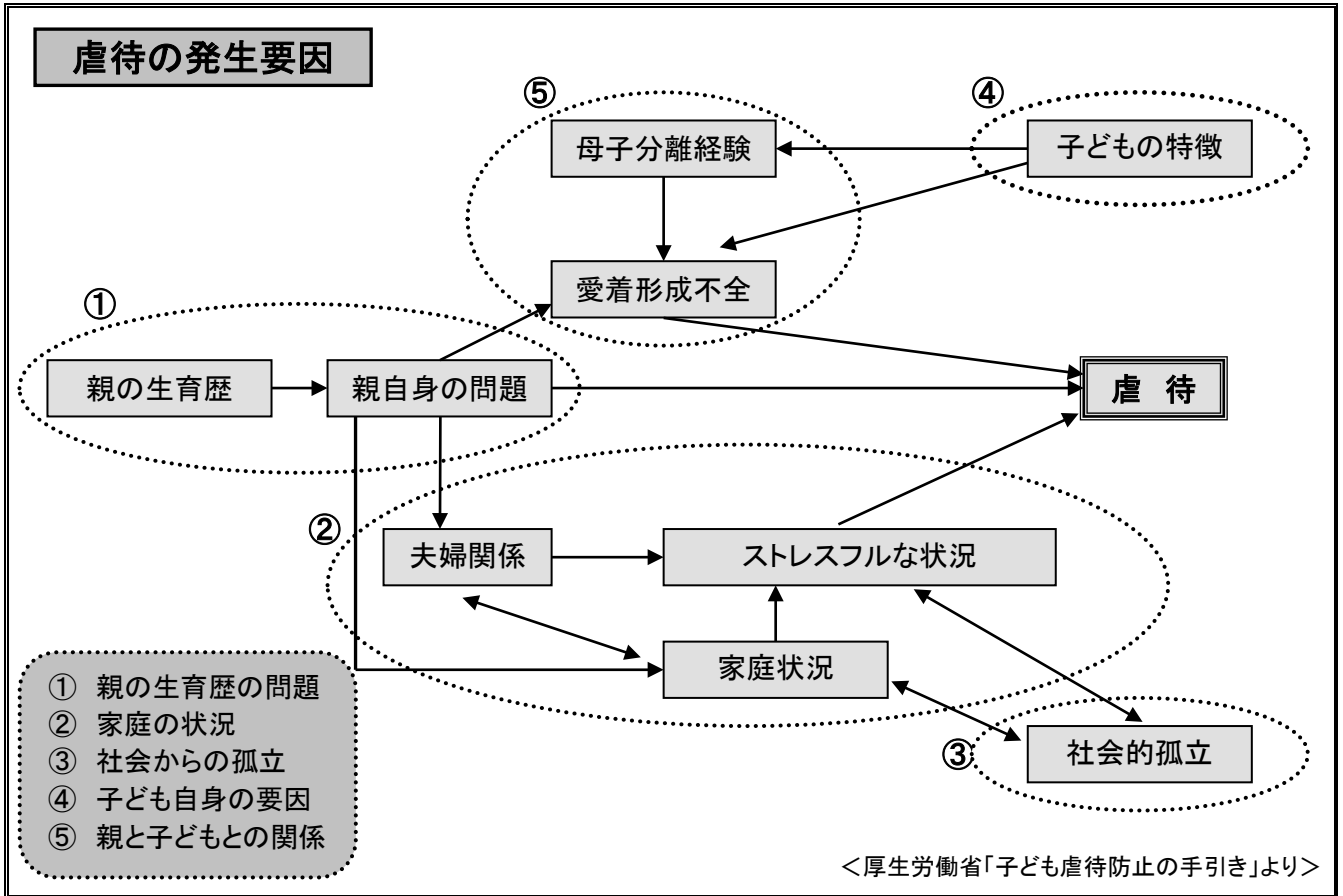
Dの家族は、小さい子どもだけでいる時間が多く、泣き声が長く続くことがよくあったので、近隣の家から児童相談所へ通報がありました。その日も母親の帰宅は深夜でした。

学校でのDの行動は、学習が不十分のまま登校することが多く、宿題は手につかない状態でした。他人のものも自分のもののように扱い、黙って持ってきてしまうなど、善悪の判断が乏しいところが見られました。ですから、友だちもできず、休み時間は一人でいることが多くなりました。家に帰ると下の子の世話や家の掃除、食事の用意のため、放課後は急いで家に帰るようになりました。

心理的虐待

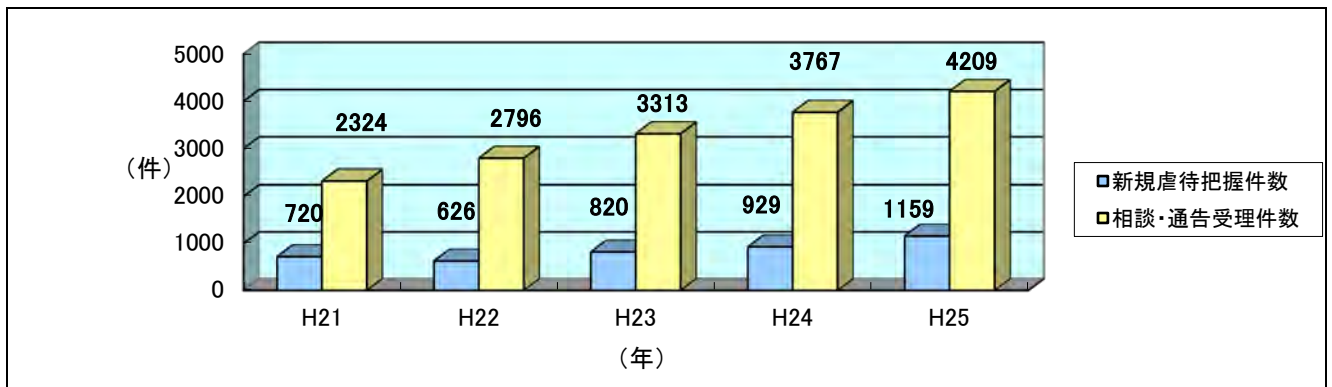
Eの父親は、母親から気に入らないことを言われると、Eの目の前で母親に暴言を吐いたり、暴力をふるっていました。Eの父親は、Eには暴力をふるいませんでしたが、下校時間を見計らって家に電話をしてきて、Eがいないと怒り、帰宅すると母親に暴力をふるうため、Eは友だちとも自由に遊ぶことができませんでした。Eの父親が母親に暴力をふるっているとき、Eは悲しくて隣の部屋で泣いていましたが、父親の行為を止めさせようとして間に入ったこともありました。

原因・背景



<以下「子ども青少年局中央児童相談所」H26.5.26 記者発表資料より>

横浜市児童相談所の児童虐待対応件数及び新規把握件数

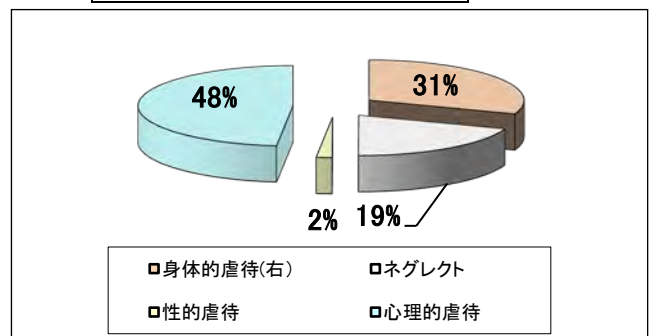


新規虐待把握件数(虐待種別)

(単位:件)

	23年度	24年度	25年度
身体的虐待	320	355	354
ネグレクト	231	205	226
性的虐待	19	16	19
心理的虐待	250	353	560
合計	677	683	701

H25年度 虐待種別構成比



対 応

基本方針

- 日頃から、虐待の早期発見に努める。 【児童虐待防止法第5条：早期発見努力義務】
- 虐待を受けたと思われる児童生徒を発見したら、速やかに児童相談所等に通告する。
【児童虐待防止法第6条：通告義務】
- 「保護者との信頼関係」よりも「児童生徒の安全」を優先する。
- 早急に情報と取組方針を共有し、全教職員で児童生徒への支援を行う。
- 関係機関と連携して児童生徒の安全を確保する。

校内体制

- 日頃から、教職員間、保護者、民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携し、児童生徒の情報交換を行い、虐待を見逃さない校内体制を整える。
 - * 長期にわたる欠席などで、直接、児童生徒と接触ができない場合、保護者等による重篤な虐待が存在する可能性がある。
 - * 反抗的な行動や粗野な行動など、問題行動の背景に、虐待が存在する可能性を考える。

【初期対応】

- 虐待を受けたと思われる児童生徒に関する情報収集を行う。
 - ・ 児童生徒との会話 ・ 友人関係 ・ 健康診断 ・ ケガ等の処置
 - ・ 保護者との会話 ・ 地域や他の保護者からの情報
- 情報を共有し、支援方策を検討する。
 - ・ 観察記録の作成 ・ 児童生徒への支援 ・ 当該保護者への支援
 - ・ 関係機関と連携した支援 ・ 児童相談所等への通告、相談
- * 緊急度、重篤度を査定し、状況に応じて書面による通告を行う。(P 158 参照)
- 学校や家庭の環境を調整し、当該児童生徒の「安全な居場所」を確保する。

【中・長期的な対応】

- 教育相談体制を整備し、児童生徒が悩み事や相談事を打ち明けやすい校内環境を構築する。
- 児童生徒が自己肯定感を高め、自己指導能力が育成される環境を組織的に推進する。
 - * 「横浜プログラム」の、「しっかり断る」等のプログラムの活用
- 児童虐待防止に関する職員研修を実施し、早期発見のポイントや関係機関への通告方法など、具体的な対応の手だてについて理解を図る。
- 日頃から、保護者や関係機関等との連携を図り、信頼関係を構築する。

本人への対応

【初期対応】

- 学校が安全な場所であることを伝え、被虐待児童生徒が安心して生活、相談できる環境を提供する。
 - * 保護者の不適切な養育のため、不衛生な服装で登校したり忘れ物が増えたりすることもあるため、身の回りを整えられるように発達段階に応じた支援を行うとともに、周りの児童生徒との温かい人間関係づくりに努める。
- 被虐待児童生徒のありのままの感情を肯定的に受け止め、共感的に話を聞くことに心がける。
(特に「性的虐待」においては、二次被害等にも配慮しながら、この点を大切にしたい。)
- 虐待によって十分に取組めなかった学習を保障するため、必要に応じて個別の指導を行う。

【中・長期的な対応】

- 当該児童生徒の「安全な居場所」を保障し、安心して学校生活を送れる環境を整える中で、継続して支援を行う。
- 必要に応じて、カウンセラーや医療機関、相談機関等を紹介し、長期的な展望をもって取り組む。

保護者との協力

- 日頃から保護者が安心して相談できるような信頼関係を築き、保護者の養育態度を把握する。
- 家庭が当該児童生徒にとって安心して過ごせる「居場所」となるよう、当該保護者と協働して家庭環境を整備する。(中長期的にも大切である)
- 必要に応じて、相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

専門機関との連携

- 児童相談所等の福祉機関や医療、相談機関等との連携システムを構築する。
- 幼・保・小・中・高・特別支援学校による異校種間の情報連携を促進し、特にきょうだい関係についての情報の共有を心がける。
- 地域や他の保護者から積極的な情報提供や関係機関への通報がなされるよう、児童虐待の防止に向けた広報啓発活動や協力要請を図る。
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、児童生徒の健全育成などの観点から、警察との相互連携を行う。

児童福祉法(第25条)

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

* 要保護児童: 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

児童虐待の防止等に関する法律

○第5条【児童虐待の早期発見努力義務】

学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

○第6条【児童虐待に係る通告義務】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

横浜市子供を虐待から守る条例

○第7条(関係機関等の責務)

関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。

コラム

【児童虐待の関係機関への通告について】

学校が、児童虐待を関係機関へ通告したことで、保護者との関係が崩れることを恐れ、通告をためらう場面が見られます。

しかし、児童虐待は重大な人権侵害行為であり、児童生徒の安全確保は全てにおいて優先されること、学校における「通告義務」が「守秘義務」に優先すること(児童虐待の防止等に関する法律第6条)、また、通告を受けた者は、「当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」(同7条)とあることなどから、学校は、関係機関への通告をためらってははいけません。文部科学省通知(16初児生第2号)でも、「児童虐待の防止に関する法律第7条」の条文を引いて、「学校においては、幼児児童生徒の保護者との関係が悪化するなどを懸念して通告をためらうことがないようにすること。」とあります。

12 薬物乱用

大麻、コカイン、ヘロイン、MDMA、覚醒剤、シンナーなどの医療目的でない薬物を使用すること、医薬品を医療目的以外に使用することをいいます。たとえ1回使用しただけでも乱用にあたります。

(神奈川県警察 「STOP! THE 少年非行」から)

事例

A中学校の3年女子Bが、部活動の朝練習のために朝早く体育館に入りました。準備のため、体育館内の倉庫を空けたところ、窓ガラスが割れ、倉庫内の道具類が散乱していました。また、タバコの吸い殻の他に、乾燥植物片が多数入ったビニール袋が落ちていました。驚いたBは、職員室にいた顧問の教師に状況を伝えました。

原因・背景

薬物乱用には、次のような背景がみられます。

【薬物の危険性や有害性についての誤った認識】

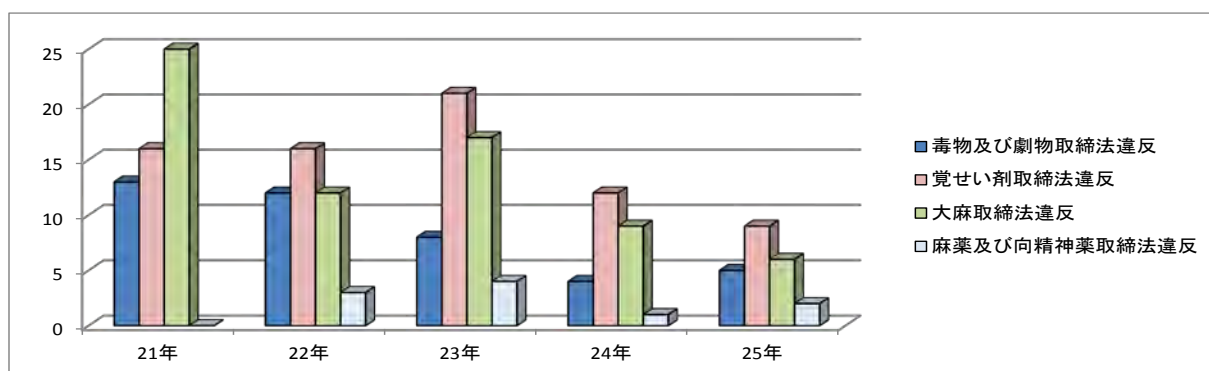
○ダイエット効果がある ○受験勉強に集中できる ○1回くらいなら大丈夫 ○いつでもやめられる

【薬物乱用に対する抵抗感の希薄化】

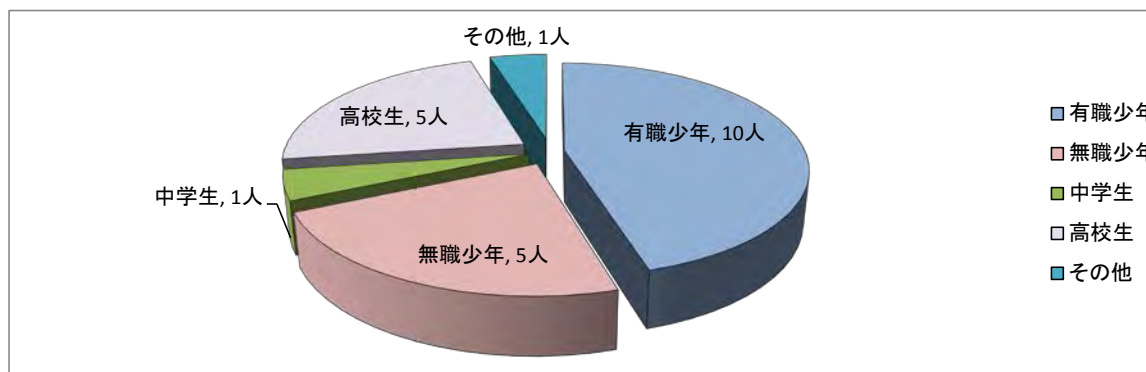
○ カッコいい ○ファッション感覚 ○友だちに勧められて ○みんなもやっているから

<神奈川県警察「少年の薬物乱用を防止するために」より>

薬物乱用の推移 <以下、神奈川県警察 平成25年中の少年非行の概要より>



平成25年 薬物乱用少年 学校・職業別状況



対 応

基本方針

- 薬物の乱用は「依存性」が高く、継続することによって児童生徒の心身に多大なる悪影響を与え、最悪の場合は「死に至る」という、命に関わる問題として捉える。
- 行為に至る児童生徒の心情をくみ取るとともに、家庭の養育態度や交友関係（「入手経路」を含む）等の背景を慎重に見極める。
- 指導の過程で、児童生徒の人権を侵害する行き過ぎた言動や体罰が発生しないように十分配慮して対応する。
- 家庭や警察、医療等との丁寧な連携を図る。
 - * 薬物と思われる物を発見した場合には、原則として手を触れることなくその場所に保存し速やかに警察に連絡します。（現場保存し、他の者に触れさせないように留意する）

校内体制

【初期対応】

- 組織的な指導体制（管理職、担任、児童支援・生徒指導専任教諭、養護教諭等）のもとに、正確な事実把握と指導・支援策の検討を行う。
 - * 役割分担（情報集約、記録、関係機関との連絡調整、保護者対応等）を明確にする。
- 情報の管理に努め、プライバシーや人権に十分配慮して対応する。
- 学校や家庭の環境を調整し、児童生徒の「居場所」を確保する。

【中・長期的な対応】

- 児童生徒が自己肯定感を高め、社会的な規範意識が育成される環境を組織的に推進する。
 - * 「横浜プログラム」の、「しっかり断る」等のプログラムの活用
- 教育相談体制を整備し、児童生徒が悩み事や相談事を打ち明けやすい校内環境を構築する。
- 薬物の乱用につながる不良行為（喫煙・飲酒・深夜はいかい等）を行う児童生徒が拡大しないよう、喫煙・飲酒防止教育や非行防止教育の充実と徹底を図る。
- 小中で連携し、計画的・組織的な薬物乱用防止教室を開催し、薬物の恐ろしさについて児童生徒や保護者を積極的に啓発する。
- P T Aや自治会、警察等と連携を図り、地域社会の教育力の向上を図る。

本人への対応

【初期対応】

- 薬物乱用は違法行為であることを指摘し指導する。
- 薬物乱用は大変「依存性」が高く、継続することで心身に多大な悪影響を及ぼし、最悪「死に至る」行為であることを指摘し指導する。

- 当該児童生徒の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分に把握し、当該児童生徒が自己肯定感を高めて学校生活が送れるよう指導する。
- 当該児童生徒の「居場所」を確保し、安心して学校生活が送れる環境を整備する中で、継続して指導を行う。

【中・長期的な対応】

- 「横浜プログラム」のY-Pアセスメントシート等を活用し、社会的スキルの育成状況を把握するとともに、自尊感情や社会的な規範意識を醸成するための適切な支援策を講じる。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

保護者との協力

- 家庭と連携を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
 - * 保護者は、学校とともに児童生徒の豊かな成長に取り組む、「重要なパートナー」であるという位置づけを忘れない。
- 保護者が安心して相談できるような信頼関係を築き、養育態度の改善が図れるような十分な相談活動に取り組む。
- 家庭が当該児童生徒にとって安心して過ごせる「居場所」となるよう、当該保護者と協働して家庭環境を整備する。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

専門機関との連携

- 警察署や医療、相談機関等と適切な連携を図る。(児童生徒、家庭へのアプローチ)
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。

コラム

飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査(2012年)

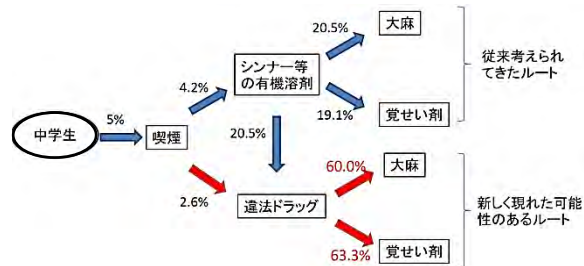
調査目的: 中学生の薬物乱用の広がり把握し、検討すること。

調査方法: 全国235校を対象とし、アンケート調査。

有効回答数は124校より54,486人。

調査結果

- 120人が危険ドラッグを乱用した経験ありと回答
- 身近に危険ドラッグ使用者がいると答えた者は1.2%
- 危険ドラッグを入手可能とした者は15.6%(大麻は12.4%、覚醒剤は12.3%)
- 危険ドラッグの危険性の周知率は61.9%
- 「シンナー遊び」経験者(283人)のうち、大麻、覚醒剤乱用経験者はそれぞれ約2割
- 危険ドラッグ経験者(120人)のうち、大麻、覚醒剤乱用経験者はそれぞれ約6割



危険ドラッグが大麻、覚醒剤のゲートウェイドラッグとなっている可能性が示唆されています

(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所研究報告等より)

覚せい剤

覚せい剤は、化学合成で作られる薬物です。無色の結晶または白色の結晶性粉末で、無臭、やや苦みがあります。使用により一時的に中枢神経を興奮させる作用があるため、気分が爽快になり、疲労感や倦怠感が吹き飛んで作業の能率が上がるような錯覚にとらわれます。覚せい剤の作用の持続時間はだいたい5時間から6時間で、疲労感、脱力感が残ります。この疲労感、脱力感を解消できるような気がして繰り返し覚せい剤を使用していると常習となりやがて中毒に陥ってしまいます。中毒に陥ると、幻聴、幻覚、妄想がひどくなり、現実にはありもしないものが見えたりします。

関連法：覚せい剤取締法

シンナー

吸引により急激に酩酊状態となり、依存性も強く、乱用を続けると大脳が萎縮し、意識障害、記憶力の低下、幻覚・妄想などを引き起こすほか、内臓などの身体全体に障害が起こります。成長期の青少年にあっては、骨や筋肉などの発育を阻害し、大量摂取では呼吸困難に陥り、死に至ることもあります。

関連法：毒物及び劇物取締法

向精神薬

向精神薬とは、神経症や不眠症などに対する医薬品で、薬局から購入し服用するには医師の処方箋が必要です。若年層を中心に乱用者が増えており、乱用すると、中毒になり頭痛、けいれん、錯覚などの症状が現れ、覚せい剤などと同様に、一度に多量に服用すると中毒死する危険があります。

関連法：麻薬及び向精神薬取締法

MDMA(エクスタシー)

覚せい剤類似の構造を持つ合成物質でいわれる“デザイナードラッグ”の代表的な薬物で、麻薬の一種です。本来は白色粉末ですが、多くは様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤で密売されることが多く、抵抗感なく安易な気持ちで使用してしまう恐れがあります。強い精神的依存性があり、興奮作用と幻覚作用を併せ持ち、脳や神経系を破壊するなどの悪影響があります。

関連法：麻薬及び向精神薬取締法

大麻

大麻は、一般にマリファナと呼ばれ、茶色または草色で、乾燥大麻、暗緑色の棒状、板状の大麻樹脂、粘性の暗緑色の液体大麻があります。

大麻を使用すると陽気になり多弁になると言われており、触覚、聴覚、味覚、視覚等が過敏になり変調をきたします。また思考が分裂し、過去、現在、未来の観念の混乱が生じて感情が不安定になり、幻覚や妄想におそわれるようになります。

関連法：大麻取締法

危険ドラッグ

危険ドラッグとは、法律的な定義はありませんが、「合法」などと称し、多幸感や快感を高めたり、幻覚作用等を有するものとして販売されている製品のことをいいます。規制を逃れるため、本来の使用目的を隠し、お香、ハーブ、アロマ、バスソルト、ビデオクリーナー、芳香剤、植物肥料、試験検査薬など様々な用途を装って販売されています。

危険ドラッグを使用した者が、使用により意識障害、おう吐、けいれん、呼吸困難、意識障害等を起こして、緊急搬送されたり、死亡したり、重体に陥る事件が発生しています。また、危険ドラッグを使用して自動車を運転し、暴走させ、交通事故(死亡事故)を引き起こす事件なども全国各地で発生しており、危険ドラッグの乱用は大きな社会問題となっています。

関連法：薬事法等

【神奈川県警察「薬物の根絶を目指して」等から】

13 いわゆる「学級崩壊」

「学級崩壊」という用語に関して

「学級崩壊」という用語は、マスコミによって命名されたものです。

そもそも「学級」とは、「学級経営の充実に関する調査研究」(平成11年9月)によれば、

- 「期限付きで人為的に学校内に編成された生活集団であり学習集団」で、
- 「さまざまなおめきや混沌とした状況をくぐり抜けながら、個人も集団もそれぞれの課題を発見し、成長するための契機をつかむ場」、あるいは、
- 「もともと『形』のあるものではなく、4月から始まる1年間、授業や集団活動など多様な活動を通して新しくつくられるもの」

とされています。ですから動的な意味での学級のありようからして、どの時点での、どの状態を指して「学級崩壊」と判断するかは非常に難しいものです。

また同調査研究によれば「学級崩壊」を、「学級がうまく機能しない状態」という表現を用い、「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指示に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」としています。本市でも、同調査研究の定義を踏まえ、複雑で微妙な意味を含んだ「学級崩壊」という用語を注意深く捉えるため、用語の使用を『いわゆる「学級崩壊」』として検討します。

事例

事例Ⅰ

1年2組では、4月の学級スタート時点から、着席できない児童、学習用具の準備ができない児童、人の話を聞けない児童、思い通りにならないと興奮して暴れ他の児童に暴力を振るう児童などが5、6名いました。5月に入ると、授業中にもかかわらず、机やロッカーの上に寝そべってしまう児童が出てくる始末で、授業の進行にも大きな支障が出てきました。担任教諭は、問題が起きるたびに保護者に連絡し、家庭でのしつけを依頼しましたが、状況はなかなか改善しませんでした。7月になると、今まで真面目に授業に取り組んでいた児童の中にも、落ち着きのない児童に同調する児童が出てきました。

事例Ⅱ

小学6年生男子Aは、年度当初から、当番活動をやらない、学級のルールを守らないなどの行動がありました。学級担任は、前年度から課題のある男子Bや不登校状態にある女子Cに対し、きめ細やかな指導を継続しています。しばらくすると、Aが、授業中教室の中で勝手な行動をとることが目立つようになりました。学級担任がAを指導しようとする、Aは「BやCはいいのかよ」と言い指示に従わず、勝手に話をする、物にあたる、教室を出て行くなどの行動をとるようになり、Aと行動をともにする男子児童もでてきました。Aたちは、学級担任だけでなく、専科や少人数担当の教師の指示も聞き入れない状況となっています。最近では、教師が、男子児童の問題行動に対応することが中心になり、女子児童の多くは、「自分たちは大事にされていない」と不満を持つようになってきました。

原因・背景

いわゆる「学級崩壊」の背景として、「これまでの教師像の崩壊」「家庭教育の崩壊」「地域の教育力の崩壊」等があると言われています。また、その原因と考えられものとして、「教師の指導力不足及び学級経営の失敗」だけでなく、「児童の規範意識の低下」「児童のコミュニケーション能力不足」「いじめや学級内の人間関係によるもの」「特定の児童が誘因となる授業の遅れ・荒れ」「保護者の教師批判・不当な要求」「発達障害に対する無理解」などがあげられ、これらが複雑に絡み合うことが多く見受けられます。

小学校では、それぞれの学級担任が児童の学校生活のほとんどの場面にかかわるため、児童指導においても学級担任による学級運営の意義や利点を生かした取組が必要です。同時に、担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と児童指導が相互に補完し合って学校全体が児童支援専任教諭を中核として組織的に児童指導の充実・強化を図ることが必要です。

生徒指導提要(平成22年4月2日)より抜粋

第6章 生徒指導の進め方

I 児童生徒全体への指導

第4節 学級担任・ホームルーム担任の指導

開かれた学級経営・ホームルーム経営の推進

学級担任・ホームルーム担任の教員が生徒指導において担う役割はとても大きなものがあります。しかし、このような役割や責任を強く考えるあまり、様々な問題を自分だけで抱え込もうとしたり、誤っていわゆる学級王国・ホームルーム王国的な考えに陥るようなことがあったりしてはならないでしょう。

学級・ホームルームの中には、いろいろな個性を持った児童生徒が存在します。多様な児童生徒の個性を伸ばし、児童生徒一人一人の健全な成長発達を促すためには、指導する担任が開かれた心を持ち、学級経営・ホームルーム経営に取り組むことが必要です。

生徒指導は、全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進めることが大切です。この点を踏まえ、校長や副校長、教頭の指導の下、学級担任・ホームルーム担任の教員は、学年の教員や生徒指導主事、さらに養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラーなど他の教職員と連携しながら開かれた学級経営・ホームルーム経営を進めることが必要です。

また、開かれた学級経営・ホームルーム経営を進めるに当たっては、家庭や地域社会との連携を密にすることが大切です。特に、保護者との間で、学級通信・ホームルーム通信や学年通信、保護者会や家庭訪問などによる相互の交流を通して、児童生徒理解、児童生徒に対する指導の在り方について共通理解を深めることが大切でしょう。

対 応

基本方針

- 学校の指導体制や指導方針など、教職員全体の問題であるとの認識に立つ。
 - * 学級担任一人の問題に矮小化しないことが大切である。
- 全校教職員が学級の状況や課題を共通理解し、組織（チーム）として方針を立て対応する。
- 現象的な問題解決に取り組むだけでなく、「困っているのは児童である」との認識で臨む。
- 児童の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分に把握して早期に指導を行う。
- 保護者やPTAと協働する。

校内体制

【初期対応】

- 組織的な指導体制のもと対策チームを編成し、正確な学級の状況把握と対応方針を検討する。
- 当該学級の改善に向けた校内支援体制（学年ブロック（低・中・高）制の導入等）を整備する。
- 全教職員が児童の問題行動に対して、毅然とした一貫した指導（「ぶれない指導」）を行う。
 - * 授業妨害行為を行う児童が拡大しないよう、人間関係等にも十分配慮して指導する。
 - * 学校毎に「ぶれない指導」を具現化するために、「〇〇小学校スタンダード」を確立する。
- 「授業規律の確立」と「分かる授業」を目指し、実情に合わせて教科担任制の導入、学級を分担しての少人数授業、複数指導者（T1・T2）による授業等を展開する。
- 教育相談体制の充実を図り、「担任や学級への不安や不満」を学校として受けとめる環境を整える。
 - * 全教職員による「チャンス相談」や「アンケートによる意識調査」も有効である。
- PTAや地域に対して学級・学校の現状と今後の対応方針を伝え、協力を求める。

【中・長期的な対応】

- 担任が問題を一人で抱え込まないように、指導上の課題や悩みについて、他の教職員に気軽に相談できる雰囲気や仕組みをつくる。
- 全教職員で、児童が落ち着いた学校生活を送ることができるための「基本的な生活習慣にかかわる児童の行動目標」を策定する。
 - * 「行動目標」は、児童にとって分かりやすい言葉で具体的に示し、教職員も毅然とした指導を継続する。
- 「分かる授業」「個に応じた指導」等を目指す授業改善を推進する。
- 学級集団としての充実感が得られるような取組を工夫し、自らの進歩の状況を感じさせ、学級への帰属意識を高める。
- 「横浜プログラム」のY-Pアセスメントシート等を活用し、社会的スキルの育成状況を把握するとともに、自己有用感を高める指導の推進や社会的な規範意識を醸成するための適切な支援策を講じる。
- 問題行動への対応は、具体的なマニュアルを作成し、校内研修等で内容を確認することにより、

教職員間の共通理解を図る。

- 幼稚園、保育園との連携により、新入学児童や家庭及び幼児教育の実情を把握する。

* 幼保小連携の推進

本人への対応

【初期対応】

- 単なる叱責や説諭に終わらず、当該児童の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- 「生命や安全を脅かす行為」「他者の人権を侵害する行為」等に対しては、当該児童に自らが行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の気持ちを醸成する。
- 個別の課題をもつ児童には、個別指導計画に基づく別室指導等を行い、自己指導能力を育成する。

【中・長期的な対応】

- 「横浜プログラム」のY-Pアセスメントシートを活用し、社会的スキルの育成状況を把握するとともに、自己有用感を高め社会的な規範意識を醸成するための適切な支援策を講じる。
- 実情に応じて、教育相談の重点的な実施や、カウンセラーや相談機関等を紹介するなどの長期的な展望をもって取り組む。
 - * 混乱した集団生活の中で情緒的な負担を抱えた児童を視野に入れた支援を行う。

保護者との協力

- 家庭と連絡を密にし、児童の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協働して課題を解決していこうとする姿勢を示す。
 - * 保護者は、学校とともに児童の豊かな成長に取り組む重要なパートナーであるという位置付けを忘れない。
- 保護者へ現状改善のための学校の指導方針を明確にし、理解と協力を求める。(学援隊、学校サポーターなど)
 - * 給食の時間や清掃活動時等に行う「声かけ」の依頼、関係保護者連絡会の開催等
- 必要に応じて、各区子ども・家庭支援相談や他の相談機関等を紹介し、長期的な展望をもって取り組む。

専門機関との連携

- 重篤な個別課題を持つ児童に対しては、児童相談所や相談機関等との適切な連携を図り、養育環境の調整や相談指導に取り組む。(児童、家庭へのアプローチ)
- 「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。
- 指導体制の確立等、学校としてなすべき事を十分に果たした上で、なお状況に改善が見られない場合、市教委と連携を図り「学級運営改善のための非常勤講師」の派遣要請を検討する。

いわゆる「学級崩壊」の未然防止に向けて

基本的な認識

- いわゆる「学級崩壊」の問題は、学校の指導体制や指導方針など、教職員全体の問題であるとの認識が必要である。(学級担任一人の問題に矮小化しないことが大切である)
- いわゆる「学級崩壊」の本質は、単に現象的な問題(「授業への不適応」「友人や教師への攻撃」等)を解決すれば良いということではなく、児童が学校生活や学習への意味(自分が主役であるという感覚)を見失っていることにある。(「困っているのは児童」であるとの認識が必要である)

全教職員による組織的対応の促進

- 児童支援専任教諭を中心とする、全教職員による組織的な児童理解と児童指導体制の確立
 - ・情報の集約と共有、問題解決に向けた対応方針の提示、適切な役割分担等による組織的対応
 - ・全教職員で確認した事項に対する「ぶれない指導」の展開 **3 「器物損壊」等参照**
 - ・「横浜プログラム」の実施等による定期的な児童理解研修の開催
- 担任が不安や悩みを打ち明けられる、教職員の信頼関係の構築
- 教育相談体制の整備
 - ・全教師による定期的な相談活動
 - ・全教師によるチャンス相談
 - ・定期的なアンケート調査
 - ・希望する教師に相談できる体制
 - ・教職員の資質を高めるための研修の実施
- 学級に複数の教師が組織的、有機的にかかわるシステム
 - ・「抱え込み」から「豊かな連携」へ：**学級担任** → **学年担任** → **学校担任** とうい発想
 - ・学年ブロック(低・中・高)制の導入
 - ・教科担任制の導入
 - ・合同授業、交換授業、少人数授業、複数授業者(T・T)による授業、異学年交流授業等の実施

学級経営と学級づくりの重点化

- 児童が主役の学級づくり
- 「分かる授業」「個に応じた授業」「ともに学ぶ喜びを実感できる授業」の実践
- 「横浜プログラム」の実施等による児童間の相互理解と人間関係づくり
- 集団活動の良さを実感できる教育活動の実施
 - ・適切な役割分担と自己有用感を実感できる学級活動、児童会活動等の促進
 - ・体験学習や校外学習を活用した児童間の相互理解の促進
 - ・小集団を活用した児童間の相互理解の促進と課題解決への学習の推進 等

社会性の育成

- 社会的な規範意識を醸成促進する道徳教育の充実やボランティア活動等の各種学習活動の重点化
- 「生命や安全を脅かす行為」「他者の人権を侵害する行為」等に対する「ぶれない指導」
- 集団への帰属意識の醸成と、自己の「役割」と「責任」についての学習活動の重点化

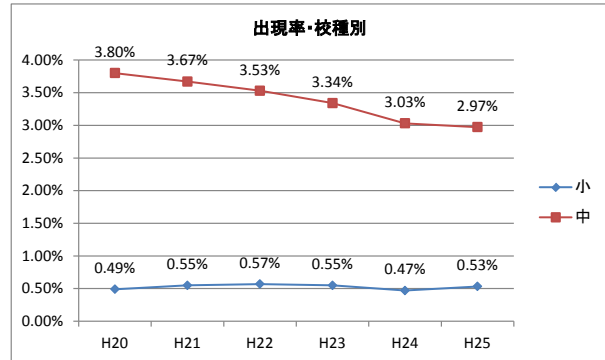
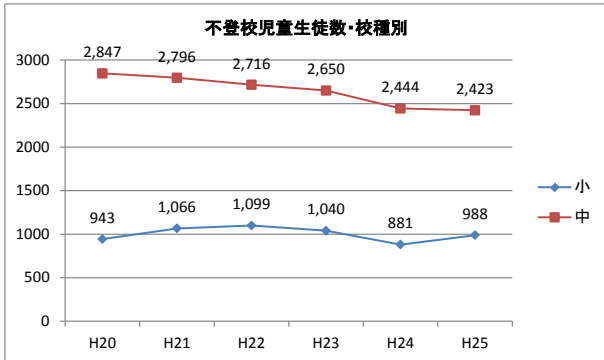
保護者や専門機関等との連携

- 家庭、PTAとの相互連携(情報・行動連携)
 - ・学級懇談会の開催や家庭訪問の実施
 - ・保護者と協働した学級目標の策定
 - ・見守り活動等
- 幼稚園、保育園、中学校との長期的な展望に立った情報連携の推進
 - * 幼保小連携の推進、小中一貫ブロックの取組の推進など
- 専門機関等との連携による相談活動、養育環境の調整等
 - ・児童相談所、区子ども・家庭支援相談(カウンセラー)、警察等との連携

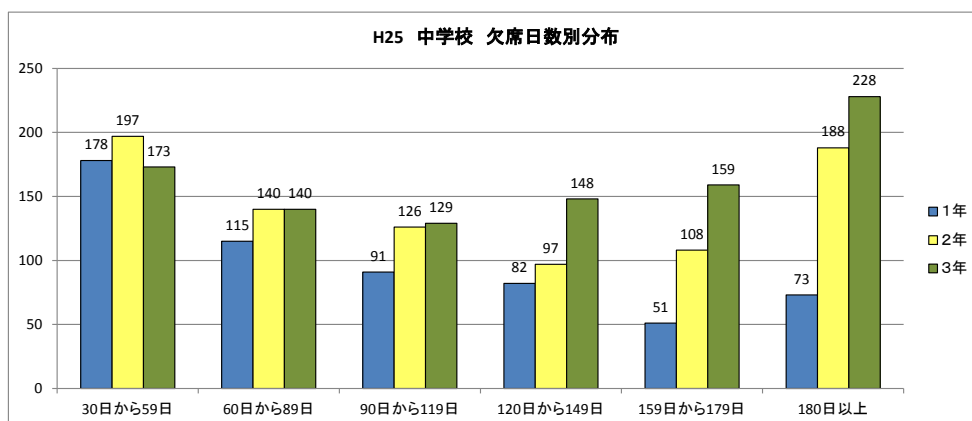
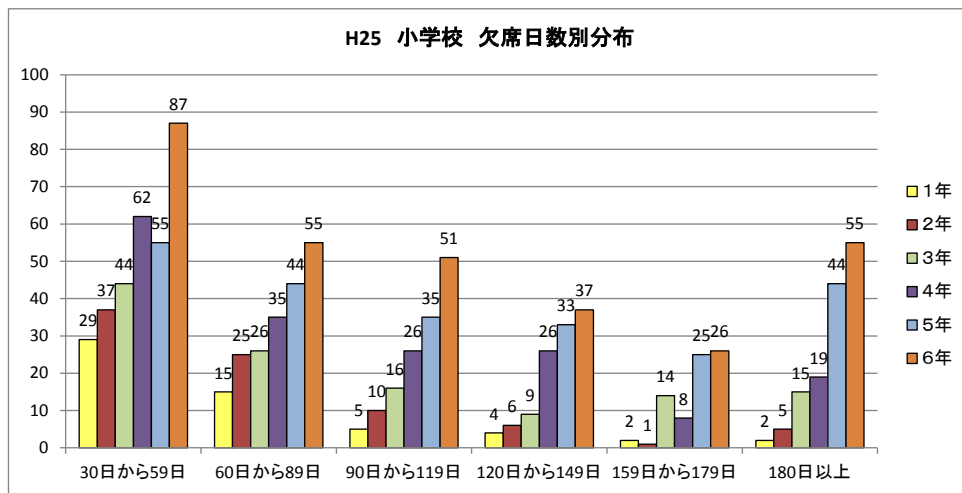
14 不登校

横浜市 不登校児童生徒に関する状況

- 平成 25 年度は、小学校は、前年度に比べ 107 人(12.1%)増加しました。中学校は、21 人(0.9 %)減少しました。



- 全児童生徒数に占める不登校の割合は小学校が 0.53%で 0.06 ㊦増加、中学校が 2.97%で 0.06 ㊦の減少です。
- 学年別に前年度と比較すると、小学校では1年生以外の全学年で、増加しました。中学校では、1年生が増加しています。
- 小学校では、30～59日、60～89日、90～119日、180日以上欠席した児童生徒が増加しました。中学校では、60～89日、159～179日欠席した生徒が増加しました。欠席日数別では30日～59日欠席した児童生徒数が小中学校ともに最多(小学校:314人で全体の31.8%、中学校:548人で全体の22.6%)です。



平成 25 年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(横浜市)

横浜教育支援センターについて

教育総合相談センターでは、不登校児童生徒の再登校や社会的自立に向けた相談・支援の充実を図ることを目的に、ハートフルフレンド・ハートフルスペース・ハートフルルームをまとめ「横浜教育支援センター」として運営しています。

ハートフルフレンド

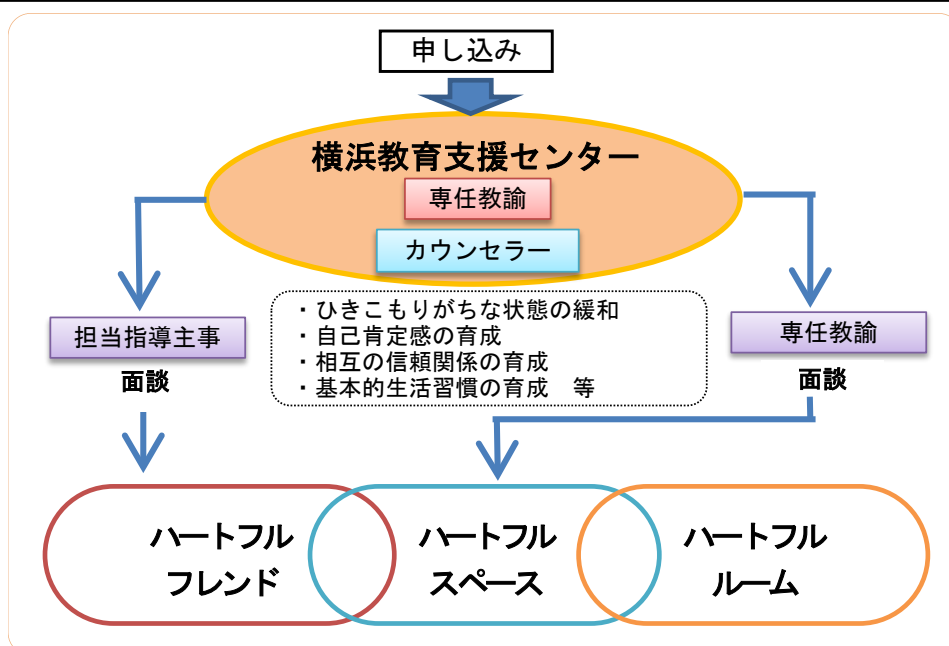
- ◎ 兄や姉に相当する世代のハートフルフレンド（大学生・大学院生）が、家庭訪問をして話し相手・遊び相手になります。また、心理の専門家が保護者との面談も行います。学習指導は行いません。
- ◇ 訪問回数
2週間に1度、10回訪問（1回につき2時間）。
10回訪問後も状況によって訪問を継続します。
- ◇ 訪問の条件
訪問の際は保護者の在宅が必要です。

ハートフルスペース

- ◎ 週に1～2回通室し、支援員やボランティアの学生と創作活動や軽スポーツなどをして過ごします。また、保護者同士の情報交換会を行います。
- ◇ ハートフルスペース設置場所
 - * ハートフルスペース鶴見 : JR「鶴見」駅から徒歩8分
 - * ハートフルスペース上星川 : 相鉄「上星川」駅から徒歩4分
 - * ハートフルスペース上大岡 : 京急、市営地下「上大岡」駅から徒歩3分
 - * ハートフルスペース都筑 : 市営地下鉄「センター北」駅から徒歩8分
- ◇ 活動内容
児童生徒の状況により、集団活動・小グループ活動（少人数グループ）・個別活動（支援員との1対1）で行います（1回、1時間～1時間30分）。
- ◇ その他
潮干狩りや、遠足、宿泊教室などの体験活動も行います。

ハートフルルーム

- ◎ 毎日通室し、基本的な生活習慣や学習習慣を身につけます。
- ◇ ハートフルルーム設置場所（学校の敷地内設置）
 - * 小学校：豊岡小、仏向小
 - * 中学校：大鳥中、鶴見中、希望が丘中、金沢中、十日市場中、舞岡中
- ◇ 活動内容
支援員が、教科指導等を行います。
また1、2ヶ月に1回程度の体験活動（宿泊体験学習含む）があります。



対 応

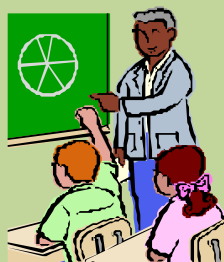
基本方針

- 休み始めたらチームを編成して、3日以内に家庭訪問等の迅速な対応を行う。
※前年度の欠席状況（登校しぶりや遅刻・早退・別室指導等の状況把握含）を学年間で把握しておく。
※児童生徒の状況把握においては、「安否確認」を必ず行う
- 「自分らしさ」を大切に、あたたかく丁寧な関わりを組織的にする。
- 学級に「自分の居場所」がある、あたたかい学級風土を醸成し、継続した関わりを続ける。

4月から7月までの主な取組

予防

- 「黄金（年度始め）の3日間」の過ごし方の工夫
- 児童生徒が学校生活に慣れるまでの配慮
- 学級づくりを工夫した児童生徒の「居場所」づくり
- 様々な行事や活動を通じた児童生徒同士の「絆づくり」
- 「早期発見チェックリスト」を利用した早期対応
- ゴールデンウィーク明けに「健康度チェック」を実施
- 「わかる授業」の工夫



スタートが肝心！

- 特に、小1・中1はハラハラ・ドキドキ
- 個人面談で子どもの気持ちを聴く（不安や悩みなど）
- 教師の思いを発信する
- 人間関係づくりのために、自己紹介やグループづくりを工夫する。
- レクリエーションなどの活動を工夫する。

* 長期休み明けや後期の始めも大切

対応

- 前年度までの情報を活用した、一人ひとりに応じた対応
- 「登校支援アプローチプラン」等を活用した情報の共有化
- チームで支援する学校体制づくり
- 本人・保護者との信頼関係づくり
 - ・連絡方法の確認
 - ・家庭訪問の方法や訪問時間の確認

夏休み中の主な取組

予防

- 補習授業
- 教育相談
- 4～7月の学級経営の振り返り
- 不登校や学級づくり等の研修への参加
 - ・不登校児童生徒理解研修への参加
- 不登校に関する資料や文献の確認
- 「わかる授業」のための教材研究
 - ※ Y-Pを活かした授業づくり

夏休みだからできること

<子どもへの働きかけ>

- 理科実験や調理実習 ○補習授業
- パソコン教室 ○プールでの水遊び
- 教室探検・校内探検
- 旅行先からの絵はがき、往復はがきで暑中見舞い
- 定期的な電話
- 他の子どものいない学校への登校の呼びかけ

<保護者への働きかけ>

- 日頃話すことができない保護者と話す
- ハートフルスペースやルーム、進路希望先等を保護者と一緒に見学する
- 各種の「親の会」の情報提供

【登校支援アプローチプラン】
P83、171、172参照

対応

- 家庭訪問や定期的な電話、はがきによる関わり継続
- 夏休みだからできる不登校児童生徒とのふれあい
- 保護者との信頼関係を深める話し合いの時間の確保
- カウンセラーとの面接

9月から12月までの主な取組

予防

- 特別な日としての「夏休み明け3日間」の取組
- 一人ひとりが意欲的に生活するための目標の確認
- クラスのルールの見直しなど「居場所」としての学級づくり
- 係活動や委員会活動など一人ひとりが認められる役割への配慮
- 大きな行事(運動会や文化祭等)を生かした一人ひとりの活躍の場づくり
- 児童生徒の状況に応じた個人面談や補習等の実施
- 「わかる授業」の継続



行事を再登校のきっかけに

- ◎本人の意志を尊重しつつ、積極的な働きかけを試みる!
- 行事の魅力を話し、意欲を持たせる。
- 無理のない程度にポスター、チラシ等の作成の手伝いを頼んでみる。
- 学年練習を他の子から見えない場所で見学させ、わからないこと、できないこと・できないことを教えて不安を取り除く。
- 無理のない範囲で活躍できる場を設定する。
- クラスに入りやすい雰囲気をつくる。

対応

- 「登校支援アプローチプラン」などの記録の継続と活用
- 欠席の状況に応じたかかわりの工夫
- 行事参加への呼びかけ
 - ・無理なく参加できる方法を一緒に考える
 - ・参加できなくてもがっかりせず、次のかかわりを考える
 - ・行事がきっかけで登校できなくなっている子どももいるので要注意!

1月から3月までの主な取組

予防

- 冬休み明け3日間を意識した対応
- 個人面談の実施
- 補習授業等の実施
- 良好な人間関係づくりの取組
- 「わかる授業」の継続

対応

- 新担任への引き継ぎ・「登校支援アプローチプラン」の活用
- 進学・進級に向けた家庭訪問
- 小学校と中学校の情報共有
- 小6で不登校・不登校気味な児童の保護者に中学校との事前相談を仲介
- 小中一貫型カウンセラーの活用



4月に登校する気にさせるには

<子どもへの働きかけ>

- 担任だけではなく、子どもが話しやすいと感じている職員による家庭訪問
- 放課後、休日登校
- 登校への不安を聴く

<保護者への働きかけ>

- 4月から登校するための学級編成上の配慮事項の確認
- 友人関係、学習面の不安、教師との関係、他

ハートフルスペース等に通室する児童生徒の出席の取り扱いについて

○不登校児童生徒がハートフルスペース等に通室する際の通室日の出席簿上の記入方法は次のとおりです。

1 指導要録の記入

(1) ハートフルスペース

出席日数にハートフルスペースに通室した日数を加算して出席日数欄に記入し、()書きでハートフルスペースに通室した日数を書き添えます。

また、「備考の欄」にハートフルスペース名を記入します。

(2) ハートフルルーム

出席日数にハートフルルームに通室した日数を加算して出席日数欄に記入し、()書きでハートフルルームに通室した日数を書き添えます。

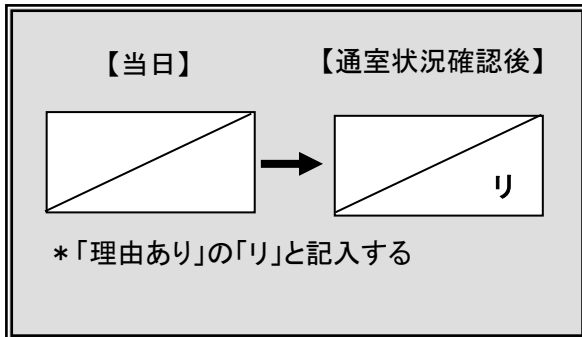
また、「備考の欄」にハートフルルーム名を記入します。

(3) ハートフルフレンド家庭訪問

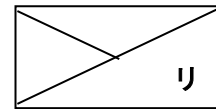
欠席扱いです。

2 出席簿の記入

(1) ハートフルスペース: 出席簿上は、欠席扱いです。



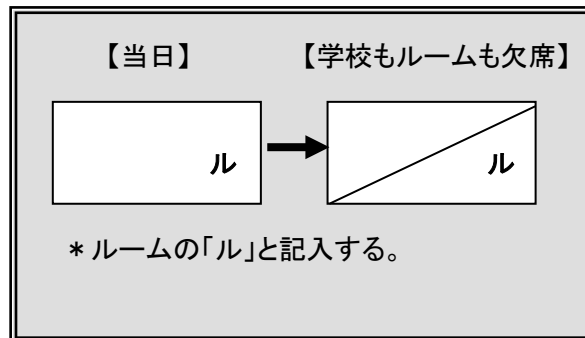
<ハートフルスペースに通室し、学校に遅刻>



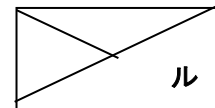
<学校を早退し、ハートフルスペースに通室>



(2) ハートフルルーム: 出席簿上も出席扱いです。



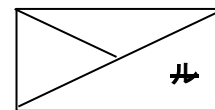
<ハートフルルームに通室し、学校に遅刻>



<学校を早退し、ハートフルルームに通室>



<ハートフルルームに通室予定の所、通室せず学校へ遅刻>



(3) ハートフルフレンド家庭訪問: 通常の欠席扱いです。

3 その他の公的機関や民間教育施設等に通所する児童生徒への配慮

(1) その他の公的機関

不登校児童生徒が再登校に向けた相談・指導を受けるために公的機関に通所する場合には、その日数を校長判断で指導要録上の出席として取り扱うことができます。

(2) 民間教育施設等

不登校児童生徒が再登校に向けた相談・指導を受けるために民間教育施設に通所する場合には、その日数を校長判断で指導要録上の出席として取り扱うことができます。その際は別添「横浜市における民間教育施設のガイドライン」(P167)を参考にしてください。

(3) 自宅においてIT等を活用した学習を行った場合

自宅においてIT等を活用した学習を行った日数を校長判断で指導要録上の出席として取り扱うことができます。その際は平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習を行った場合の指導要録上の出欠の扱い等について」を参考にしてください。

* 児童生徒の再登校支援の一環として柔軟な対応をお願いします。

【参考】あゆみ・連絡票記入上の配慮

あゆみ・連絡票等は、学校が家庭との連絡のために作成するものです。

そこで、児童生徒の状況や保護者・本人の希望により、

- ① 児童生徒にとって有効と判断される部分のみ記入する場合
- ② 配付しない場合
- ③ 別途連絡用紙を作成して対応する場合

など、保護者・本人の意向を考慮し柔軟な取り扱いをお願いします。

<取り扱いの具体例>

- ・ハートフルルームにおける学習状況を教科所見欄に記入する。
- ・ハートフルスペースに通室した日数を出席日数として記入する。
- ・学校に関連した話題に触れるだけで情緒不安定になるので配布しない。

不登校児童・生徒の評価・評定について

進級、卒業に当たっては、評価・評定を行う必要がある。

在籍している児童生徒については、不登校等の場合においても進級、卒業にあたっては、評価・評定を行う必要がある。そのためには、日頃から、登校した際の授業の取組の状況を評価したり、家庭訪問をした際、家庭等でもできる学習課題や作品などを通して学習の状況をつかんだりするなど、評価資料を収集するなどを行うこと。ただし、評価資料を集めることが、不登校の児童生徒の学校復帰への妨げにならないよう、保護者と連絡を十分に取ることも必要である。

横浜市 児童生徒指導要録記入の手引より(H23.1 横浜市教育委員会)

参考

一時保護所入所した児童生徒の出席簿の取り扱いについて

「事故欠席」扱いにするか「出席停止・忌引等」扱いにするか、学校長が判断する。

中学校長会では、次の点について確認事項として共通理解している。

- * 「事故欠席」扱いとした場合は、児童生徒の立ち直りや健全育成を目的にした教育上の配慮という視点から、指導要録上ではすべて出席とすることが可能である。

【子どもの中の2つの育ちが再登校、自立へとつながります】

明らかに何か要因があって、不登校である場合には、本人に寄り添いながらその要因を解決していくことが有効ですが、要因はきっかけにすぎず、本人も理由がわからない場合があります。子どもたちを支援して、育みたい気持ちは

- ① 「自分らしくいられること」 (安心できる人との出会いから育まれます)
- ② 「人との関わりは大切だと思えること」 (安心できる人との関わりから生まれます)

自分らしさが保証される安心できる人がいる居場所からこれらの気持ちは育まれます。「そのままのあなたが大切な存在であること」をゆっくり伝えていきましょう。自ら行動し始める時が来ます。本人にその気持ちが育ってきたタイミングで背中を押してあげることが効果的な時もあります。大切なことは、大人が見守る中で、子ども自身が、自分を信じ、自分で決めることです。

【登校支援アプローチプラン】

登校支援アプローチプランとは、不登校の子どもや保護者の願いをもとに、行動目標や具体的な支援プランを立て、登校支援をすすめていくための支援計画です。



メリット

1. 目標が明確に

明日からできる具体的な支援策が見えるよさ

2. チームでの支援

担任を支えながら、みんなで一人の子どもを支援するよさ

3. 情報共有のツールに

だれが・いつ・どこで・どのようにかかわるのかを共有できるよさ

◆様式を学校便利帳 Y・YNETに載せています。学校で使いやすいように加工してください。

(P167に書式を掲載)

◆特別な教育的支援が必要な子どもとして、すでに個別の指導計画を作成している場合は、登校支援の視点が入っているか確認してください。

15 自殺未遂・自殺

事例

中学3年女子Aは、運動部のキャプテンとしてチームをまとめてがんばっていました。しかし、部内の人間関係にトラブルが起き、長い間、調整に難航していました。気配りのできるAは、問題を一人で抱え込み、仲の良かった友人には、「疲れた」と漏らすようになりました。教室でも、「ボー」として考え込むAの姿が目撃されていました。そんなある日、小さい頃からAをとっても可愛がってくれていた祖母が急死しました。

数日後、Aは、母親に「少し調子が悪い」と言いながら家を出ました。Aの元気がない様子が気になった母親が学校に連絡すると、Aはまだ登校していないとのことでした。母親が自宅を出てAを探しに行こうとした矢先、同じマンションに住む人が、Aがマンション下に倒れていると知らせに来ました。

原因・背景

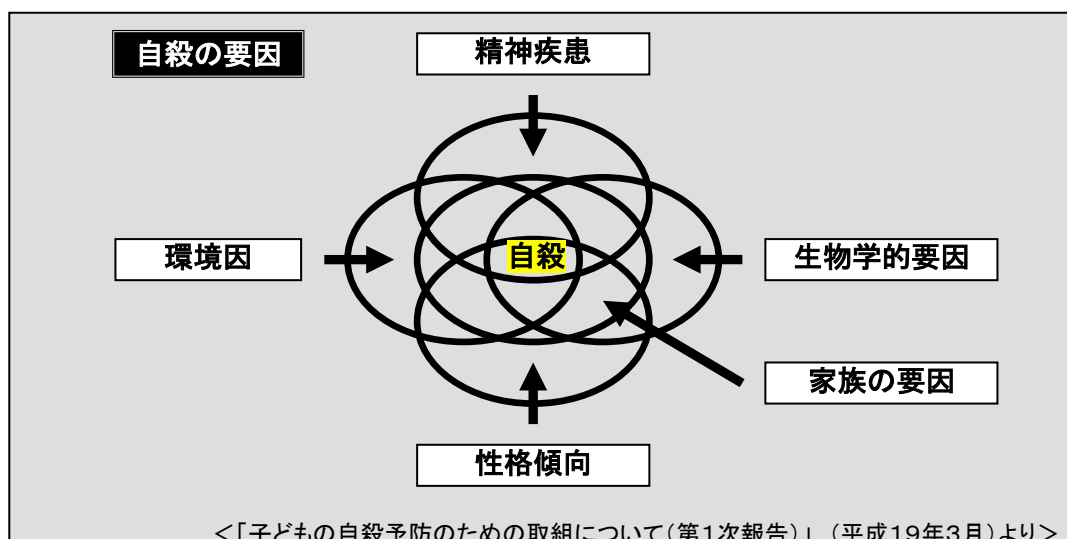
1998年以來わが国では年間自殺者数が3万人を超え、深刻な社会問題となっています。この数は交通事故死者数の5倍以上にもものぼります。なかでも高い自殺率を示している働きざかりの人やお年寄りの自殺に社会の関心が向けられてきました。

しかし、子どもの自殺予防に対する関心は、かならずしも高いとは言えないのが現実です。いじめに関連した自殺が生じると、一挙に子どもの自殺が注目されます。ところが、その後も長年にわたってご遺族や他の子どもたちの心の傷が残るのは対照的に、短期間のうちに社会の関心は薄らいでしまいがちです。

当然のことですが、青少年期の心の健康は、その後の人生の基礎となる重要な課題です。未成年の自殺が全体に占める割合が比較的小さい(2%以下)からといって、軽視してよい問題ではありません。わが国では子どもの自殺を取り扱くと、かえって「寝ている子を起こすのではないか」といった不安が今でも強く残っています。しかし、これは大人の側にある不安を表しているだけかもしれません。今こそ、子どもの自殺予防に真剣に取り組むべき時が来ているのです。

たしかに、時には、いじめが唯一の原因となって生じる自殺もあり、そのような場合には慎重かつ徹底的に事実関係を調べる必要があります。しかし、同時に、子どもの自殺の多くはさまざまな原因からなる複雑な現象であることを忘れてはなりません。子どもが経験しているストレス、心の病、家庭的な背景、独特の性格傾向、衝動性などといった背景を探ってこそ、自殺の実態に迫ることができますし、予防にもつながります。そして、子どもの自殺予防のためには、単独の努力では十分な成果が上がりません。家庭、地域、学校、関係機関の協力が欠かせないのです。

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月)



自殺に追いつめられる子どもの心理

自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるものというよりも、長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的です。

- (1) **ひどい孤立感**:「誰も助けてくれない」としか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまいます。
- (2) **無価値感**:「私なんかいない方がいい」などといった考えがめぐいされなくなります。
- (3) **強い怒り**:自殺の前段階として強い怒りを他者や社会にぶつけることもよくあります。
- (4) **苦しみが永遠に続くという思い込み**:自分の苦しみが、永遠に続くと思ひこみ、絶望的になっています。
- (5) **心理的視野狭窄**:自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態です。

<文部科学省『「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレット」(平成 21 年 3 月)より>

どのような子どもに自殺の危険が迫っているか

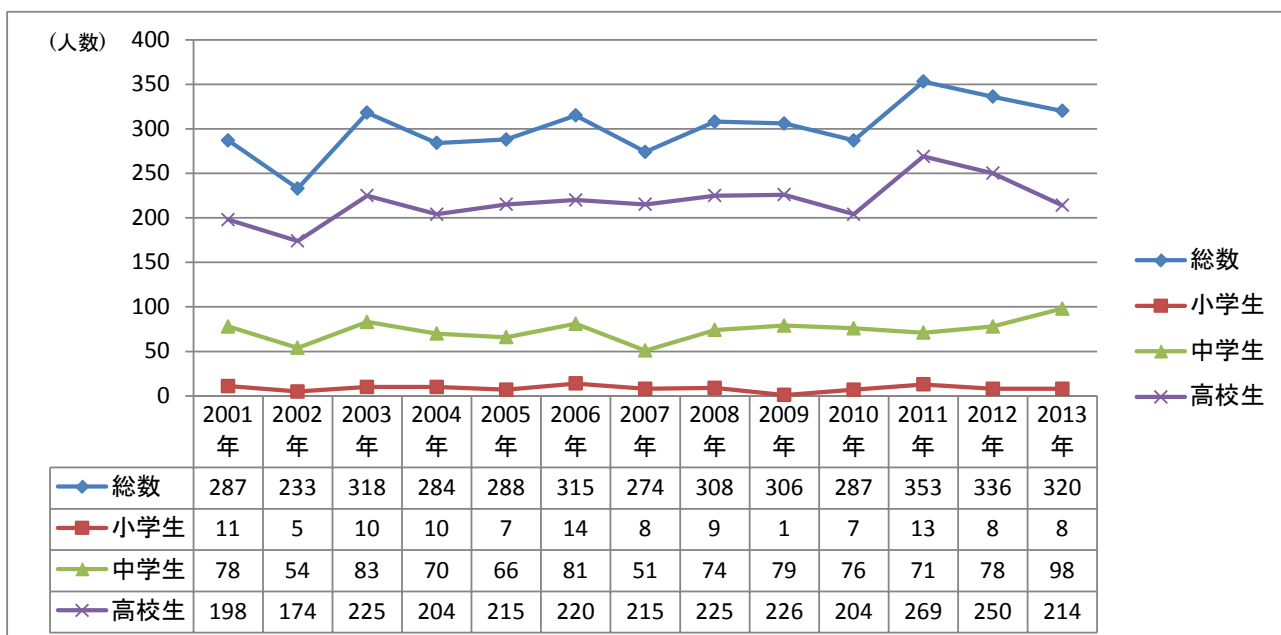
子どもが自殺に追いつめられる前に、大人は自殺の危険性に気づくようにしたいものです。次のような特徴を数多く認める子どもには潜在的に自殺の危険が高いと考える必要があります。

- (1) **自殺未遂**(状況、方法、意図、周囲からの反応などを検討)
 - ※ 薬を少し余分に服用したり手首自傷(リストカット)をしたりと、死に直結しない自傷行為の場合であっても、その後、適切なケアを受けられないと、長期的には自殺によって生命を失う危険が高まります。
- (2) **心の病**(うつ病、統合失調症、パーソナリティ障害、薬物乱用、摂食障害 など)
- (3) **安心感のもてない家庭環境**(虐待、親の養育態度の歪み、頻繁な転居、兄弟姉妹間の葛藤 など)
- (4) **独特の性格傾向**(極端な完全主義、二者択一的思考、衝動性、未熟・依存的、抑うつ的、反社会的 など)
- (5) **喪失体験**(離別、死別、失恋、病気、ケガ、急激な学力低下、予想外の失敗 など)
- (6) **孤立感**(とくに友だちとのあつれき、いじめ など)
- (7) **安全や健康を守れない傾向**(最近、事故やケガを繰り返す など)

<文部科学省『「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレット」(平成 21 年 3 月)より>

内閣府・警視庁「自殺統計」

○平成 25 年:320 人(小 8 人、中 98 人、高 214 人)(前年比 16 人減少)



○原因・動機別(平成25年)※前頁の数のうち、遺書等の資料により明らかに推定できる原因・動機を複数回答

原因・動機	小学生	中学生	高校生	計	割合
家庭問題	3(3)	23(17)	26(31)	52(51)	18.4%(16.6%)
親子関係の不和	0(1)	8(9)	11(17)	19(27)	6.7%(8.8%)
その他家族関係の不和	0(0)	2(1)	2(3)	4(4)	1.4%(1.3%)
家族の死亡	0(0)	0(1)	0(1)	0(2)	0%(0.7%)
家族の将来悲観	0(0)	1(0)	0(2)	1(2)	0.4%(0.7%)
家族からのしつけ・叱責	3(2)	9(6)	9(4)	21(12)	7.4%(3.9%)
その他	0(0)	3(0)	4(4)	7(4)	2.5%(1.3%)
健康問題	0(0)	6(5)	49(65)	55(70)	19.5%(22.8%)
病気の悩み(身体の病気)	0(0)	1(2)	6(4)	7(6)	2.5%(2.0%)
病気の悩み・影響(うつ病)	0(0)	2(3)	14(26)	16(29)	5.7%(9.4%)
病気の悩み・影響(総合失調症)	0(0)	0(0)	15(13)	15(13)	5.3%(4.2%)
病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	0(0)	1(0)	12(20)	13(20)	4.6%(6.5%)
身体障害の悩み	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0.4%(0.3%)
その他	0(0)	2(0)	1(1)	3(1)	1.1%(0.3%)
経済・生活問題	0(0)	0(0)	0(0)	0(4)	0%(1.3%)
就職失敗	0(0)	0(0)	0(2)	0(2)	0%(0.7%)
生活苦	0(0)	0(0)	0(2)	0(2)	0%(0.7%)
勤務問題	0(0)	0(0)	3(0)	3(0)	1.1%(0%)
職場の人間関係	0(0)	0(0)	2(0)	2(0)	0.7%(0%)
その他	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0.4%(0%)
男女問題	0(0)	3(3)	16(28)	19(31)	6.7%(10.1%)
失恋	0(0)	1(3)	10(16)	11(19)	3.9%(6.2%)
その他交際をめぐる悩み	0(0)	2(0)	5(11)	7(11)	2.5%(3.6%)
その他	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0.4%(0.3%)
学校問題	4(1)	39(27)	72(97)	115(125)	40.8%(40.7%)
入試に関する悩み	0(1)	7(1)	5(12)	12(14)	4.3%(4.6%)
その他進路に関する悩み	0(0)	4(1)	24(27)	28(28)	9.9%(9.1%)
学業不振	0(0)	9(10)	19(35)	28(45)	9.9%(14.7%)
教師との人間関係	0(0)	1(0)	0(2)	1(2)	0.4%(0.7%)
いじめ	1(0)	2(2)	2(1)	5(3)	1.8%(1.0%)
その他学友との不和	2(0)	12(3)	11(8)	25(11)	8.9%(3.6%)
その他	1(0)	4(10)	11(12)	16(22)	5.7%(7.2%)
その他	0(0)	7(4)	31(22)	38(26)	13.5%(8.5%)
犯罪発覚	0(0)	0(0)	0(3)	0(3)	0%(1.0%)
犯罪被害	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0.4%(0%)
孤独感	0(0)	0(0)	10(5)	10(5)	3.5%(1.6%)
近隣関係	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0.4%(0%)
その他	0(0)	7(4)	19(14)	26(18)	9.2%(5.9%)
累計	7(4)	78(56)	197(247)	282(307)	100%(100%)

※()内の数値は平成24年の調査結果。

(出典)警察庁「自殺の概要資料」(平成22年まで)

内閣府・警察庁「平成25年中における自殺の状況」(平成25年)

対応

学校から、しばしば、「リストカット」や深刻な悩みを抱えている児童生徒についての報告があります。実際には、自殺の危機に瀕していたり、救いを求めるサインを出していたりする児童生徒は、少なくないものと考えられます。ここでは「自殺の相談を受けた場合」についての学校の対応について簡単に紹介しますが、児童生徒の成長にとって、家族とともに重要な役割を果たす教職員が、「自殺予防」という観点から見識を深めることは大切です。

「自殺予防」等については、**文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』のマニュアル及びリーフレット(平成21年3月)**に詳しく紹介されています。

また、対応については**文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(平成22年3月)」**に詳しく紹介されるとともに、背景調査については**「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)(平成26年7月)」**に詳しく掲載されています。

＜「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)(平成26年7月)の主な改定内容＞

※ 学校が全ての事案で必ずすべき情報収集・整理を「基本調査」とし、外部の専門家を加えた調査組織による調査を「詳細調査」とする。詳細調査に移行するかどうかの判断は学校の設置者が行う。



(※1) いじめ防止対策推進法の附属機関をいじめ以外の事案にも活用できるようにしておくなど、万が一の場合に備えた体制を整備する等

(※2) 児童生徒の自殺等に関する実態調査(平成23年6月1日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)

基本方針

- 校内支援体制(対応チームの編成)を確立し、担任等(相談を受けている者)が孤立しないようにする。
- 家庭や専門家と協働する。
- 相談を受けた者は、徹底的に当該児童生徒の気持ちを受け止める。
- 相談を受けた者は、どのような理由があっても、当該児童生徒との関係を絶たない。
- 状況を把握し、再発防止に向けた取組を徹底する。

* 「自殺未遂は、次の自殺への最大の予告(危険因子)」である。

校内体制

【初期対応】

- 校内支援体制(対応チームの編成)を確立し、担任等(相談を受けている者)が孤立しないようにする。
- 情報の管理に努め、プライバシーや人権に十分配慮して対応する。

- 早い段階で、カウンセラー等の心理専門家に助言を求め、状況によっては、直接、当該児童生徒へ対応することを依頼する。
- 学校や家庭の環境を調整し、当該児童生徒の「安全な居場所」を確保する。

【中・長期的な対応】

- 教育相談体制を整備し、児童生徒が悩み事や相談事を打ち明けやすい校内環境を構築する。
 - * 日常の児童生徒の変化に気づき、苦しんでいる児童生徒の「自殺のサイン」を察知できるようにする。
- 自殺予防にむけた研修の機会を設け、教職員が、苦しんでいる児童生徒の「救いを求めるサイン」の察知の仕方や相談を受けたときの対応の仕方について資質を高める。
 - * <文部科学省「『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』のマニュアル及びリーフレット」(平成21年3月)>、<文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月)>、<文部科学省「子供に伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引」(平成26年7月)>等の活用
- 児童生徒が自己肯定感を高めることができるような環境を組織的に推進する。
 - * 「横浜プログラム」の活用等
- 自治的な活動の充実を図るなど、児童生徒が主役の認め合い支え合う集団づくりに取り組む。
- 各教科や道徳、学級活動などで、「人の命の大切さ」や「死をよく知ることにより生の価値を学ぶ教育」に関連した授業を行い、自殺予防教育を推進する。
- 日頃から、専門機関（児童相談所、区福祉保健センター、こころの健康相談センター精神科、心療内科、等）とのネットワークづくりに取り組む。

本人への対応

【初期対応】

- 相談者は、被害児童生徒のありのままの感情をしっかり受け止めることを心がける。
 - * 自殺をほのめかされたり、「自殺したい」と打ち明けられたりした場合は、叱ったり表面的な激励をしたり、社会的な価値観を押しつけたりせず、徹底的に当該児童生徒の気持ちを受け止める。

表面的な激励はしない

社会的な価値観を押しつけない

「命を粗末にはいけない」「家族のことも考えて」「気持ちを強くもって」「馬鹿なことを考えるな」「自殺は身勝手な行為だ」等

傾聴

「それは本当に大変だったね」「とても辛かったろうね」

TALKの原則

- (1) Tell : 言葉に出して心配していることを伝える。
- (2) Ask : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。
- (3) Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する。
- (4) Keep safe : 安全を確保する。

- 保護者や専門家と適切な連携を図る。
 - * 児童生徒が「誰にも知らせないでほしい」と言ってきた場合でも（本人の気持ちを尊重しながらも）、本人に対して、適切な援助（保護者と連絡を取り合う、専門家に相談する）が得られるよう真剣に語りかける。
 - * 子どもが「他の人には言わないで」などと訴えてくると、ひとりだけで見守っていくというような対応に陥りがちである。子どものつらい気持ちを尊重しながら、保護者にどう伝えるかを含めて、他の教職員に相談する。
 - 相談を受けていた者は、どのような理由があっても、当該児童生徒との関係を絶たない。
 - * 心から信頼していた大人から見捨てられる体験は、自殺の危険が高まっている子どもにとっては、危機的である。子どもとの間には継続的な信頼関係を築くことが大切である。
 - 1人で抱え込まずにチームで対応する。
 - * 自殺の危険の高い子どもをひとりで抱えこまないことが大切である。チームによる対応は、多くの目で子どもを見守ることで児童生徒に対する理解を深め、共通理解を得ることで教師自身の不安感の軽減にもつながる。
- <文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』のマニュアル及びリーフレット（平成21年3月）より>
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

【中・長期的な対応】

- 当該児童生徒の「安全な居場所」を保証し、安心して学校生活を送れる環境を整える中で、継続して支援を行う。
- 必要に応じて、カウンセラーや医療機関、相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。
- 対応の経過の確認と評価（場合によっては対応方針と対応策の見直し）を確実に行う。

保護者との協力

- 当該児童生徒保護者に学校の対応方針の説明し、協力依頼をする。
 - * 本人を1人にしない、強く叱らない、話をよく聴く。
- 保護者が安心して相談できるような信頼関係を築き、保護者への丁寧な支援を行う。
- 家庭が当該児童生徒にとって安心して過ごせる「居場所」となるよう、当該保護者と協働して家庭環境を整備する。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

専門機関との連携

- 相談機関や医療等と適切な連携を図る。（児童生徒、家庭へのアプローチ）
 - * 自殺予防のための相談機関や医療機関にはどんなものがあるのか普段から知っておくことは重要である。日頃から解決のための選択肢を増やしておくことは、死を考えるほど行き詰まったときに命を救うことにつながる。また、子どもたち自身が相談窓口などを知っていることも大切である。

【学校が相談する関係機関例】

教育総合相談センター（専門相談、一般電話相談、いじめ110番等）、児童相談所、区子ども家庭支援相談、いのちの電話、警察署、少年相談・保護センター、精神科医療機関、横浜市こころの健康相談センター 等
 （P231、232 参照）

自殺直前のサイン

P85ページの「どのような子どもに自殺の危険が迫っているか」にあげた特徴を数多く認める子どもに、普段と違った顕著な行動の変化が現れた場合には、自殺直前のサインとして注意を払う必要があります。

- 行動、性格、身なりの突然の変化
- 自殺のほのめかし(「遠くへ行ってしまいたい」「すっかり疲れてしまった」「誰も自分のことを知らない」等)
- 自殺計画の具体化
- 自傷行為(手首を浅く切る、薬を数錠服用する、非常に危険な行為に及ぶ 等)
- 家出
- ケガを繰り返す傾向
- アルコールや薬物の乱用
- 最近の喪失体験
- 重要な人の最近の自殺
- 別れの用意(整理整頓、大切なものをあげる、長く会っていなかった友人に突然会いに行く 等)
- その他のサイン
 - ・ これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
 - ・ 注意が集中できなくなる。
 - ・ いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
 - ・ 成績が急に落ちる。
 - ・ 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
 - ・ 投げやりな態度が目立つ。
 - ・ 身だしなみを気にしなくなる。
 - ・ 健康や自己管理がおろそかになる。
 - ・ 不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える。
 - ・ 自分より年下の子どもや動物を虐待する。
 - ・ 学校に通わなくなる。
 - ・ 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
 - ・ 家出や放浪をする。
 - ・ 乱れた性行動に及ぶ。
 - ・ 過度に危険な行為に及ぶ、実際に大ケガをする。
 - ・ 自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする。

<文部科学省「『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』のマニュアル及びリーフレット」(平成 21 年 3 月)より>

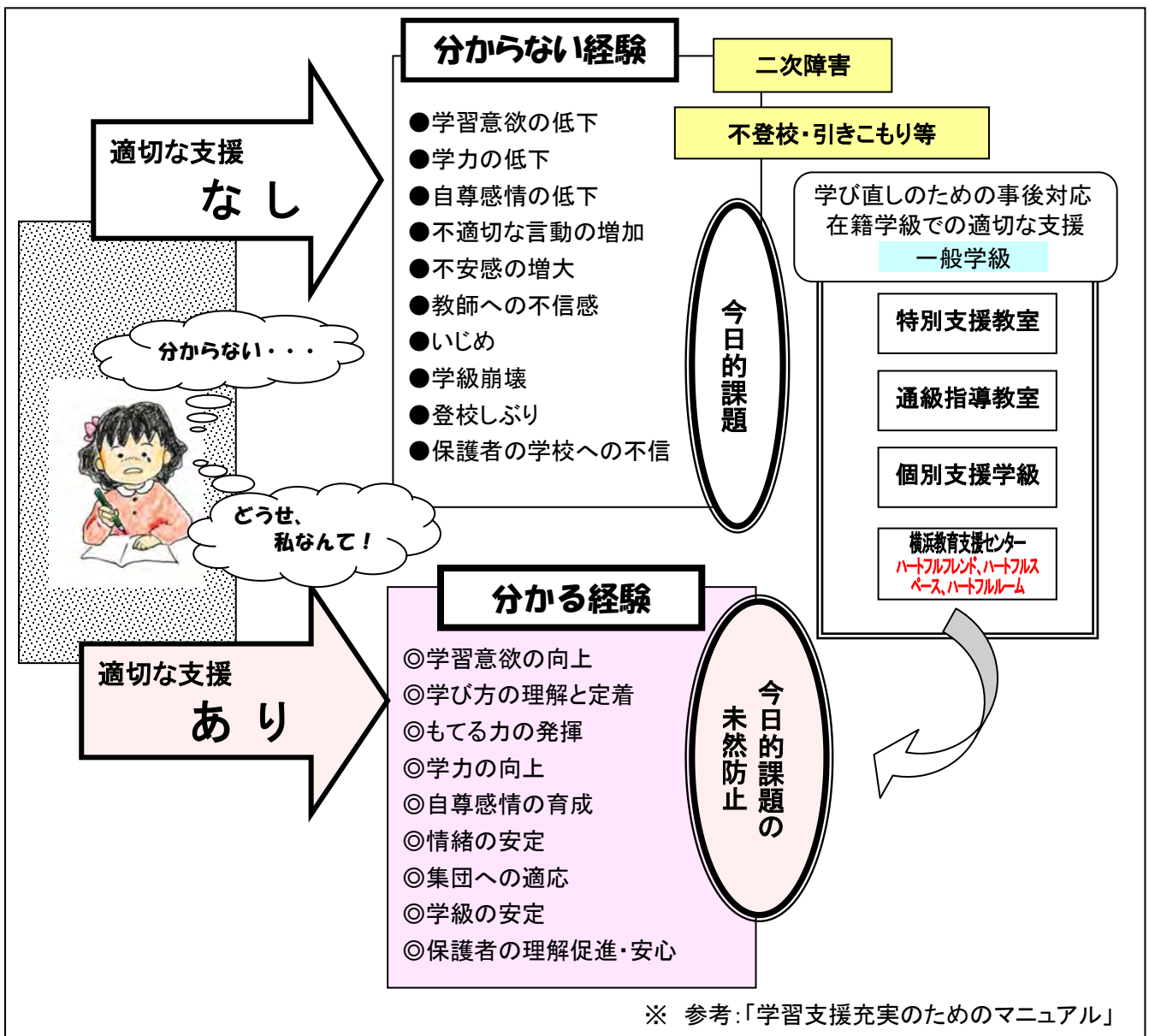
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

16 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応

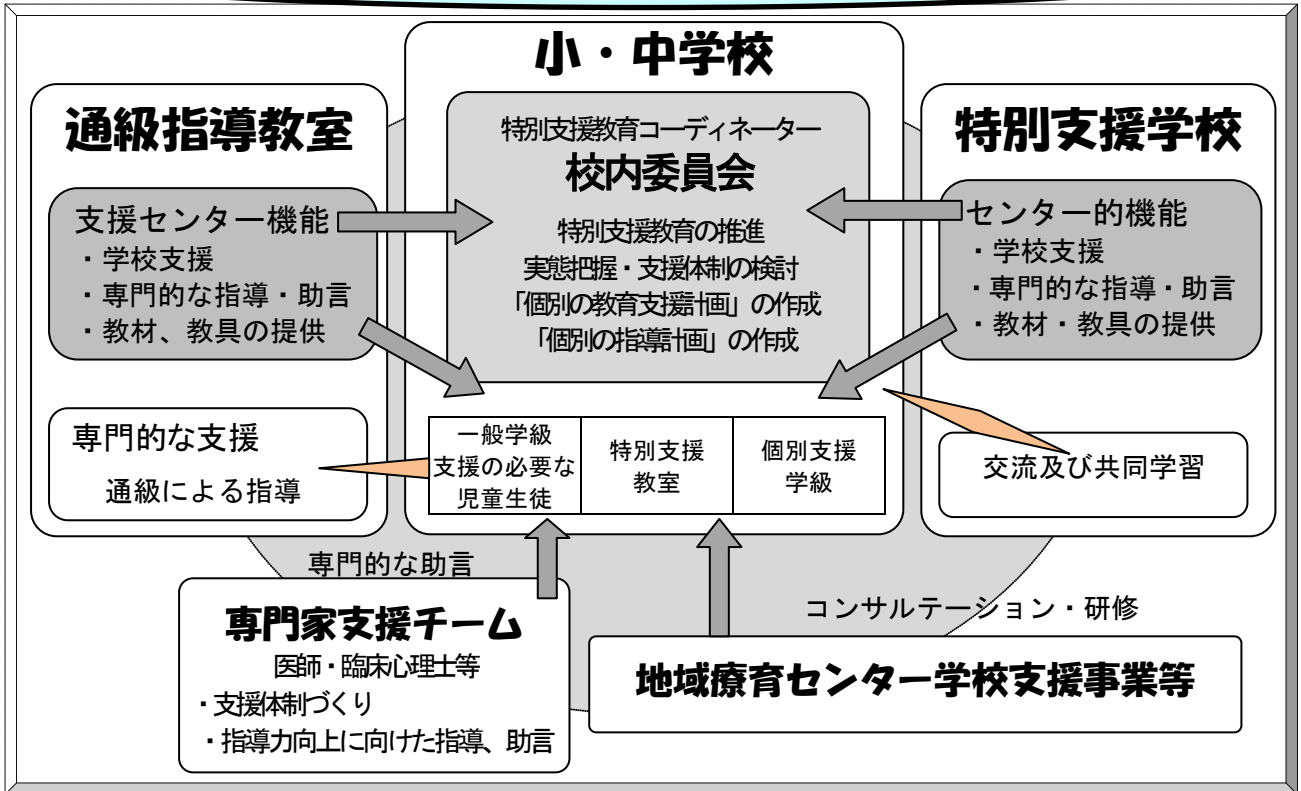
近年、一般学級の中にも、診断の有無にかかわらず、発達障害等、特別な教育的支援が必要な児童生徒が存在していることが知られてきました。適切な対応や指導・支援がないと、失敗経験や低い評価の積み重ねなどにより自己肯定感・自尊感情が低下し、結果として、いじめの加害・被害、不登校、引きこもり、非行・触法行為につながることもあります(二次障害)。特別な教育的支援が必要な児童生徒を肯定的にとらえながら実態を把握し、問題行動に対する予防的な取組を学校全体で共有するため、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を用いた適切な対応や指導・支援を行うことが大切です。

障害の診断名が同じでも、児童生徒一人ひとりの状態像は違います。児童生徒の実態把握に基づく、個に応じた対応が必要です。また、障害の診断は医療機関が行うものであり、児童生徒の実態から憶測で障害名を安易に教師が口にすることは避けるべきです。

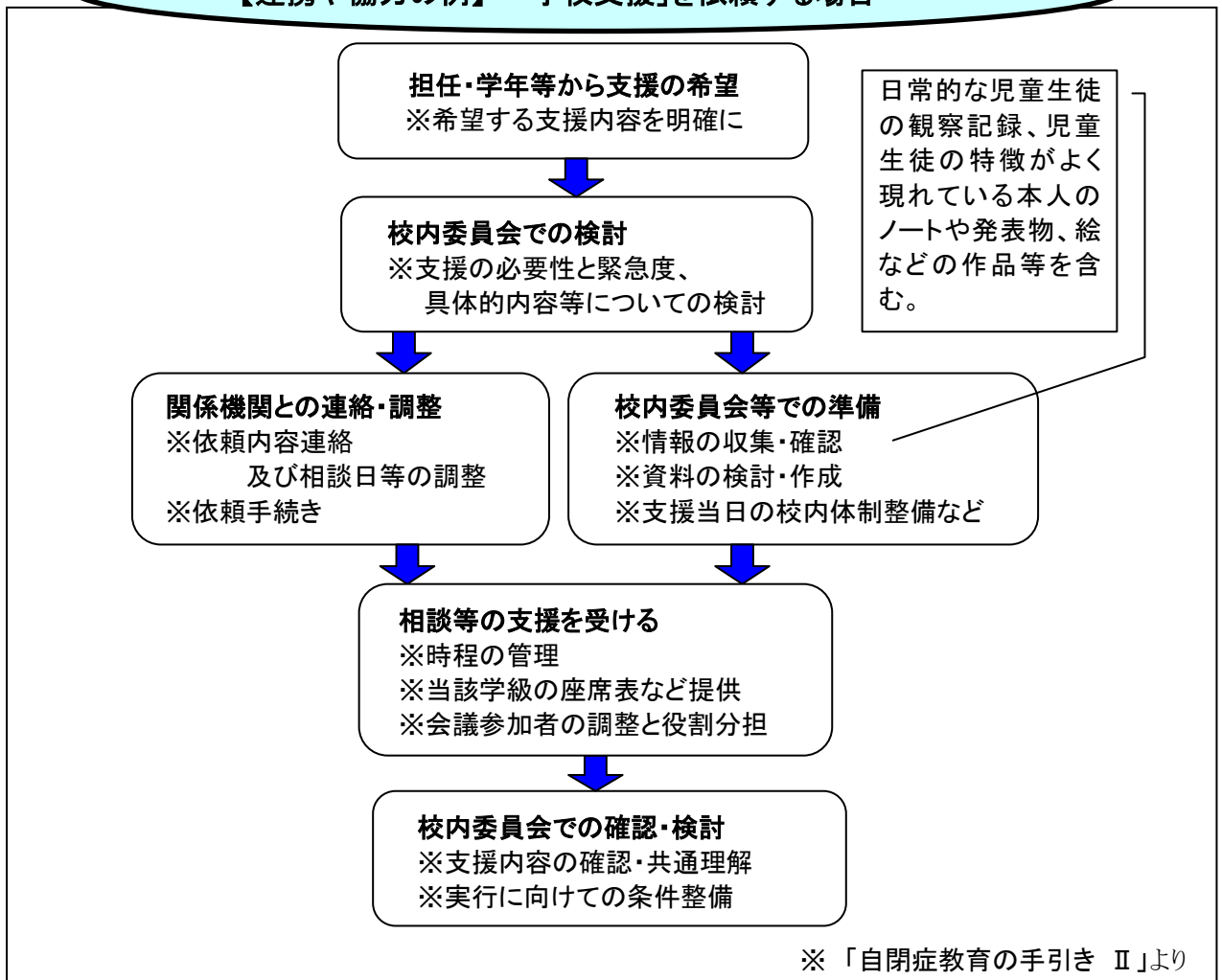
原因・背景



小中学校への特別支援教育に関する支援(横浜型センター機能)

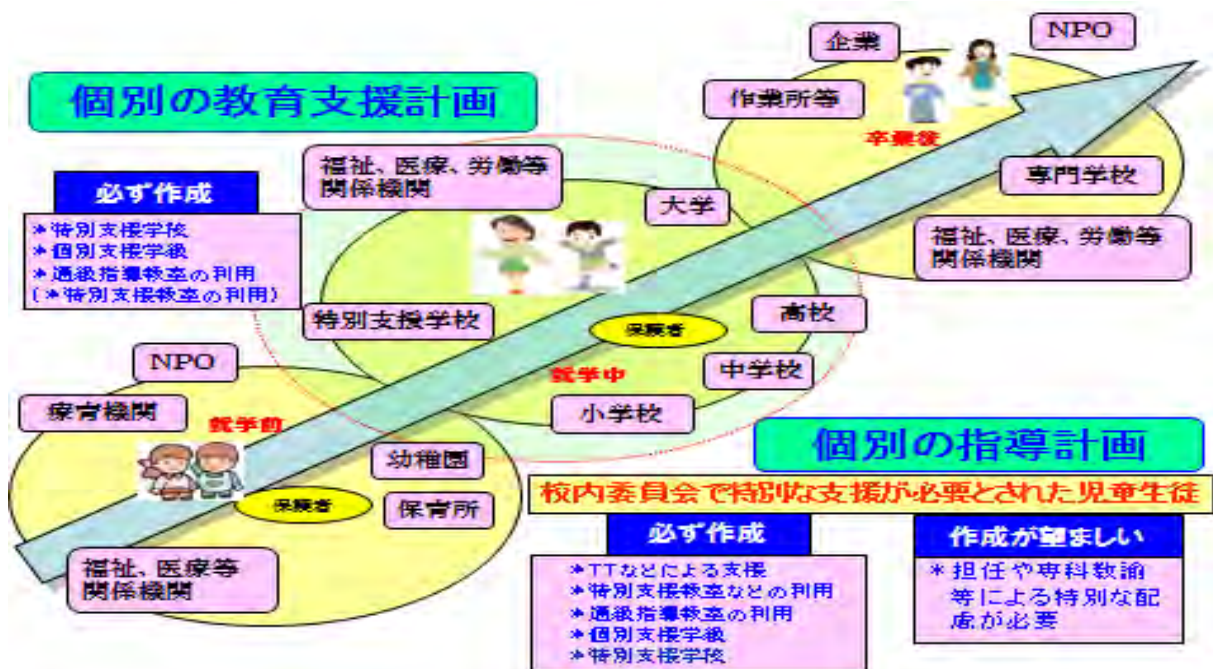


【連携や協力の例】～「学校支援」を依頼する場合～



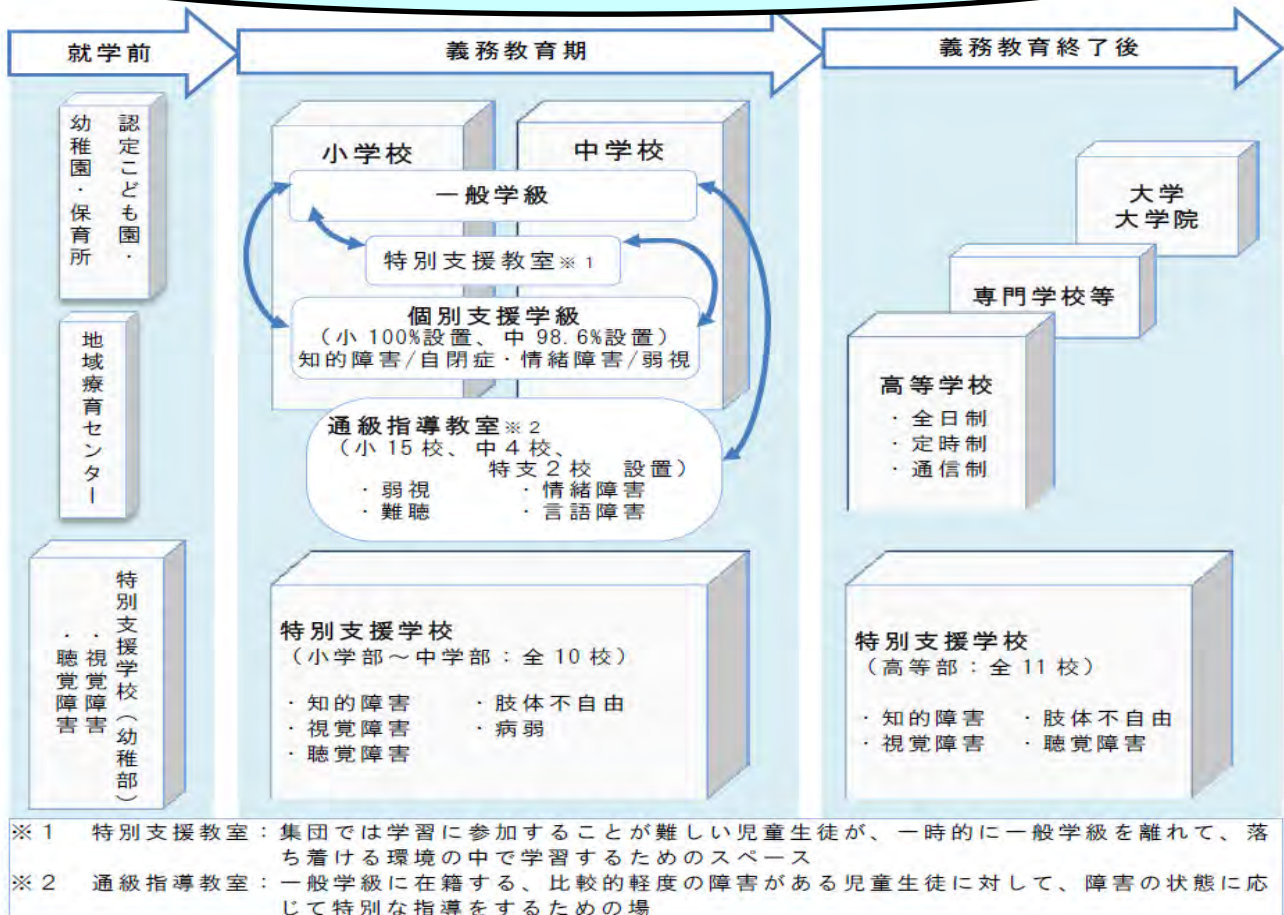
※ 「自閉症教育の手引き II」より

個別の教育支援計画と個別の指導計画を活用した連携



※「自閉症教育の手引き II」より

横浜市における特別支援教育の場(H26年度 現在)



※1 特別支援教室：集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級を離れて、落ち着ける環境の中で学習するためのスペース
 ※2 通級指導教室：一般学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導をするための場

※「第2期 横浜市教育振興基本計画」より

特別な支援が必要な児童生徒の実態

特別な支援が必要な児童生徒たちが最も大変なことは、自分がなぜ学習や生活上の活動につまずき、みんなと同じようにできないかが分からないことです。

そして、保護者や教師など周囲の人たちに、その困難さを理解してもらえず、「怠けている」「やる気がない」「落ち着きがない」「約束を守れない」「自分勝手」「聞き分けがない」などと評価されてしまうことです。実際は努力しているけれど、本人の力だけではどうしても「できない」困難さがあることを、身近な大人がまず理解することが大切です。

児童生徒が困っている状況

見ること

近視、遠視など、視力に関わるものだけでなく、視野が狭かったり視野の一部が欠けていたりする場合があります。また、視機能に問題があり動くものをとらえにくかったり、両眼での見え方のバランスが悪く遠近がわかりにくかったりすることもあります。近くのものや遠くのを順番に見るときに、焦点の調整がうまくいかない場合もあります。

聞くこと

軽度の難聴や、高い音や低い音など特定の音が聞き取りにくい場合があります。片耳のみの難聴の場合は、方向性がわからず、呼びかけられても気づかないことがあります。また、音を受け入れる幅が狭く小さな音でもうるさく感じることもあります。

音は聞こえているのにことばや指示として理解できなかつたり、話の前後の関係を認識しづらかつたりすることもあります。

体を動かすこと

日常生活における様々な運動の機能が、生活年齢や発達の状況に比べて著しく低いことがあります。そのため、書字や描画、体育的な活動の中で苦しさが見られることがあります。体全体の左右のバランスが悪かったり、右手と左手を別々に動かすことや、逆に同時に動かすことが苦手だったりします。

学習への取組

全般的に知的な遅れはないものの、読む、書く、計算するなどの特定の学習の習得に困難がある場合があります。また、記憶することが極端に苦手であったり、知っているはずのことばが、なかなか思い出せなかつたりすることもあります。

集中すること

いろいろなものに興味に移りやすく気が散ってしまつたり、思いついたらすぐに行動してしまつたり、いつも体のどこかが動いていたりすることがあります。大事なことを聞き落としてしまつたり、集中して物事に取り組むことが苦手だったりします。

他者との関係づくり

社会的なルールが理解しにくく、他者との関係をつくるのが苦手な場合があります。いったん習得したルールを変えるのが難しく、ルールを守らない人をひどく攻撃したりすることもあります。言われたことはきちんと守りますが、他の場面で応用するのは苦手という場合もあります。

実態把握のポイント

- 困難さがみられる場面の把握
 - ・ 学習面 どのような学習のときか。→どの教科・領域か。
どのような活動のときか。→個人での活動、グループでの活動、一斉指導、等。
どのような行動がみられるのか。
 - ・ 生活面 どのような活動のときか。どのような行動がみられるのか。
- 困難さの具体的な内容の把握
 - ・ 場面ごとに、困難さを分類する。
- 困難さが目立たない状況の把握
 - ・ どのような支援や工夫があるのか、自分で対応を工夫しているのか等を、具体的に把握する。

支援の工夫

- 見ること
 - ・ 近くで見せたり、文字や絵を大きくしたりして示す。
 - ・ どこに注目したらよいか、具体的に示す。
 - ・ プリント等、見えやすい色合いにする。
- 聞くこと
 - ・ 注意が集中しやすいように、声の大きさや高さ、抑揚、間のとり方などの話し方を工夫する。
 - ・ 全体への指示には自分は含まれていないと考えたり、自分に必要な情報を掴むことが難しかったりする場合は、一斉指示の後にもう一度個別的に指示する。
 - ・ 身振りや文字や絵を見せながら話すなど、視覚的な情報を活用する。
- 体を動かすこと
 - ・ 本人にとって使いやすい道具や文房具等を見つける。
 - ・ 苦手な動きがあることを認め、回数を減らしたり、別の運動に変えたりする。
 - ・ 簡単な動きから取り組むようにする。
- 話すこと
 - ・ 家庭と協力して、楽しく会話する場面を多く設ける。
 - ・ 一問一答等の形式で聞いたり、絵や文字カードを手がかりとしてことばを引き出したりする。
 - ・ 要点をまとめ短い文の形にするため「一つめは・・・二つめは・・・」などと指を折りながら話を進めさせたり、教師が話の主題を先に確認してから順を追ってガイドしながら聞いたりする。
- 読むこと
 - ・ 目で見て読みやすいように、文字の大きさや並びを工夫する。
 - ・ 文の横にもものさしをあてて読ませたり、一行だけ見える窓の開いた厚紙を利用したりする。
 - ・ 分かち書きにしたり、漢字にふりがなをふったりする。
- 書くこと
 - ・ ノートの書き始めに印をつけるなど、ノートの使い方を教える。
 - ・ 適度な大きさのマス目で補助線入りのノートを使い、書く範囲を限定したり、丁寧に書くことを重視したりして負担を軽くする。
 - ・ 作文では、先に絵や写真で場面を思い出したり、口頭で言葉に置き換えたりしてから書く。
- 計算すること
 - ・ マス目のノートを使い、位取りのミスを防いだり、スペースを広くとる使い方を教えたりする。
 - ・ 数概念の理解が難しい場合は、具体物を使ったり、ゲームにしたりして、楽しみながら理解できる方法を工夫する。

□ 集中すること

- 注意の選択が難しく、一度にたくさんの情報が与えられると混乱してしまう。
 - ・指示は分かりやすく、はっきりと。長い説明は避け、一つずつ情報を提示する。
 - ・視聴覚教材など目で見てわかりやすい教材を使い、指示や教示を工夫する。
- 何を、いつまで、どこまで取り組めばよいのか判断が難しい。
 - ・突発的なことは避け、できるだけ先の見通しがもてるような手がかりを与える。
 - ・活動の見通しをもたせるため、到達のゴール・時間・課題数等を事前に伝える。
 - ・目標や約束を学級のためとして、わかりやすく絵や文字で掲示する。
- 長い時間集中することは苦手である。
 - ・活動の区切りを短く設定し、こまめに努力を認める声かけをする。
 - ・一つ一つ具体的に、そして何度も繰り返し粘り強く教えていく。
 - ・座席はなるべく刺激が少なく、個別対応しやすい前の方にする。
 - ・具体的な手がかりや支援により、最後まで取り組ませて成功体験を積ませる。
- ちょっとした息抜きや小休止で、気分転換できることもある。

□ 他者との関係づくり

- ・言葉を字義通りに受け止めやすいので、曖昧な表現やたとえ話は伝わりにくいことを理解しておく。
- ・応答の仕方や話の割り込み方、話題の変え方など会話のルールをその都度教える。
- ・本人と周りの思いが一致しない場合が多く見られ、お互いの間に入り、相互の理解を調整することが必要。
- ・教師の接し方が、学級の児童生徒にとってモデルとなるため、お互いが良いところを認め合えるように、良い行動は積極的に認めるようにする。
- ・気持ちや感情を表す表現も具体的に教える場合もある。

□ 様々な行動への対応

- 因果関係よりも状況に依存した行動をとりやすい。
 - ・過去のことを色々持ち出さず、今起きたことについて解決を図る。
 - ・注意や叱責で問題となる行動をやめさせる対応よりも、何が認められる行動なのかを具体的に教えていく。
 - ・否定的な言動に対して非常に敏感であるため、「～はだめ」という表現よりも「～しよう」と方向性を示す声かけをする。
 - ・自尊感情に配慮し、個人ではなく行動を叱るようにする。友人関係にも配慮し、他の児童生徒の前で叱らないようにする。
- 行動や情緒面で興奮すると、自分ではクールダウンできにくい。
 - ・怒り、不安、困惑等の気持ちを、教師が受け止め、本人にあった気持ちのコントロールの仕方を一緒に考える。
 - ・興奮してしまうこと等が、経験からあらかじめ予想される場合には、その場面に直面させるよりもできるだけ避けられる工夫も検討する。
 - ・多くの支援をしたとしても、トラブルなく済んだ経験を積ませる工夫が大切である。
 - ・校内で落ち着ける場所や人を確保し、行動調整をする手がかりとする。
- 感覚の過敏さ等についても配慮する。
 - ・つまずきが見られたら、一般的には考えにくい独特のこだわりや感覚の過敏さが情緒的な不安定さを招きやすいという観点で対応を工夫する。
- 枠組みを決められている方が活動しやすいことがある。
 - ・一度納得して理解したルールは守りやすいため、守れそうな約束からルールの定着を図る。

参考:「横浜市小・中学校における LD、ADHD、高機能自閉症への教育的支援のためのガイドライン」

具体的な対応方法

課題と 思われること	実態把握に基づく仮説	手立てや指導の内容例
【学習面】 グループ学習に 参加することが 難しい。	【仮説A】 何をしたらよいか、分から ないのではないか。	○役割分担や作業手順を子どもが分かるように明確に示 す。 ○自分がやったことを記入したり、チェックしたりする シートを用意する。 ○様子を見ながら、シートに記入するよう、声をかける。
	【仮説B】 グループで活動することの 意義が、分からないのでは ないか。	○「グループで力を合わせる学習をしている」というこ とを説明する。 ○人の動きやことばなどから、自分では気付かなかった 点をメモさせることで、グループ活動のよさを確認す る。 ○グループでよい活動ができたときは具体的にほめる。
	【仮説C】 グループで話す声が、聞き 取れないのではないか。	○グループの活動場所を他のグループから離し、一人ひ とりが順番に話すように進める。 ○話しているキーワードをホワイトボードなどに書くよ うにする。 ○マスコットなどを話者が持ち、だれに集中すればよい かわかるようにする。

課題と 思われること	実態把握に基づく仮説	手立てや指導の内容例
【学習面】 学習に集中する ことが難しい。	【仮説A】 窓からの光、廊下からの音 等、外部からの刺激を受け やすく、注意がそれてしま うのではないか。	○座席を中央部にし、刺激が入りにくい環境設定をする。 ○掲示物の精選やカーテンの設置など、刺激物が視界に 入らない工夫をする。 ○気がそれているときに、そばで名前を呼ぶなどして、 すべきことに気付かせる。
	【仮説B】 学習の内容が理解できず、 先に進めないために、集中 がとぎれるのではないか。	○学習状況を把握し、どこにつまずいているかを確認す る。 ○対処法を示す。 ・教師に質問する。 ・飛ばして、次の問題に取り組む。 ・友だちに聞く。 ※聞き方のルールも伝える。
	【仮説C】 周囲の友だちにつられてし まうのではないか。	○周囲の状況に配慮し、学習に集中しやすい友だちを周 囲に配置したり、座席の位置を工夫したりする。 ○教師の指示が通り、学級全体が集中できるような雰 囲気づくりをする。 ○自分のことをするときと集団で活動するときの区別を 明確に示す。 ○短いスパンでできる課題を与える。

※「自閉症教育の手引き II」より

課題と 思われること	実態把握に基づく仮説	手立てや指導の内容例
【学習面】 授業中に、黙って出て行ってしまふ。 （例えば行き先がトイレであると分かった場合）	【仮説A】 許可をもらう必要があることが分からないのではないか。	○カードを使って許可を取るようになる。 ①トイレにトイレの絵カードを表示する ②絵カードとトイレ表示をマッチングさせる。 ③トイレの絵カードを担当に渡してからトイレに行く。 ○担任に声をかけ、行き先を告げるように約束し、できたら認める。
	【仮説B】 許可のもらい方が分からないのではないか。	○手を挙げて教師を呼ぶ、あるいは教師のそばに行き、小声で「トイレに行っていていいですか」と聞く等、具体的に教える。 ○自分から進んで言えたときはほめ、許可をする。
	【仮説C】 休み時間に行くことを知らないのではないか。	○トイレは休憩時間に行くことを教える。 ○休憩時間であることを伝え、トイレに行くように促す。 ○黒板等に明示されているスケジュール表の中に、休み時間の枠とトイレマークを入れる。

課題と 思われること	実態把握に基づく仮説	手立てや指導の内容例
【生活面】 学校生活でのルールやマナーに従って行動することが難しい。	【仮説A】 ルールやマナーがあることを知らないのではないか。	○ルールやマナーがあることを説明する。 ○学校では、みんなが気持ちよく過ごすために、ルールがあり、それを守らなければならないことを説明する。
	【仮説B】 どのようなルールがあるのかわからないのではないか。	○ルールを明確化して掲示する ・文字、絵、記号等、表示の仕方を工夫する。 ○ルールやマナーが守れている時にしっかりほめて、よい自分を実感させる ○ルールを守れなかった時には、再度丁寧に確認をする。
	【仮説C】 ルールは分かっているが、衝動性や多動性などの理由からルールに従った行動が難しいのではないか。	○刺激となるものを精選する。 ○活動時間を短く区切る。 ○明確な役割をもたせる。 ○活動の目的を明確にする。 ○守るべきルールを意識できるように、こまめな評価を行う。 ○自分がすべきことに着目できるように、視覚的な手がかりを身近に用意する。

※「自閉症教育の手引き II」より

課題と 思われること	実態把握に基づく仮説	手立てや指導の内容例
【学習面】 好きな教科であ っても、学習の 成果が上がらな い。	【仮説 A】 口頭での質問にはよく答え られるが、文字を読むこと が苦手で、問題の意図を把 握するのに時間がかかるの ではないか。	○問題文にルビを振る、拡大する、問題文や図などの配 置を見やすく、わかりやすくするなどの工夫をする。 ○読解と筆記でのテストだけでなく、聞き取ったことに 口頭で解答する方法も検討するなど、多様な評価方法 を取り入れる。
	【仮説 B】 教科の内容は理解できてい るのに漢字が正しく書けな いのではないか。	○漢字で回答しなければならない問題を減らす。 ○漢字の点画誤記の許容範囲を広げる。
	【仮説 C】 「記号で書くべきところに 語句を書いてしまう。」「解 答欄が一つずつずれてしま う。」等があるのではない か。	○選択肢から記号だけでなくその語句を選ぶような問題 にする。 ○問題文と解答欄を近づけて、転記しやすいようにする。

これらのような対応で、自尊感情を高めつつ、読字・書字・計算・集中の持続などについての困難の状態を具体的に把握し、子どもに合った方略を探っていく必要があります。

課題と 思われること	実態把握に基づく仮説	手立てや指導の内容例
【学習面】 板書をノートに 書き写すことが 難しい。	【仮説 A】 個別に板書の内容を読みあ げれば、ノートに書くこと ができる。 →何らかの視覚的な問題が あるのではないか。	○板書を書いた後に、教師が書かれた内容を読み上げる ようにする。 ○座席を変えてみて、見やすい位置や方向、明るさなど を見つける。 ○見え方を丁寧に子どもに聞きとり、確認する。(見えに くい場所や色、重なり等)
	【仮説 B】 文字や文章、数字の桁を揃 えて書くことが難しい。 →罫線・マス目と文字・数 字の関係把握が難しいので はないか。	○様々なタイプの罫やマスのノートを試す。(無地の方が よい場合もある) ○ノートと同じ罫やマス目のある小黒板を使って示す。
	【仮説 C】 教科書の問題はノートに転 記できるが、黒板の文字を 写すのには時間がかかって しまう。 →何らかの視覚的な問題、 文字や言葉の保持・想起が 難しいのではないか。	○ワークシートを使用し、板書を写す労力を減らす。 ○視線をスムーズに動かすトレーニング(ビジョントレ ーニング)をする。 ○よく使う言葉や新出のキーワードなどを書いたカード を必要に応じて配布し、手元でも見られるようにする。
	筆圧等に問題があり、ノー トにきれいに書くことがで きない。 →姿勢が崩れやすい等、体 の使い方が難しいのではな いか。	○机と椅子が体に合っているかを確認し、正しい姿勢が 保てるように調整する。 ○書字だけでなく、全身のバランスや動きを向上させる ためのトレーニングを行う。

※ 参考:「スタディ&ソーシャルスキル集」

コラム

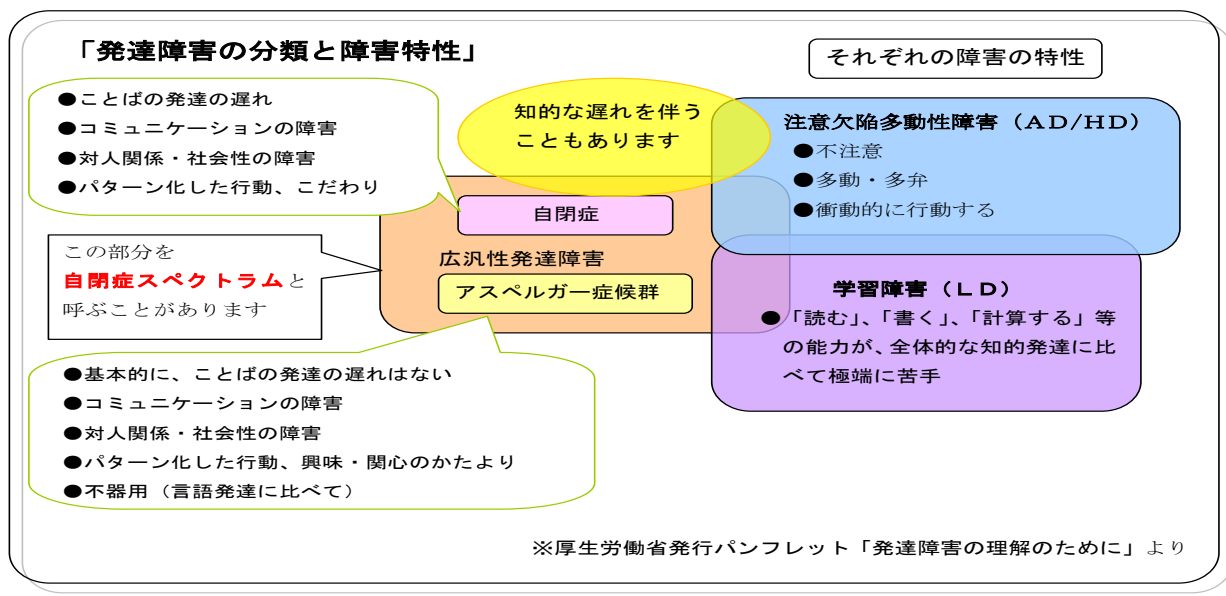
【特別支援教育関連の法改正等】

平成 19 年の「障害者の権利に関する条約」署名から、批准に向けた国内法の整備が行われ、平成 26 年 1 月に批准し、2 月に発効しています。「障害者の権利に関する条約第 24 条」によれば、障害のある者と障害のない者がともに学ぶインクルーシブ教育システムのもと、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」の提供等が必要とされています。国及び地方自治体は、「合理的配慮」の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）を行います。

【発達障害の分類等】

現在の「発達障害の分類と障害特性」に関する表を、次に示します。

障害特性については、他の障害と重複する部分があることを理解しておくことが大切です。



コラム

【外国籍、外国につながる児童生徒】

外国籍、外国につながる児童生徒（日本国籍でありながら、以前は外国籍だった児童生徒、両親の両方又はどちらか一方が外国籍である児童生徒など、様々な形で外国につながる児童生徒を総括した呼び方）の中には、日本語の理解が不足していたり、日常会話が話せても学習言語が分からなかったりすることがあります。また、保護者も日本の学校のことがよく分からないといった課題もあります。

横浜市では、外国籍、外国につながる児童生徒の在籍も増えてきています。その子どもたちが安心して、豊かに学校生活を送れるような支援が必要です。

横浜市のホームページには、ようこそ横浜の学校へ (Welcome to the Yokohama School) がアップされています。横浜市の学校が、日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の、基本的な手続きの流れ、支援体制づくりや横浜市の学校から家庭に配布する一般的な通知文や学校生活に必要な用語、横浜市の一般的な学校生活について保護者向けの説明（7カ国語）が記載されています。ぜひ、活用してください。

※日本語指導は、帰国児童生徒も受けることができます。

17 不審者の校内侵入

事例Ⅰ

昇降口付近で包丁を持った男が騒いでいるところを副校長が発見し、机を盾に男を説得しました。男は説得に応じ、包丁を床に置きました。男は、銃刀法違反(所持)と建造物侵入の現行犯で逮捕されました。

事例Ⅱ

午前8時頃、男が裏門から侵入し、校舎の中で女子児童を捕まえ、髪の毛をつかみ床に押さえつけました。周りにいた児童がインターホーンで職員室に連絡し、駆けつけた教職員が身柄を拘束しました。

* 朝7時30分頃、警備員が正門、裏門を開錠してから約40分の「空白の時間」がありました。

原因・背景

平成13年6月に発生した小学校の児童殺傷事件、平成17年に発生した小学校の教員殺傷事件など、本来、安全な場所であるはずの学校で大きな事件が発生しました。本市においても、不審者による学校への侵入事件は発生しており、学校施設の安全確認と定期的な点検、児童生徒への安全教育の徹底、来校者への対応、教職員の危機管理体制の確立等、様々な角度からの対応が求められています。言うまでもなく、「児童生徒が安心して安全に生活できる」ことは何よりも最優先されるべき学校の使命であり、「学校侵入はどの学校にも起こりうる」との意識のもと積極的な取組が求められています。

「学校安全のための方策の再点検等について」

—安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告—(平成17年3月)より抜粋

○ 各学校の安全対策の再点検のポイント

1. 学校への不審者侵入防止のための3段階のチェック体制の確立

1-1 学校の敷地内への不審者の侵入防止

○ 門におけるハード面の対策としては、来校者の確認のためのインターホーン、侵入監視のためのセンサーや防犯カメラ、遠隔操作による開閉が可能な電気錠等の防犯設備の設置等について、学校や地域の状況に応じ検討することが望まれる。

1-2 学校の敷地内での不審者の発見・排除

○ 門から校舎への入口(受付)までの動線を明確にし、初めて来校する者にも分かるよう、案内の看板を門の周辺等に示しておくことが重要である。

動線は職員室等から見通しがよく、また、児童生徒が活動するスペースと峻別して設定するよう工夫すべきである。

1-3 校舎内への不審者の侵入防止

○ 正規の来校者も含め、原則としてすべての来校者の対応を受付に集中することが望まれる。このため、学校の状況に応じて、案内の看板の設置、地域のボランティアによる誘導、非常時の避難に配慮しつつ校舎の必要のない出入口の閉鎖などを行うことが有効である。

○ 受付では、教職員や地域のボランティア等が対応して来校者をチェックすることが必要である。また、受付後に識別が可能なように、受付の担当者が来校者を確認しリボンや名札等を着用させるようにすることも重要である。

○ 学校関係者が来校者と応接できるスペースを受付の近くに設け、原則として来校者に対しては応接スペースで対応できるようにすべきである。

特に、来校理由がはっきりしない来校者に対しては、応接スペースにおいて複数の学校関係者で対応する必要がある。

○ 職員室等については、来校者の動線や屋外運動場を見渡すことができ、不審者侵入時にも即応できるような位置に配置することが重要である。

対応

日常における学校の安全管理について

施設管理

- 校門・校舎の管理
 - ・使用する校門を限定し、登校時に使用する校門についても使用箇所を限定できないか検討する。また、登校終了後の通用門は1カ所に絞る。
 - ・校門施錠により管理する場合でも、校舎玄関、昇降口等については可能な範囲で施錠管理を行う。施錠をしないまでも、「閉めておく」ことの徹底を図る。
 - ・校門施錠、校舎施錠のどちらも困難な場合は、防犯カメラなど防犯設備の整備や、教職員やボランティアにより不審者の侵入が想定される場所等のパトロール等を行う。
 - ・倉庫、用具庫や使用頻度の低い特別教室、会議室等は施錠し、定期的に点検する。
- 来校者への案内表示
 - ・通用門や通用門から玄関（受付）までの案内表示を行う。
- 施設の点検整備
 - ・門扉、囲障（いしょう）、窓、施錠設備、外灯等の設備について日常的に点検し、必要な補修を行う。
 - ・死角の原因となる障害物の排除などにより、敷地内の視界をできるだけ確保する。

日常の対応

- 安全管理に対する校内体制の確立
 - ・校長、副校長、主幹教諭、教務主任、防犯・防災担当等、安全管理に対する責任体制を整理し、平常時、緊急時それぞれの役割分担を明確にする。
- いわゆる「空白の時間」対策について
 - ・児童生徒の登校開始前に、校内の安全確認を行った上で、児童生徒を校内に入れる。
 - ・登校時に、教職員等が通学路や校門等で安全見守りを行う。
 - ・校門の開錠や開門の時刻を、児童生徒や保護者に対して明確に周知する。また登校時間の厳守について、児童生徒への指導を徹底する。
 - ・早朝練習等を行う場合は、必ず教職員が立ち会う。
- 受付
 - ・校門、もしくは玄関でインターホーンその他の方法により、来校者の確認を行う。
 - ・玄関等に来校者名簿を設置し、来校者に必要事項の記載を行わせるほか、首からぶら提げる名札を着用させる。
 - ・来校目的が不明、態度に不審な点がある場合など、対応方法について教職員間で確認しておく。

□ 声かけ

- ・来校者に対して、あいさつや声かけを積極的に行い、用件の確認や行き先案内を習慣化する。

【来校者に声かけをする場合の留意点】

- ・用件が答えられるか、また正当なものか
- ・保護者なら、子どもの学年、組、氏名が答えられるか
- ・教職員に用事がある場合には、氏名、学年、教科等の担当が答えられるか

来校者への「声かけ」が不審者発見のための最も有効かつ基本的な対応であり、教職員の「声かけ」の状況が、その学校の危機管理意識の高低を反映しているといえる。

- ・例え卒業生であっても、部外者であることを、卒業生自身、児童生徒（在校生）に周知し、適正な手続きのもとに来校するよう指導する。

□ 見守り、パトロール

- ・教職員等により、必要に応じて校内巡視を行う。
- ・授業と授業の間の休憩時間や昼休みにおいて、教職員は教室やその周辺で過ごす。
- ・必要に応じて、校外の巡視を行う。

校門付近や外周に、人が乗った自動車が長時間駐車している場合など、侵入の下見や児童生徒に対するわいせつ目的ののぞきなどの可能性もある。

- ・放課後の学校開放時も、教職員やボランティアによる巡視を行う。

安全教育等

□ 安全教育

- ・「防犯チェックシート」「防災チェックシート」「横浜プログラム」等を活用してください。

【不審者侵入に関する指導例】

- ・世の中には、子どもに危害を加える人が存在すること
- ・学校内に不審者が侵入する可能性があるということ
- ・校舎内外で単独で行動しないこと（特に死角となる場所に対する注意を喚起する）
- ・侵入者についての情報を近くにいる教職員の誰かに素早く伝えること
- ・教職員からの指示があった場合は、それに従うこと
- ・教職員が近くにいなければ、侵入者から遠ざかる方向に逃げる。仲間にもその方向を伝えること
- ・大きな声を出して、危険かを知らせること

「防犯チェックシート」「防災チェックシート」：横浜市教育委員会ホームページに掲載

□ 防犯訓練、防災訓練の実施

- ・所轄の警察署や消防署などの協力を得ての訓練も有効である。

□ 教職員の安全研修

- ・学校防犯マニュアルを策定し、安全対策について研修を行う。

学校の防犯マニュアル（平成22年3月改訂）：横浜市教育委員会ホームページに掲載

<「学校の防犯マニュアル（平成22年3月改訂：横浜市教育委員会）」より>

不審者が侵入したときの対応

基本的事項

- 退去を求める【対応1】
 - ・ 正当な理由がないものが学校内に立ち上がった場合、他の教職員に連絡し、退去を求める。
 - ・ 身を守るため、相手と一定の距離（1 mから1.5 m）を保ちながら対応し、退去するよう丁寧に説得する。
 - ・ 退去の説得に応じない、暴力的な言動をするなどの行動が見られた場合には、不審者として速やかに警察へ通報する。
 - ・ 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。
 - ・ 再侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に残って様子を確認する。
- 隔離・通報する【対応2】
 - ・ 別室に案内し、隔離する。その際、先に不審者を奥に案内し、対応者は身を守るため後ろから入り口近くに位置し、扉は開放しておく。対応は複数の教職員で行う。
 - ・ 暴力行為抑止と退去の説得をする。
 - ・ 警察、教育委員会に通報するとともに、教職員に不審者が侵入したことを周知する。
 - * 警察への通報は、結果的に軽微な事案であっても、それを心配して通報が遅れることがないようにする。
 - * 不審者侵入時の緊急校内放送の文例を確認しておく。
- 児童生徒の安全確保を最優先する。【対応3】
 - ・ 児童生徒が危機にさらされている場合は、当該危機から脱出させることを第一に考える。
 - ・ 児童生徒の安全確保のために、そのままの場所にとどめる方がよいのか、別の場所に避難すべきか、判断し、即応する。
 - ・ 一人の教職員で対応するのではなく、複数の教職員で対応する。
 - ・ 様々な場面を想定し、どのように他の教職員と連携が図れるかを検討し、教職員間で共通認識をもつ。
- 応急手当などをする。【対応4】
 - ・ 負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施、救急車の要請を行う。
- 事後対応をする。【対応5】
 - ・ 児童生徒、教職員の心のケア、学校安全管理体制の再構築、施設整備の点検と補修、保護者会等の開催

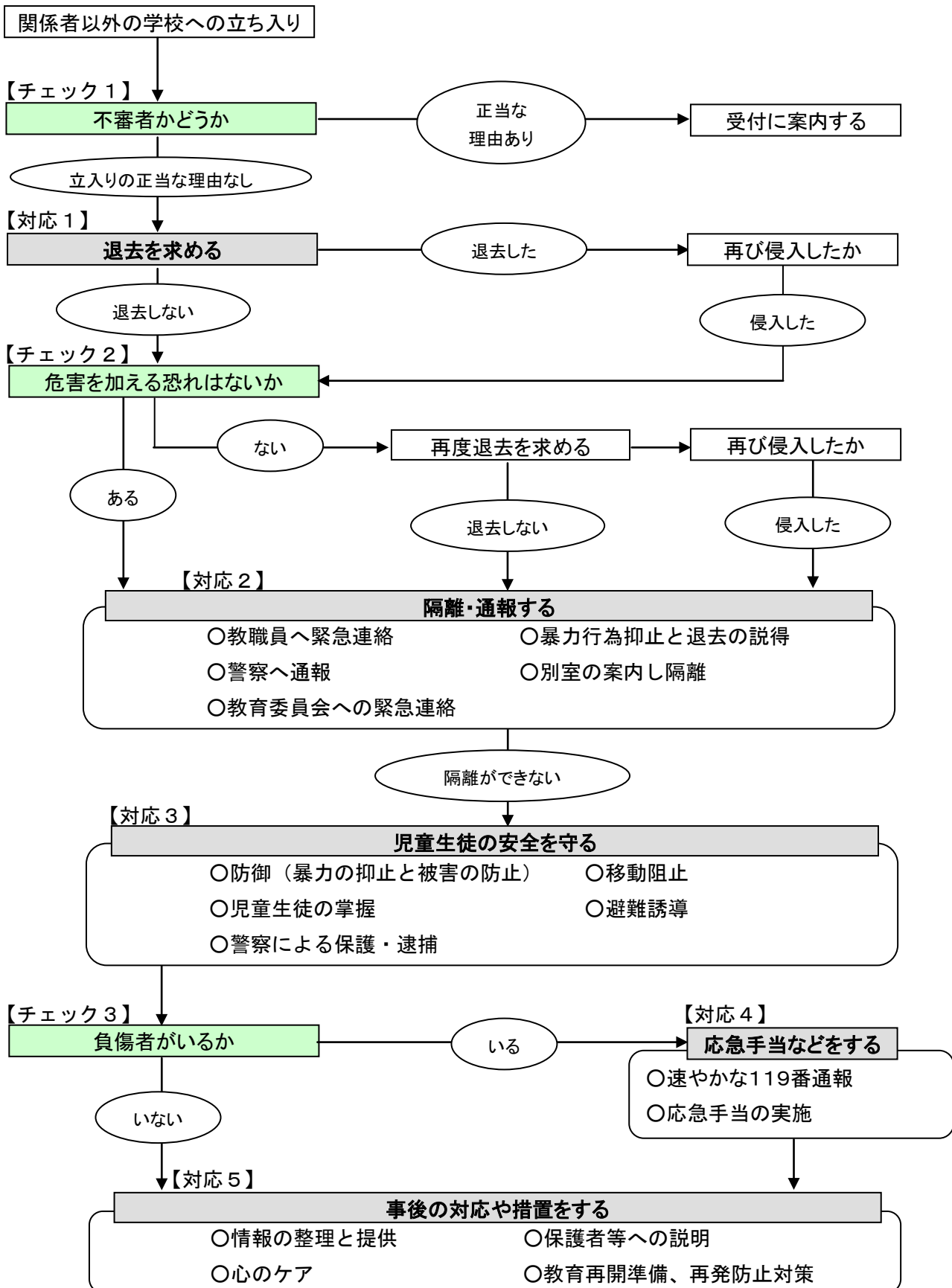
＜「学校の防犯マニュアル（平成21年2月改訂：横浜市教育委員会）」より

【夜間休日等教職員が不在時に、校内に侵入した形跡があった場合】

- ・ 学校敷地内（校舎内外）の安全を確認する。（侵入者が潜伏していないか、盗難、破損等の被害はないか等）
- ・ 警察に通報する。
- ・ 侵入の形跡や破損等については現場を保存する。（画像に残しておくことも）
 - * 日頃から、夜間休日の連絡体制を確認しておく。

緊急対応

学校における不審者への緊急対応例



<「学校の防犯マニュアル（平成21年2月改訂：横浜市教育委員会）」より

18 不審者情報に対する対応

事例 I

午後6時頃、保護者から「午後5時頃、子どもが帰宅途中、〇〇町2丁目□□公園で、『お菓子あげるよ。一緒に遊ばない。』と声をかけられ、男に写真を撮られました。」と学校に連絡がありました。

不審者の特徴：30歳代、160cm 位、黒色っぽい上衣、黒色っぽいズボン、眼鏡、徒歩

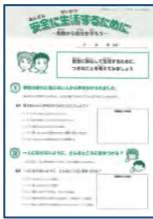
対 応

日常における学校の安全管理について

日常の対応

- 安全管理に対する校内体制と不審者情報を把握した際の対応体制等の確立
 - ・ 校長、副校長、主幹教諭、教務主任、防犯・防災担当等、安全管理に対する責任体制を整理し、平常時、緊急時それぞれの役割分担を明確にする。
 - ・ 不審者等の情報を把握した際の、対応（情報共有、見守り、情報管理等）について確認し教職員に徹底する。（シミュレーションを含めた研修は有効）
 - ・ 「学校安全チェックリスト」に基づく安全点検の実施
- 学区内危険箇所の確認と安全マップの作成・活用
 - ・ 登下校時の安全確保についての児童生徒活動を実施する。
 - ・ 登下校班、同方面・同地域の児童生徒等による話し合い活動を実施する。
 - ・ 安全マップを作成する。（危険箇所、子ども110番の家の明記等）
- 不審者対応マニュアルの作成・活用（全教職員の共通理解）
- 不審者対応の実技訓練、防犯教室等の実施
- 保護者、地域、関係機関との連携
 - ・ 教職員、保護者による街頭指導を継続的に実施する。
 - ・ よこはま学援隊、学校・警察連絡協議会等での不審者情報共有の取組をすすめる。
- 安全教育
 - ・ 登下校時の具体的な取組を伝え、児童生徒が自ら自分の身を守る意識を高める。
 - * 「人通りの多い道をまとまってまっすぐ帰る 何かあれば迷わず110番」の徹底
 - * 普段から児童生徒に、上記事項を伝え、具体的に対応できるように指導を徹底する。
 - * 「自分の身は自分で守る」という姿勢を育む指導を日常的に行う。（自己回避能力の育成）
 - * 普段から通学路のどこに「子ども110番の家」等の連絡できる場所があるかを確認しておく。
 - ・ 「防犯チェックシート」の活用による危機回避能力を育成する。
 - ・ 児童生徒自らが通学路安全マップを作成する取組を実施する。
 - ・ 具体的な場面を想定し、ロールプレイングの手法を活用した防犯教室を実施する。
 - ・ 危険回避に向けた具体的な指導を行う。（全校、学年、学級、部活動の各段階）

※「防犯チェックシート」「防災チェックシート」「横浜プログラム」等を活用してください。



横浜プログラム（指導プログラム）

- 8 『知らない人に出会ったら（犯罪から身を守る）』
- 9 『犯罪から自分の身を守ろう（役割演技で身につける）』
- 10 『身近な道路の安全マップをつくろう（フィールドワークで学ぶ）』

危険回避に向けた具体的な指導内容例

① 「**おおだこポリスの4つのやくそく**」を発達段階に応じて指導

- 「**お**うちのひとにいきます」
でかけるときは、かならずおうちの人に、いきさきをはなしてからでかけましょう。
- 「**お**ともだちとあそぼうね」
ひとりであそんでいる子を、わるい人がねらっているよ。
- 「**た**まされてついていけない」
わるい人は、やさしいことばでみんなをだましてつれていこうとするよ。
- 「**わ**わくになったら大声で」
こわくなったり、あぶないときには大きな声でたすけをよぼう！

② 犯罪にあいやすい場所・場合

道路や公園

知らない人からの声をかけ・人目につかない場所
止めてある車のそば・公園で一人で遊んでいるとき

エレベーターや階段

エレベーターに乗っているときや降りるとき

玄関

鍵を開けて家に入ろうとしたとき・留守番しているとき

駐輪場や駐車場

自転車を置こうとしたとき・駐車場

③ 不審者に遭遇した場合の対処法

- 具体的な場面を設定し、自分が危険であることを伝えるため、大きな声を出したり防犯ブザーを鳴らしたりして逃げることを、できるだけ早く近くの大人に伝えることを、実技などを交えながら指導する。
- 「子ども110番の家」が近くにある場合は、そちらに逃げることを、あるいは、コンビニエンスストアや商店など、大人が常駐している場所へ逃げ込むことを、近くに誰もいなかったら、不審者から遠ざかる方向に逃げることを指導する。
- 安全な場所まで逃げたら、警察署、家、学校へ連絡・通報すること、近くに大人がいれば事情を話し、協力を求めることを指導する。（二次被害を食い止めるためにも）
※ 不審者や声かけの情報は、いち早く警察と学校へ通報する。
- 声かけ等の事件に遭遇した場合は、余裕があれば、不審者の特徴や車のナンバー及び車種や特徴を可能な範囲で覚えておくことについて指導する。

不審者を目撃したら、人相着衣の確認

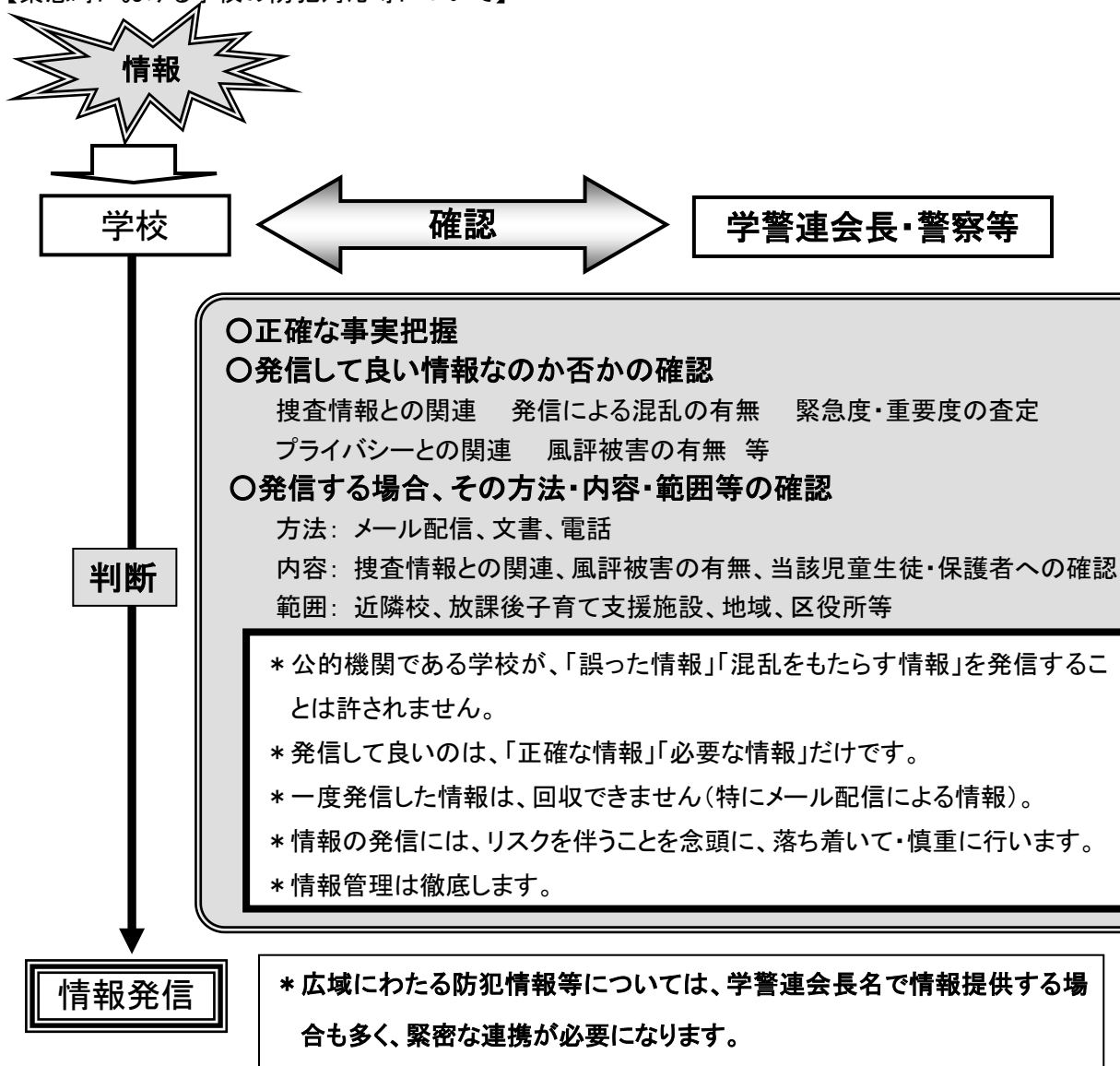
- 性別、年齢、身長、体格（やせ形、中肉、がっちり等）
- 服、帽子、メガネ、靴等
- 徒歩、自転車、バイク、自動車（4けたのナンバー）

<横浜市市民局 横濱防犯まるごとネットワーク、「学校の防犯マニュアル」（平成22年3月改訂）等から>

近隣での不審者情報があった場合の対応例

学校から事件・不審者等について情報発信することについて

【緊急時における学校の防犯対応等について】



学校の緊急時の防犯対応について

各学校では、以下の点を参考に、適切な対応を図る必要があります。

- ① 緊密な警察との連携(事実の確認や共有、パトロール要請など)
- ② 保護者やPTAとの連携(緊急連絡や文書等による全校保護者への情報提供、集団登下校や立番などの協力要請)
- ③ 地域との連携(自治会等への情報提供と共有、地域巡回や見守り活動への協力要請)
- ④ 事案に応じた児童生徒への防犯教育の実施
- ⑤ 学校職員の組織的な防犯活動(地域巡回や見守り活動、緊急時の組織的対応と役割分担)
- ⑥ 幼稚園・保育園や放課後子育て支援施設等の近隣地域施設のとの情報共有体制作り
- ⑦ 区役所との緊密な連携(情報の提供と共有、地域での防犯活動等の要請)
- ⑧ 各警察署管内学校警察連絡協議会への情報提供と協力要請

19 事故発生時の対応について※

※ ここでの「事故発生」は、学習活動等における事故、登下校時の事故、健康に関わる事故など

事例Ⅰ

小学4年男子Aは、授業終了後、特別教室から教室に移動しました。移動中、Aは2階の廊下で何か物が下に落ちていくのを目撃しました。Aは、それを確かめようとして窓から身を乗り出して、下を覗き込んだところ、バランスを崩して落下し、コンクリート床で全身を強打し負傷しました。

事例Ⅱ

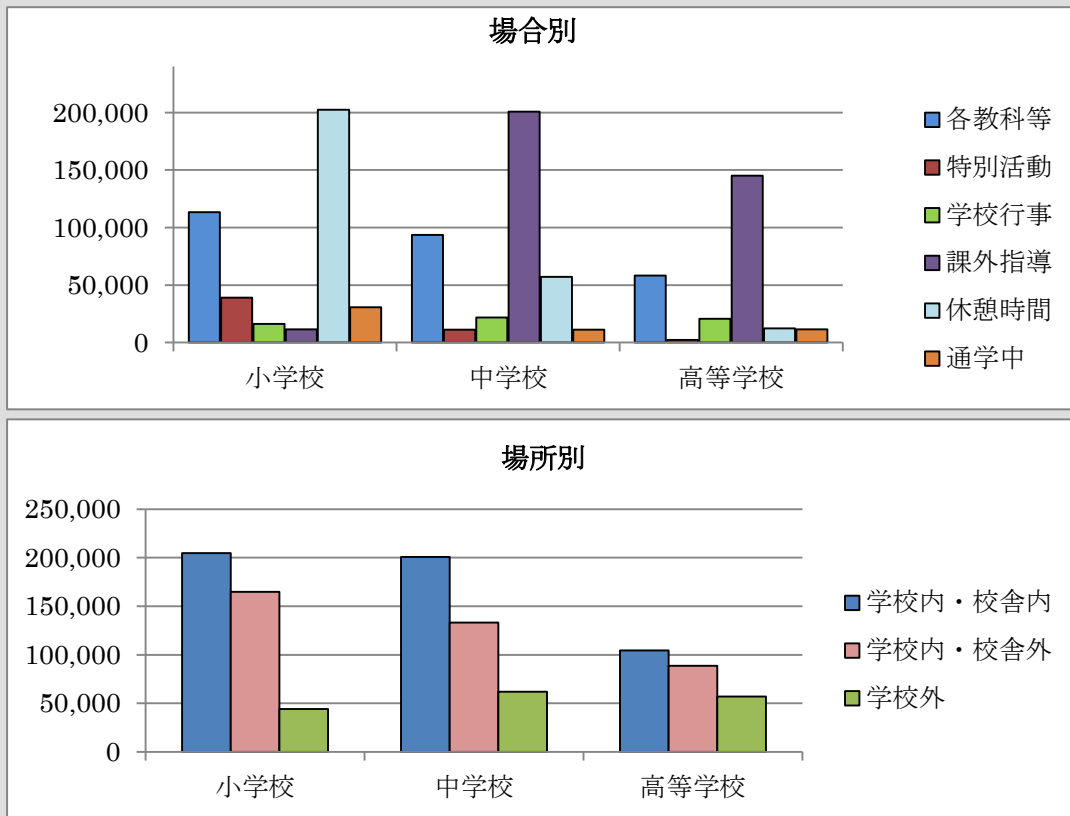
放課後の部活動の時間、雨天のため、中学1年男子Bは、体育館わきの軒下で、バットを持ち、素振りをしていました。Bの振っていたバットが、体育館に移動しようと走って来た他の部活動の生徒の顔面に当たり、その生徒は負傷しました。

原因・背景

学校は、児童生徒にとって安全で安心できる場でなければなりません。しかし、残念ながら学校において児童生徒の安全を脅かす事故が発生することがあります。

万が一、重大な事故が発生した場合、生命維持、被害者救済、児童生徒の安全確保を最優先として全教職員で組織的に対応することが求められます。

平成 25 年度 学校管理下における負傷・疾病の概況



<独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校の管理下の災害[平成 25 年版]から>

対 応

日常における学校の安全管理について

学校は、学校安全計画に則り、安全管理や安全教育、安全に関わる組織活動等を進めています。学校における危機管理の中で、「事前対策（予知・予測、予防・抑制・回避）」「緊急時対策」「復旧対策（検証と再発防止）」は重要な柱です。中でも「緊急時の対策」や「復旧対策」についてのシミュレーションや訓練を含めた「事前対策」が十分に機能することにより危機（重篤な事件・事故）の発生の可能性や発生した際の被害を小さくできることにつながります。

安全管理

- 施設、設備、器具、用具等の安全点検
- 各教科、行事、クラブ活動、部活動等の計画、運営、指導内容・方法等の点検と徹底
- 児童生徒の学校生活に関わる約束事等の点検と徹底
- 通学路の選定と安全点検
- 登下校に関わる約束事等の点検と徹底
- 軽微な事案（ヒヤリ・ハット）等の報告を徹底することによる情報共有と検証・改善の徹底

日常の対応

- 安全管理に対する校内体制の確立
 - 校長、副校長、主幹教諭、教務主任、防災・学校安全担当等の安全管理に対する責任体制を整理し、平常時、緊急時それぞれの役割分担を明確にする。
 - 教職員の知識や意識の向上を図るための研修や対応訓練の実施等により学校体制を強化する。
- 安全教育等
 - 関連教科、道徳等において安全にかかわる指導をする。
 - 学級活動、学校行事、クラブ活動、部活動等において安全にかかわる指導をする。
 - 状況に応じて、児童生徒への個別指導を行う。

実際に事故が起こった場合

◎ 最優先事項

- 生命維持
- 被害者救済
- 関係機関（警察・消防・教育委員会等）への通報
- 現場保存の徹底
- 緊急支援チーム（詳細はP 131）の派遣要請（心理ケアが必要と考えられる場合）

□ 初動（発見、通報等）

- ・ 被害児童生徒への応急処置を行い、他教職員の応援を要請する。また、（被害児童生徒の状態によるが）事情を聴取する。
- ・ 被害の拡大防止（負傷者・加害者の有無、状況の把握、応急処置、避難等）に努める。
- ・ 管理職への報告を行う。
- ・ 状況に応じた人数の教職員が現場に急行する。
- ・ 消防に救急搬送の要請を行う。また、警察署へ一報を入れる。
 - * 事件性も視野に入れ、警察署には必ず連絡する。
- ・ 教育委員会に一報を入れる。

□ 校内体制整備

- ・ 学校長をトップとした対策チーム（本部）を編成するとともに、校内体制を構築する。
- ・ 対策チームで指揮系統、情報の集約と共有、役割分担等を決定する。
- ・ 事故発生について、全教職員で情報共有し、対応についても共通理解を図る。
- ・ 現場対応、医療機関対応、児童生徒対応、保護者対応、関係機関対応等の役割に分かれ対応する。

（例 【現場対応】 発見職員、応援職員等 【電話対応・記録】 副校長 【保護者対応】 教務主任、学年主任等 【関係機関対応】 専任教諭等 【医療機関対応】 養護教諭等）

- ・ 状況は適宜、情報集約を担当する教職員（副校長や専任教諭等）に報告する。
 - * 情報の集約は次の判断に不可欠である。

□ 初期対応（組織による）

現場対応

- ・ 被害児童生徒への応急処置を継続する。（場合によっては、AEDの使用等も）
- ・ 周囲にいた児童生徒を誘導し、落ち着かせた後、事情を聴取する。（要配慮）
- ・ 周囲にいた教職員から事情聴取する。（要配慮）
- ・ （必要があれば）他児童生徒の誘導を行う。また、児童生徒を各教室で待機させ、状況説明等を行う。
- ・ 現場の保存を行う。（現場の状況の維持と安全確保）
 - * 児童生徒の心のケアが必要と考えられる場合がある。教職員が児童生徒に寄り添った受容的な対応を行う。（緊急支援チームのサポートが有効）

医療機関対応

- ・ 救急車の誘導や同乗者等の役割分担を行う。
- ・ 障害物等を撤去し、救急車の動線を確保する。担当が誘導し、到着を支援本部に知らせる。
- ・ 搬送先の医療機関が決定したら、支援本部に連絡し、担当教職員が同乗する。
- ・ 担当教職員は搬送先から状況連絡を適宜行う。

保護者対応

- ・ 被害児童生徒の保護者に一報を入れる。
- ・ 発生事実、被害児童生徒の状況、搬送先の医療機関名等を伝える。
- ・ 被害児童生徒及び付き添った教職員との合流場所、方法等の確認をする。

□ 事実確認

- ・ 関係児童生徒、教職員からの事故発生状況の詳細な聴き取りを行う。
 - * 聴き取りについては、対象者の状態に応じて十分配慮して行う。
- ・ 指導計画（年間計画、単元計画、週案等）、施設点検票、関係児童生徒に関する記録等、必要と思われる資料を収集する。
- ・ 発生時から事後対応についての時系列の記録を作成する。
- ・ 現場の写真の撮影と保存を行う。
- ・ 発生状況、児童生徒、教職員等の位置や動き等について平面図等に書込んだ資料を作成する。

□ 関係機関への連絡

- ・ 前記通り、警察、消防等の関係機関への速やかな連絡を入れる。
- ・ 教育委員会と連携する（管理職を通じて）。状況によっては、緊急支援チーム（P 1 3 1）の要請を行う。
- ・ 状況に応じてPTA、地域等への情報提供、協力依頼等を検討する。

□ 保護者対応（初期対応後）

- ・ 被害児童生徒の保護者に直接会い、誠意をもって発生についてお詫び、お見舞いをする。
また、発生原因や経過、今後の見通し等について丁寧に説明する。
- ・ 被害児童生徒の保護者に直接会い、補償制度（日本スポーツ振興センター等）の詳細な説明をする。また、今後の対応、広報等について、保護者の意向を確認する。

- 報道機関への対応
 - ・窓口を一本化する。(管理職)
 - ・対応方法を統一し、全教職員で共通理解する。
 - * 必ず相手の名前と電話番号等を確認し、一旦切って折り返す。
 - ・事実に基づいた回答を準備する。
 - ・誠意ある対応(個人情報には留意)をする。
 - ・教育委員会と連携する。

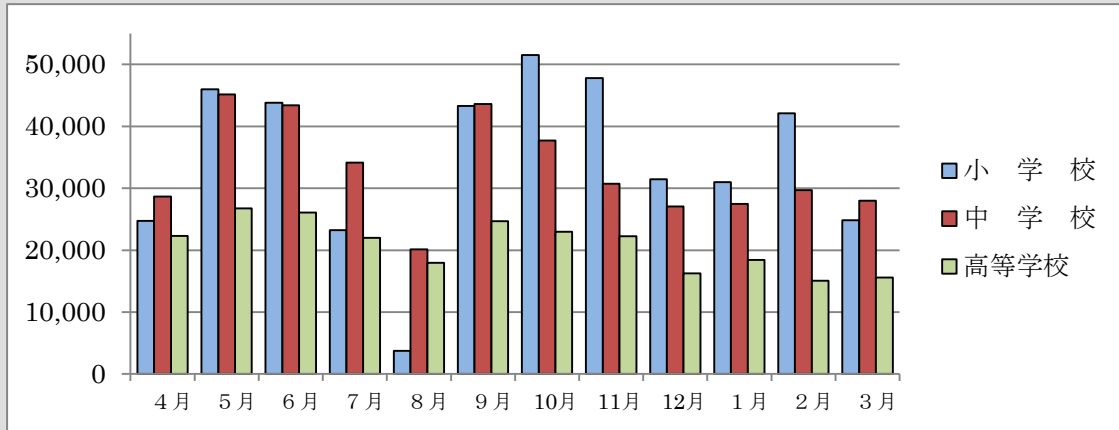
- 情報管理の徹底
 - ・児童生徒、保護者に対して確かな事実を同様の内容で的確に伝える。(個人情報保護を最優先に考える)
 - ・被害児童生徒、保護者の意向を踏まえた対応をする。
 - ・風評被害の拡散防止を行う。
 - * ネット上の確認をし、状況に応じた対応を進める。

- 事後対応(学校再開に向けた取組や再発防止の取組等)
 - ・被害児童生徒の経過状況の把握と確認を継続して行う。
 - ・目撃した児童生徒や関係児童生徒等、心理的なケアが必要と考えられる児童生徒のリストアップと支援方法(教職員の配置、状況に応じた対応のシミュレーション等)の検討をする。
 - * 状況によっては、教職員向けに心理教育を行う。(緊急支援チームのサポートが有効)
 - * 教職員のケアの視点も忘れない。
 - ・全児童生徒への説明を行う。
 - ・全保護者へ説明を行う。(方法についての検討が必要)
 - * 保護者説明会の開催について検討する。(実施の際は、被害児童生徒の保護者の承諾を必ず得る)
 - ・事故発生の要因や背景等の分析をする。
 - * 施設の損傷等の場合、破損箇所や物品の保存を徹底する。場合によっては製造業者等での検証も必要となる。また、物品とともに画像の保存も行い、次年度以降の引継ぎを行う。
 - ・事故に対する学校の組織対応の検証をする。
 - ・校内安全体制の点検と充実を図る。
 - * 校内体制の再構築、教職員研修の実施、安全教育の充実等を迅速に進める。

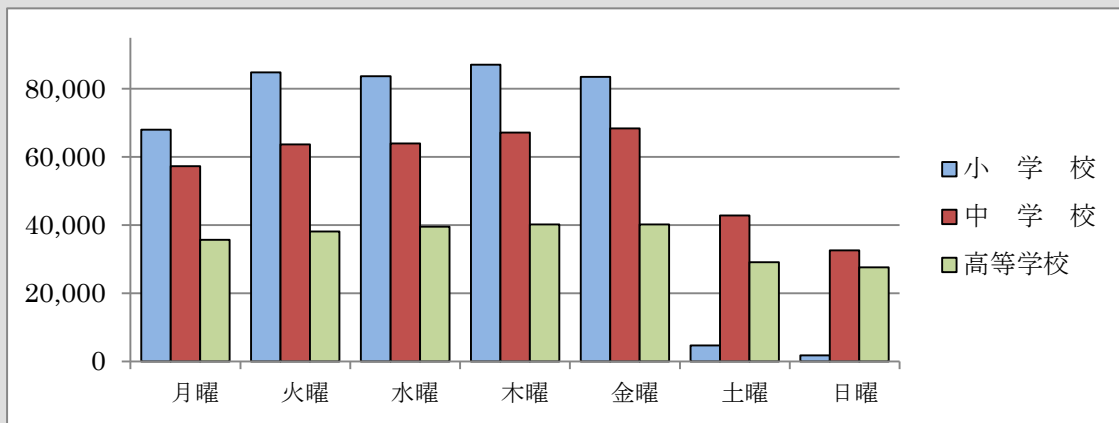
参考データ

平成 25 年度 学校管理下における負傷・疾病の概況

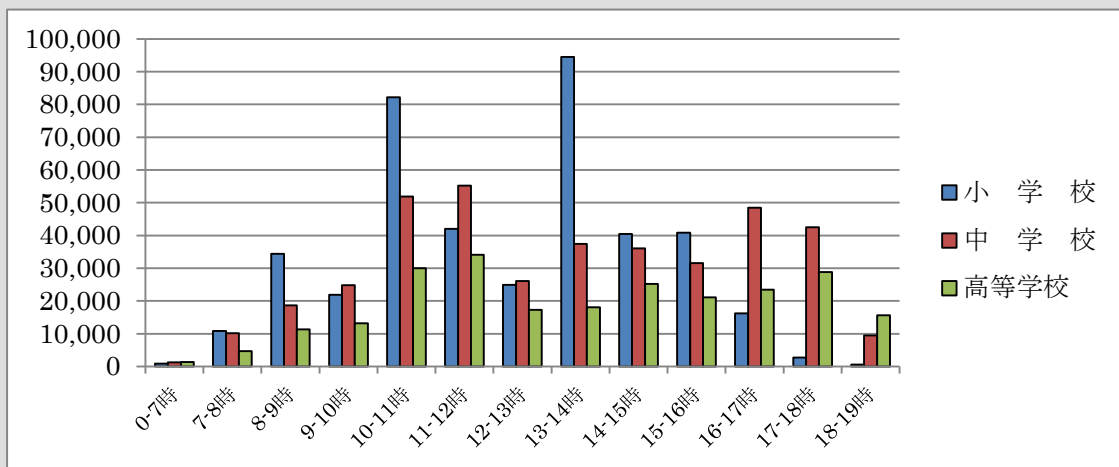
【月別発生状況】



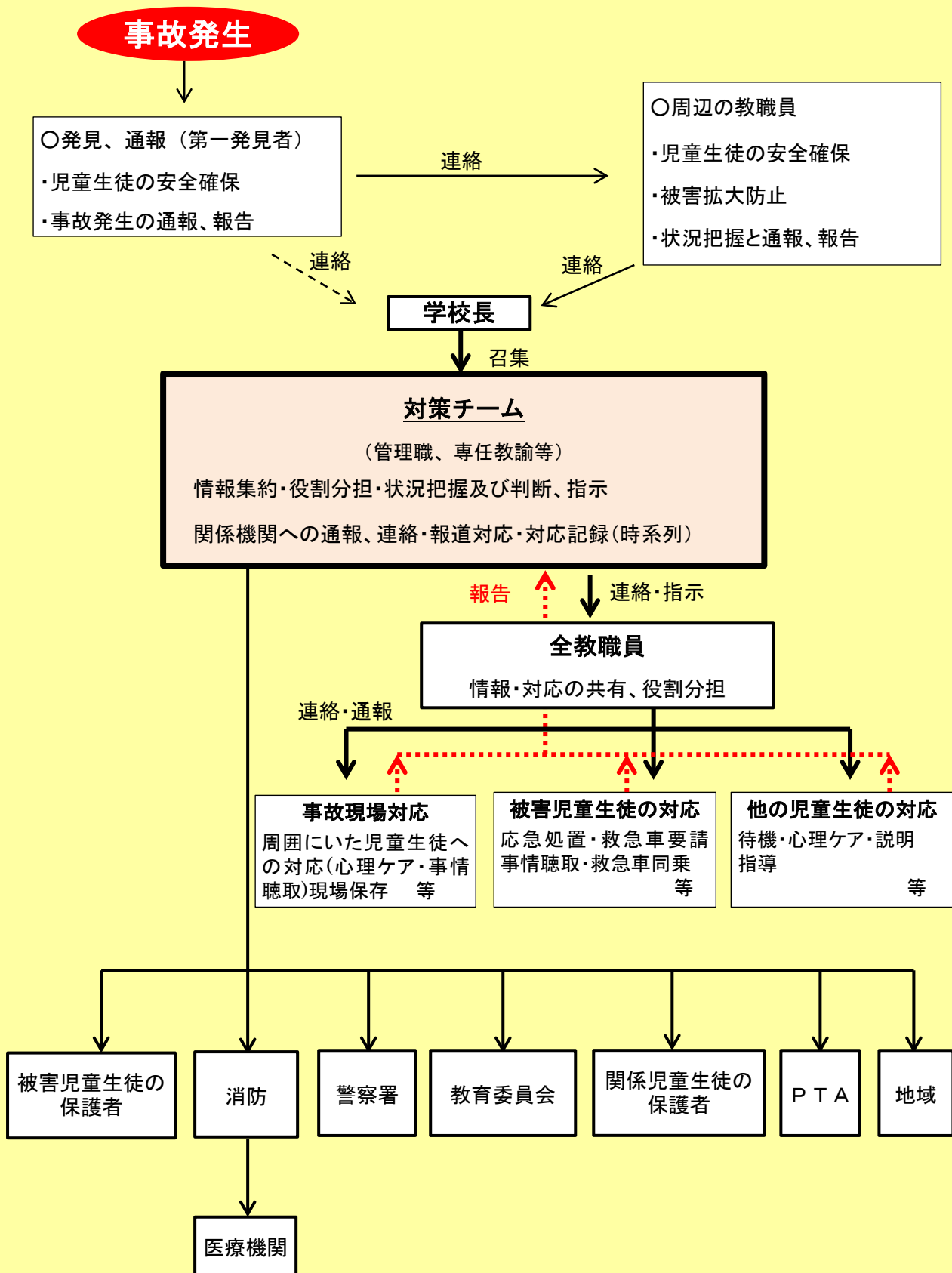
【曜日別発生状況】



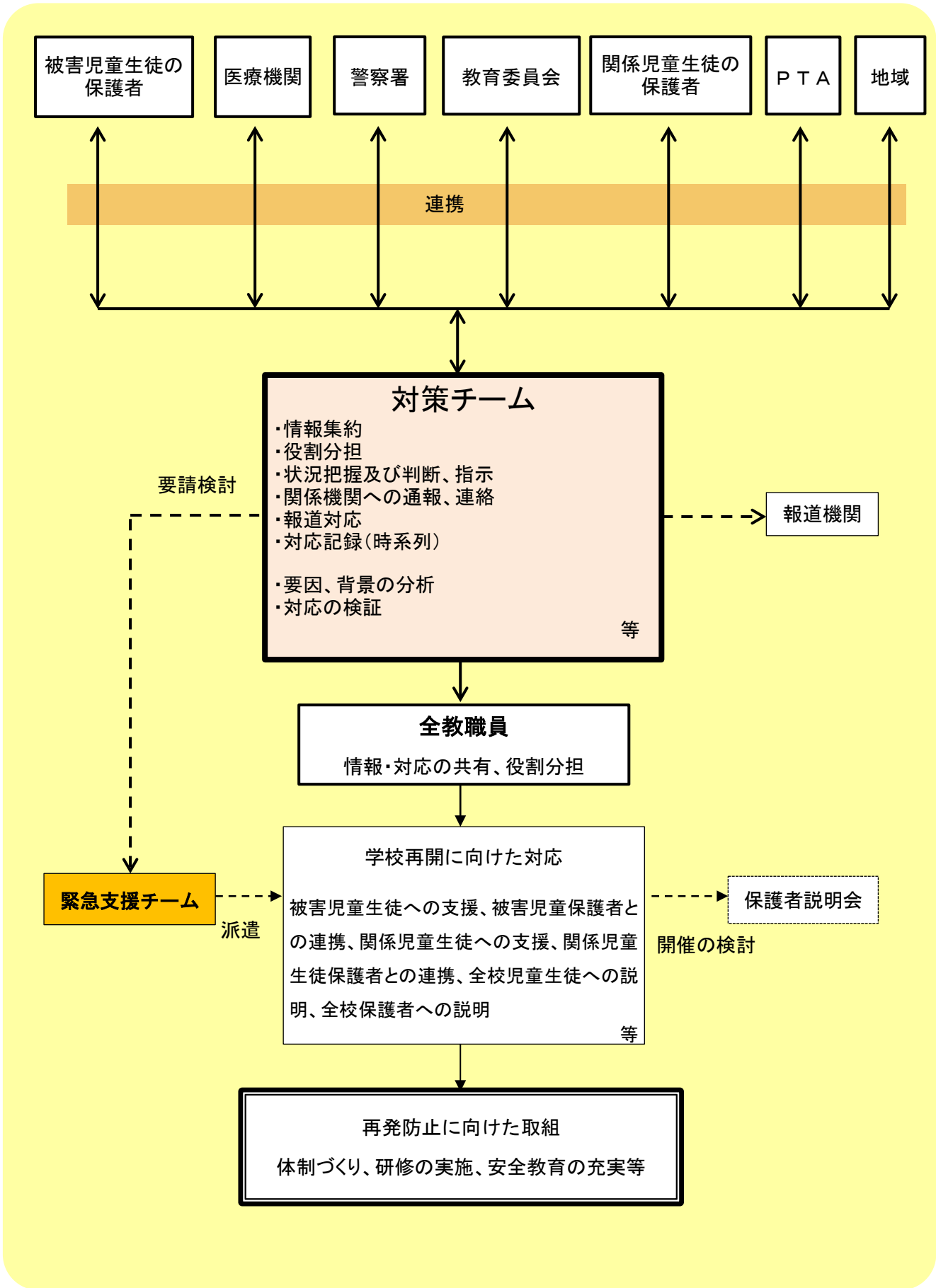
【時間別発生状況】



児童生徒の事故発生時の対応フローチャート例（初期段階）



児童生徒の事故発生時の対応フローチャート例（学校再開に向けた）





救急通報（119番）のポイント

～次のことをあわてずに答えましょう～

①火事ですか？救急ですか？
救急車をお願いします。
②救急車が向かう住所はどちらですか？
横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇です。
③誰が？どうしたのですか？
児童生徒が〇〇で 〇〇な事故でケガをしました。
④その児童（生徒）は、何歳ですか？
〇〇歳です。
⑤その人は目の前にいますか？
いません ・ います（携帯電話で現場からの場合）
⑥話すことができますか？
普通 ・ 普通ではない ・ しゃべれない
⑦意識はありますか？
正常か ・ ぼんやりしているか ・ 意識がないか
⑧呼吸はありますか？
正常か ・ おかしい、苦しそうか ・ 呼吸していないか
⑨歩けますか？
一人で歩けるか ・ 支えがあれば歩けるか ・ 歩けないか
⑩他の症状や持病はありますか？ かかりつけの医療機関はどちらですか？
⑪あなたの名前とお使いの電話番号を教えてください。

※ 緊急性が高い場合は、すべて聞かれる前に救急車が出動します。

※ わからなければ、「分かりません」と答えます。



20 屋外生活者への迷惑行為

事例

事例Ⅰ

昼休みの時間に、中学1年生の男子数名が、教室で集まって話をしていました。「昨日、〇〇川の▲▲橋の近くで、ホームレスに追いかけられた」「その辺に落ちていた木とか石を投げたら、怒った」「面白いからまた行こう」という会話をその近くにいたA教諭が聞きました。

事例Ⅱ

朝、学校に出勤すると、屋外生活者のBさんから電話がありました。専任が電話を受けると、「昨晚、数名の子がやってきて、となりの小屋を木材や鉄パイプでたたいてこわしていった。また、そこにあった自転車を川に投げ込んで逃げていった。追いかけたけど捕まえられなかった。」という話を聞きました。

原因・背景

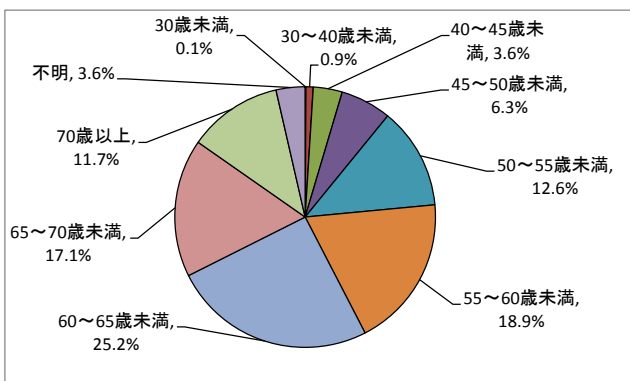
子どもたちがこのような行動を起こす背景には、屋外生活者に向けた子どもの意識の中に、つらさや悲しみなどの抑圧された感情があることがわかります。屋外生活者に対する嫌がらせや迷惑行為を防ぐ取組は、屋外生活者に被害者を出さないということと同時に、子どもたちを加害者にさせないということにもなります。迷惑行為の加害者になる子どもの多くは、自己肯定感が低かったり、「自分は大切にされていない」と感じていたりします。

また、教職員が屋外生活者について正しく理解し、児童生徒に正しく指導していくことが必要です。突然リストラにあった人、病気のため就職ができない人など、屋外生活者のそれぞれの背景は違います。屋外生活者の置かれている状況を正しく理解していくことが大切です。

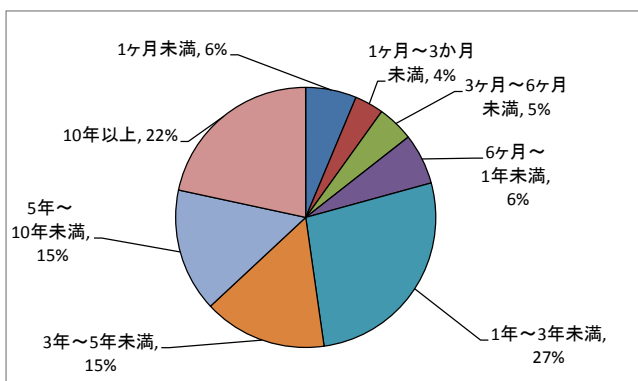
屋外生活者に関する問題は、社会全体で解決していく必要があります。

横浜市ホームレスの自立の支援に関する実施計画(平成26年4月)より

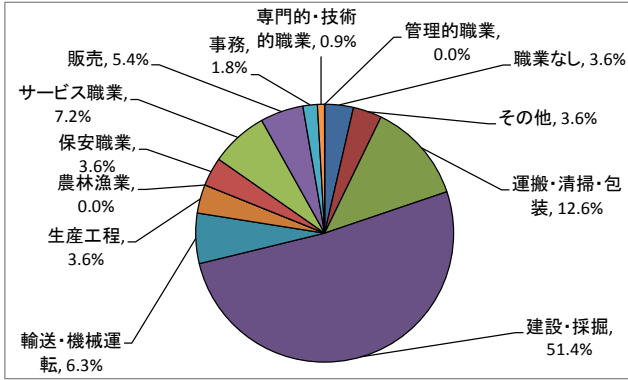
年齢構成



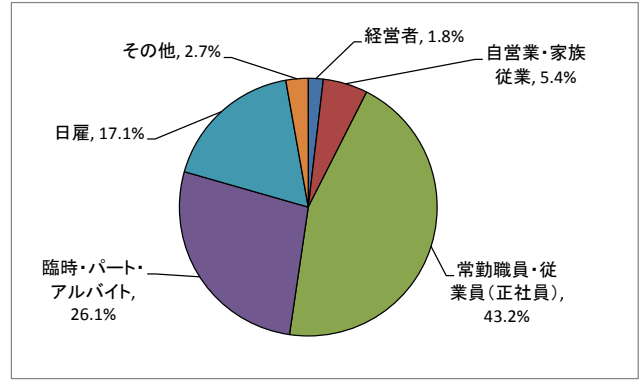
屋外生活の期間



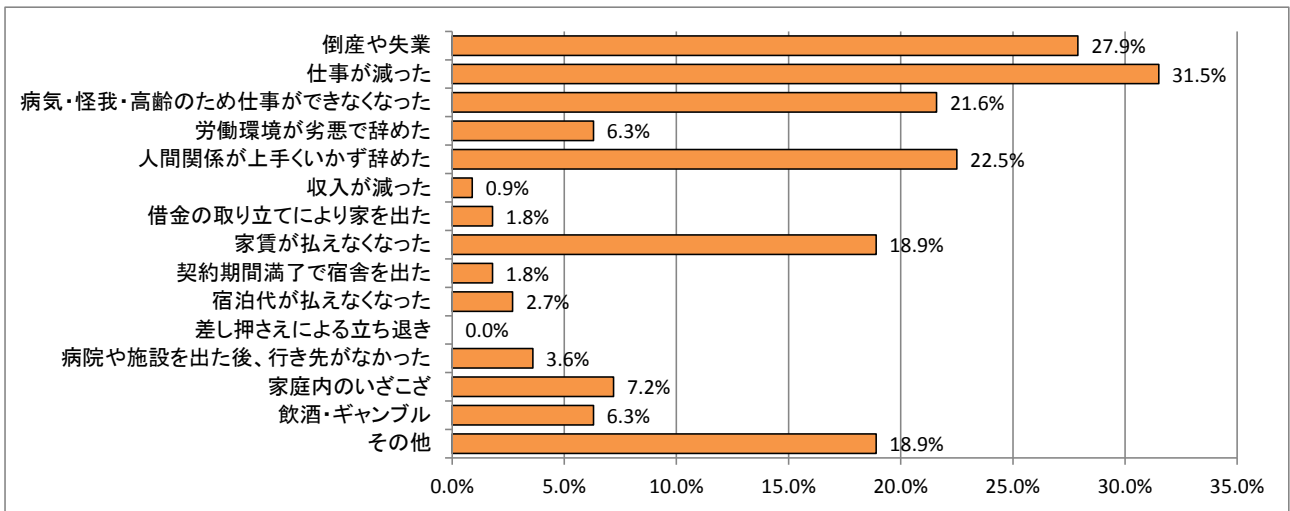
屋外生活直前の職業



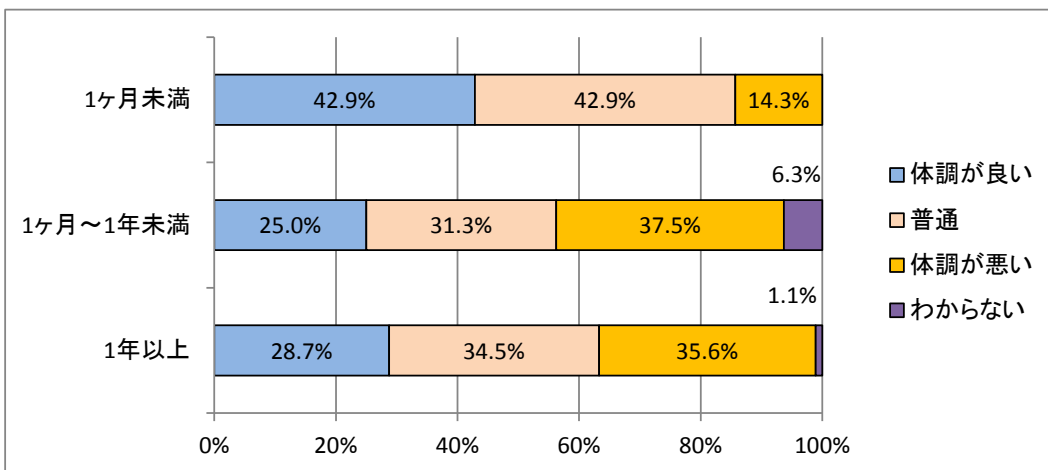
屋外生活直前の雇用形態



屋外生活に至った理由(複数回答可)



屋外生活期間と体調



対 応

基本方針

- 日頃から、「屋外生活者に被害者を出さないということと同時に、子どもたちを加害者にさせないこと」「学校の全教育活動を通して、人間の尊厳にかかわる教育を推進していくこと」をめざし、校内研修会や自己研鑽に取り組む。
- 区の校長会や児童支援・生徒指導専任教諭協議会などが中心となって実施している、当事者である屋外生活者への声かけパトロールなどの取組に参加することで、事件の早期発見と未然防止に心がける。また、身近で屋外生活者を見かけない地域の学校において高い意識をもって取り組むことはたいへん重要である。

校内体制

- 日頃から、教職員間、近隣の学校間で連携し、屋外生活者についての情報交換を行い、学区や区内の状況、子どもたちの情報等を把握しておく。

【初期対応】

- 屋外生活者への迷惑行為についての情報があった際には、速やかに各学校教育事務所に連絡するとともに、事実の確認を行う。
 - ・どこからの情報なのか
 - ・いつ、どこで、どのような迷惑行為があったのか
- 教職員が現地に行き、迷惑行為を受けたと思われる屋外生活者に事情等を聴く。
 - ・迷惑行為の状況
 - ・それ以前での迷惑行為の有無
 - ・子どもたちの様子

* 実情を聴くことで理解が深まると同時に必要な対応が見えてくる。
- 確認した情報は区専任会等を通じて、区内の小中学校等で共有する。また、区内での対応や各学校での対応について検討し、指導や取組を実施する。
 - ・記録の作成
 - ・児童生徒への指導
 - ・パトロール等の実施

* 学校教育事務所への報告を行う。

【中・長期的な対応】

- 児童生徒が自己肯定感を高め、自分と同じように他の人も大切だと思えるように、居場所づくりや絆づくりを中心とした取組を組織的に推進する。
- 屋外生活者の人権を尊重する教育に関する職員研修を実施し、当事者の思いや現状を正しく理解する。
- 「学校・家庭・地域連携事業」の取組を有効活用し、地域ぐるみで子どもたちの健全育成活動を行う。
- 学校の様々な活動を通して、屋外生活者への迷惑行為等の具体的な事案を取り上げて、屋外生活者に対する偏見や差別をなくすなど、人権尊重の精神を基盤とする教育（以下人権教育）を推進する。

- 被害者に対し、今後の再発防止に向けた具体的な対応策を提示する。

加害児童生徒への対応

- 情報の管理に努め、プライバシーや人権に十分配慮して対応する。
- 事実を確認し、当該児童生徒の心情や人間関係、課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- 当該児童生徒が自ら行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の気持ちを醸成する。
- 学校の様々な活動を通して、屋外生活者への迷惑行為等の具体的な事案を取り上げて、屋外生活者に対する偏見や差別をなくすなど、人権教育を推進する。
- 今後の生活のあり方を一緒に考えていく中で、前向きな生活ができるよう指導する。

保護者との協力

- 家庭との連絡を密にし、児童生徒の抱えている問題や保護者の悩みなどに丁寧に耳を傾け、協働して解決しようとする姿勢を示す。
- 保護者が安心して相談できるような協力関係を築き、組織的に子どもの支援に取り組む。
- 様々な状況を踏まえつつ、保護者、地域への啓発活動を推進するは必要である。

関係機関との連携

- 警察や相談機関との連携を図る。(加害児童生徒、家庭へのアプローチ)

用語・関連法規等

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(地方自治体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に挙げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民はホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定しなければならない。

横浜市 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

2 各課題に対する取組方針

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

コラム

【本市「屋外生活者に関わる研修資料」平成23年12月から】

1982年暮れ頃から83年2月にかけて、横浜市内の公園などの屋外で生活していた人たちが次々と襲われ、3人が死亡、13人が重軽傷を負う事件が発生しました。2月11日、犯人として市内の中学生5人を含む14歳～16歳の少年10人が逮捕されました。少年たちは逮捕されたとき、「こんなことで逮捕されるの?」「襲撃すると胸がスカッとした」「おもしろかった」などと語っていたとのこと。また、少年達がこの事件を起こした動機は全くの「遊び」であるとわかりました。少年たちは襲った相手が死亡したことを知っていましたが、罪の意識はなく、「屋外生活者は抵抗しない」との理由だけで、「おもしろ半分」に襲っていたということでした。

- ◇ 本市において、昭和58年に、中学生を含む少年グループによる屋外生活者殺傷事件が発生しました。その後、再発防止に向けて、学校・家庭・地域が健全育成に協働して取り組む体制づくりの促進や、児童・生徒指導の充実に取り組んできている経緯があります。各学校では、日頃から、あらゆる教育活動を通して人間の尊厳と人権尊重を基本に、心豊かな児童生徒の育成を目指す教育活動に取り組まれていることと思います。
- ◇ しかし、残念なことに、「複数の少年が屋外生活者の寝ていたシートに灯油をまいて火を付けた」、「少年が耳の不自由な屋外生活者に熱湯をかけて大やけどを負わせた」など、児童生徒による事案が後を絶たず、各地から報告されています。また、これらの事案に関わった少年たちは「男性が死んでも構わないと思った」、「ホームレスは仕事もしないので、良く思っていなかった」、「驚いて反応をするのが面白かった」といった話をしていったということ。です。
- ◇ このような状況を考えると、「他を思いやる心」「人の命を尊ぶ心」をはぐくむ、心豊かな児童生徒の育成に向けた取組や、再発防止に向けて学校・家庭・地域が協力した指導がより一層必要ではないでしょうか。

【屋外生活者（ホームレス）の人権を尊重する教育を進める具体的取組について】

（１） 当事者の思いから学ぶ

ある中学校では、校内教職員研修をはじめ、保護者や地域と連携した様々な積み重ねの後、屋外生活の経験をもつ方とその支援者を講師として招き、講演会を開催しました。屋外生活者や、その支援活動をしている方から具体的な話を聞くことで、「どうしてホームレスになったのか」「どうやって暮らしているのか」等について、当事者の思いや願いを正しく理解することができました。子どもたちが、屋外生活者について理解を深められるのは、このような教職員や保護者の学び合いがあるからです。

（２） 地域へ出向く

屋外生活者の声を聞こうとする取組を行っている学校も増えてきました。区の校長会や児童支援・生徒指導専任教諭協議会が中心となり、当事者である屋外生活者への声かけパトロールを実施しています。これらは、事件の早期対応と未然防止をめざした取組となります。屋外生活者に対する子どもたちによるいやがらせや迷惑行為は、特定の地域だけの問題ではなく、どの地域でも、どの学校でも起こりうるという認識を、教職員一人ひとりがしっかりと持つことが大切です。さまざまな取組を地域で考えましょう。

（３） 学校の様々な教育活動を通して

『「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校や「まち」づくり』の「だれもが」の中に屋外生活者を入れて、学校の全教育活動を通して、人間の尊厳にかかわる教育を推進していくことが大切です。屋外生活者に対する偏見や差別をなくすように、子ども・教職員・保護者が具体的に行動することが求められています。

参考

以下の参考資料を活用して、教職員研修にも取り組みましょう

- ・ 「人権教育 実践指導事例集」 平成 22 年 4 月 横浜市教育委員会
- ・ 「屋外生活者 研修資料」 Y-Y ネット

21 ケース会議の開催について

A小学校では、4年男子Bと2年女子Cのきょうだいの不登校の状態になっていました。B、Cの家庭は母親と3人で生活していますが、1ヶ月ほど前から、母親が、病気となり、働くことが難しい状態となりました。

母親からの連絡で、Cが母親を心配して、なかなか学校に行かないことや、Bが家庭内で母親やCに暴力を振るうことなど、家庭の状況がわかりました。

＜学校や児童・保護者が困っていること＞

児童：母の体調の心配、兄の暴力、学習の遅れ

保護者：働くことができず、収入面で心配である。Bによる母親やCへの暴力的言動が継続している。

学校：母親やBと信頼関係を築いている人がいない。家庭内の状況を把握するのが難しい。

きょうだいが学校に登校できない。

対 応

ケース会議の開催について

ケース会議開催のための準備

- チームリーダーの決定
 - ・教職員の中から、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）との連携の窓口となり、校内の組織的活動の中心となるチームリーダー（児童支援・生徒指導専任教諭、学年主任等）を決める。チームリーダーの役割は情報収集の指示や集まった情報の整理や管理、方向性の検討、SSWや関係機関との連絡調整、ケース会議の運営等である。
- 学校教育事務所へのSSWの要請（学校長による）
 - ・学校長は、学校教育事務所（学校担当指導主事）に、課題の概要や学校の要望、チームリーダーとなる教職員を伝え、SSWの派遣要請を行う。
- 情報収集と問題の整理による連携先の決定
 - ・チームリーダーは次のことを明確にして、ケース会議の準備を行う。
 - ① 「学校は何に困っているのか」「児童生徒は何に困っているのか」「検討したいことは何か」など、問題の整理をする。
 - ② ケース会議用情報シート（P129、130）の項目にしたがって、情報を集める。記載できない項目については、SSWに相談する。
 - ③ 明確にした問題点や困難点をもとに、関係機関や相談先の候補を挙げる。
- ケース会議の参加者の選定と、会議への出席の要請（学校長による）
 - ・チームリーダーは、SSWと相談してケース会議の参加者を選定し学校長が決定する。学校長が参加者に出席の要請をする。

カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

- スクールソーシャルワーカー（以下SSW）のケース会議への参加
 - ・ケース会議に参加したSSWから、「見立て」「手立て」について、関係機関の状況を把握しながら子どもや家庭に対する支援の組み立て等の助言をもらう。
 - ・学校は、SSWと協働してケース会議を開催し、問題を抱える児童生徒への支援を行う活動を通して、〈福祉と教育の視点をつなぐスクールソーシャルワークの考え方と方法〉を学ぶ。

《スクールソーシャルワーカーとは》

- 学校が、個人と同時に、環境あるいは人と環境との関係にも目を向けて、児童生徒が安心できるように調整するための支援を行う。
- 児童生徒と家族、友人、学校、関係機関、地域等の環境との関係における問題点を見立て、それらに対する学校の働きかけを支援する。
- 学校が様々な関係機関や人と協働して問題解決にあたるためのネットワークを構築し、相互に連携し、調整できるよう支援する。
- 校内ケース会議に参加し、校内チーム支援体制の構築を支援する。
- 学校からの相談を受け問題を整理するとともに、連携することができる関係機関の情報を提供する。
- 必要に応じ、保護者等から直接ニーズを把握したうえで、活用できる関係機関の情報を提供する。
- 学校等から要請を受けて、教職員や保護者等への研修活動を行う。
- 学校と協働して問題解決にあたることにより学校が自らの課題解決力を高めることを支援する。

《スクールソーシャルワーカーの要請手順》

■SSWと協働して問題の解決に当たるためには、次のような手続きが必要となる。

（１）小中学校の場合

- ① 学校長は、学校担当指導主事に、課題の概要や要望を伝え、SSWの派遣を要請する。
- ② 学校教育事務所から連絡を受けて日程を調整し、SSWの訪問に向けて学校で準備しておくことについて相談する。
- ③ SSWの初回の訪問で、SSWがどの範囲でかかわるのかを相談することから、課題解決への協働が始まる。

以降、必要に応じて、学校教育事務所のSSWと相談しながら児童生徒への支援を進行する。

（２）特別支援学校・高等学校の場合

- ① 学校長は、学校担当指導主事に課題の概要や学校の要望を伝え、SSWの派遣を要請する。
- ② 特別支援教育課長、高校教育課長が、SSWを所管する学校教育事務所に依頼する。
- ③ 以降、（１）の②～③と同じ流れになる。

ケース会議の開催の意味と手順

□ ケース会議を開催する意味・意義

- ① 子どもが抱える課題の背景を、その子どもにかかわる人や機関のさまざまな情報をもとに見立てる。
- ② 継続的に開催することにより、目標と具体的手立てを見直し、発展的なチームアプローチを行うことができる機能的教職員集団を形成する。

《ケース会議の手順（例）》

- ① リーダーがケース会議での遵守事項を説明する。(2分)

・守秘義務(話し合ったことは口外しません)

・担任やかかわる教職員への批判にならないように、関わりの良い点を認める。

* 直接対応している教職員の大変さを理解するようにする。

・直接かかわる教職員には見えにくい視点の意見を出す。

- ② 担任が「何に困り、何を検討してほしいか」を説明する。(2分)

- ③ 担任が児童生徒に関して集めた情報を説明する。(10分)

・学力面、生活面、友人関係、家庭状況、担任及び他の教職員とのかかわり等

- ④ 他の情報をもっている人が説明を補足する。(10分)

- ⑤ 出された情報への質疑応答(意見ではなく)を行う。(10分)

- ⑥ 異なる視点の意見に注目し、多面的な見方でメンバーの気づきを共有する。

・どこに注目したらよいか、何が課題か、不足している情報等を明確にする。

- ⑦ どのような家庭か、なぜこのような状況に陥っているかを考える。(10分)

- ⑧ 長期目標を明らかにするとともに、実行可能な短期目標を設定する。(5分)

・目標は、具体的にイメージできるものとし、特に短期目標は、すぐにでも実際に取り組めるものとする。

- ⑨ チームのだれが何をするかを具体的に決定する。(10分)

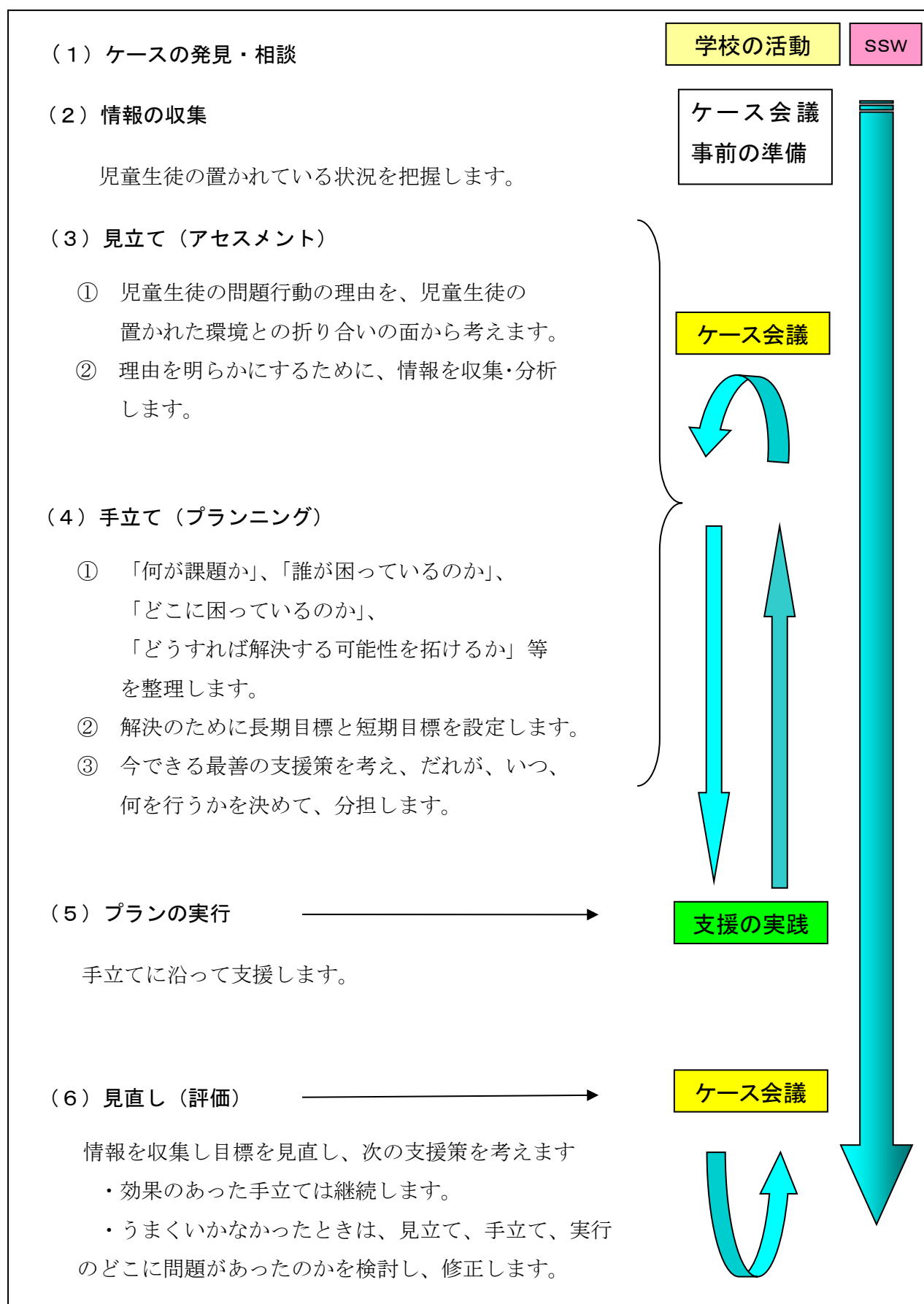
- ⑩ 次回の会議の予定や参加者の確認をする。(2分)

- ⑪ 参加者、特に担任にねぎらいの言葉をかける。(2分)



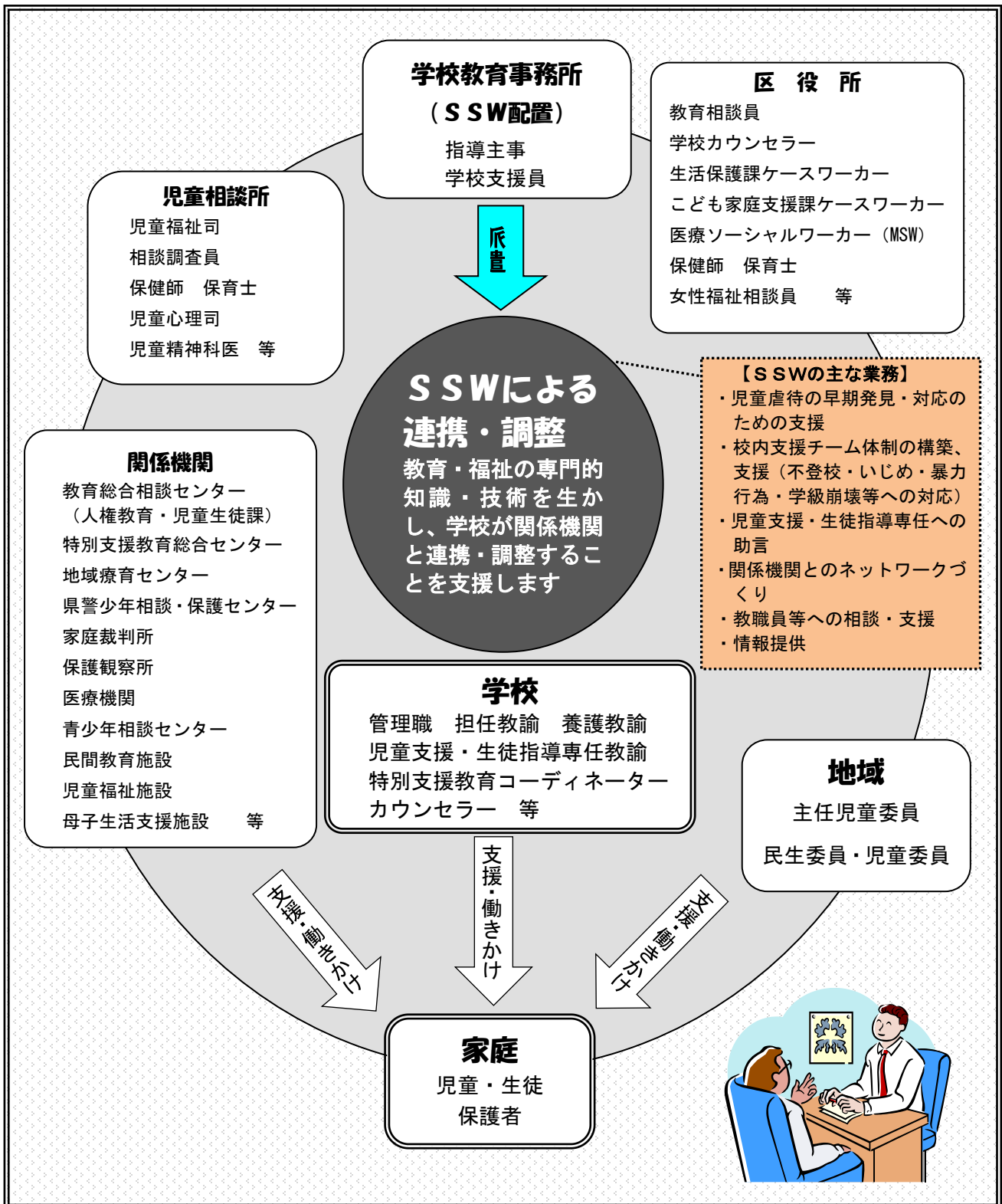
※『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』文部科学省（2008）を参考に一部改変のうえ作成

ケース会議を軸とした学校による支援プロセス



* 他機関が主体のケース会議も開催されることがあり、学校が積極的に協力することは大切である。

支援ネットワーク図



ケース会議用情報シート

ケース会議用情報シート										記載者名				
1 氏名					男・女	生年月日	年 月 日 ()							
2 学校名				学年	年	記載日	年 月 日 ()							
学校所在区	区	児童生徒居住区	区	チームリーダー名										
3 主訴														
4 生育歴														
5 家族・環境														
6 これまでの経過						7 家族図								
関わった関係機関														
8 出欠席 (※どの範囲まで記入するかについては必要に応じて決定する)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H. 年度	出席													
	欠席													
年 組	遅刻													
	早退													
担任名	出席													
	欠席													
H. 年度	出席													
	欠席													
年 組	遅刻													
	早退													
担任名	出席													
	欠席													
II. 年度	出席													
	欠席													
年 組	遅刻													
	早退													
担任名	出席													
	欠席													
上記の直近3年間を含む出席状況について記入		出席	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
		欠席												

9 本人に関する情報			
○学校生活			
○校外での生活			
○基本的な生活習慣・健康面			
○行動の特徴・興味関心			
○学力			
○言語・コミュニケーション・社会性・対人関係			
10 保護者の考え			
11 見立て (アセスメント)			
12 目標			
○長期目標			
○短期目標			
13 手立て (プランニング)			
誰が	誰に	いつまでに	どうする

22 緊急支援について(心のケア)

事例1

○月○日(月曜日)朝、登校中の生徒の列に、暴走してきた車が突っ込み、数人の生徒を巻き込んでブロック塀にぶつかって止まるという事故が起きました。現場には登校途中の多数の生徒がおり、直接事故を目撃した生徒も十数人いたことが分かりました。巻き込まれた生徒は3名で、2名が重体、1名は搬送先の病院で死亡が確認されました。すぐに学校は緊急支援の要請を行いました。

事例2

○月○日(木曜日)休み時間に3階教室で5年生児童数人が遊んでいたところ、口論になり、そのうちの1人の児童が興奮してベランダに飛び出し、そのまま手すりに足をかけて飛び降りました。飛び降りた児童は意識不明の重体のまま救急搬送されました。校庭では多くの児童が遊んでいたため、転落するところを目撃した児童が数十名おり、救急車が到着するまで大混乱となりました。すぐさま学校は緊急支援の要請を行いました。

原因・背景

児童生徒に関係する事件・事故が発生した際には、迅速な心理的支援が必要となる場合があります。

(1) 学校管理下で起こる問題

授業中、部活動中や宿泊学習中の事故等による子どもの死、悪質ないじめ、教師による不適切な指導、体罰、暴言、わいせつ行為、教室におけるケガ、性被害、不法侵入等

(2) 学校管理外でおこる問題

子どもの死(子ども同士で遊んでいた場面での事故、交通事故、自殺)、事件・事故の目撃、変死者の発見、性暴力被害、自然災害等

(3) 家庭に関わる問題

保護者や家族の自殺、保護者や家族の死、事件・事故による死等

(4) 情報拡散による問題

新聞・テレビ等の取材や報道による二次被害

学校危機の衝撃度

学校危機の衝撃度はレベルのⅠからⅥまでで表されます。この衝撃度は、特定の個人、あるいは家庭にとっての衝撃度ではなく、あくまで学校や学年など全体の衝撃度(最初の数日間)で段階を付けている点に、注意が必要です。

学校危機の衝撃度

【全国CRT標準化委員会策定】

事件規模	衝撃度	事件・事故、災害の事例 ●学校管理下 ○学校管理外
大規模	Ⅵ	●北オセチア共和国学校テロ
	Ⅴ	●大阪池田小学校事件
中規模	Ⅳ	●佐世保市の小6殺害事件 ●山口県立高校爆発物事件、数十人救急搬送
	Ⅲ強	●校内で子どもが自殺。数十人以上の子どもが間近で目撃 ●校内プールで水死。多数の子どもが間近で目撃 ●通学路で子どもが交通事故死。多数の子どもが間近で目撃
	Ⅲ弱	●校外で子どもが自殺。数人の子どもが間近で目撃 ●校内プールで水死。数人の子どもが間近で目撃 ●通学路で子どもが交通事故死。数人の子どもが間近で目撃 ○親子心中事件
小規模	Ⅱ	○自宅で子どもが自殺 ○川で数人の子どもが遊んでいるときに1人水死 ●通学路で子どもが交通事故死。間近で目撃した子どもなし
小規模以下	Ⅰ	○家族旅行中の交通事故で子どもが死亡 ○子どもの親が他者に殺害される ○自宅で親の自殺を子どもが目撃

心のケア緊急支援チーム

学校外部からは指導主事・カウンセラーがチームに入る

衝撃度Ⅰの場合・・・学校担当指導主事＋カウンセラー(1名)

衝撃度Ⅱ以上の場合または児童生徒の自殺や性被害など特定案件の場合は、

(上記チーム)＋人権教育・児童生徒課指導主事とカウンセラー(複数名)＋スーパーバイザー

対 応

基本方針

- 学校の正常化（機能回復）のために必要な心理的な支援や支援プランの策定をし、二次被害の防止を図ることを目的とする。
- 学校は必要な緊急支援要請を行い、初期対応の体制を整える。
- 心理の専門家を含む支援チームに、教職員等が心理教育（P 1 3 6 「心理教育」参照）を受けることで、教職員が落ち着いて児童生徒へ対応できるようにする。
- 二次被害を防止するため、関係児童生徒の、身体的・精神的苦痛に十分配慮する。
- 家庭や教育委員会、警察等と緊密な連携を図る。

緊急支援の要請方法について

- 学校から教育委員会（学校教育事務所：学校担当指導主事）に要請する。
 - * 高等学校、特別支援学校においては、高校教育課、特別支援教育課に要請する。
- 学校教育事務所から人権教育・児童生徒課に緊急支援チーム（カウンセラー等）の派遣を要請する。
- 人権教育・児童生徒課が学校の状況を確認した後、派遣を決定し、カウンセラーへの連絡を行い派遣の準備をする。同時に当該校校長へ、派遣の決定及び予定の連絡をする。

初期対応

- 緊急支援要請をするとともに、校内対応チームを立ち上げ、発生事実把握と役割分担をする。
 - ・ 対応チームの構成は、校長、副校長、養護教諭、児童支援・生徒指導専任教諭等
- 到着した緊急支援チーム（指導主事やカウンセラー等）と情報の共有及び支援方針の確認をする。
 - ・ 事件・事故の概要を把握し、情報を共有する。
 - ・ 校内危機管理マニュアル、防犯マニュアル等の確認をし、役割分担をする。
 - ・ 児童生徒への伝え方や教室での過ごし方を確認し、リスクの高い児童生徒のリストアップをする。
 - ・ 当面の支援の見通しを検討する。
- カウンセラーの教職員への紹介と心理教育（P 1 3 6 「心理教育」参照）
 - ・ 児童生徒の安心感を取り戻すために、身近な教職員や保護者への心理教育を行うことで、安心・安全の「場」のケアを行う。

・教職員による児童生徒、保護者との安定した対応、学校の機能回復に向けた意欲をもてるようにする。

・児童生徒の状況を把握するための手立てや保護者向け配布物の紹介をする。

遺族への対応

・児童生徒が亡くなっている場合には、家族への対応を学校長中心に迅速に行う。

・学校長を中心に訪問し、事実の公表について了解を得る。

・兄弟姉妹のいる学校との連携を進める。

・通夜、葬儀に参加する。

児童生徒への告知当日

・直接被害を受けたり、間近で目撃したりした児童生徒には、急性ストレス反応への対応をする。

学校の日常活動の回復を図る。

中・長期的な対応

被害児童生徒の心のケアについて、当該校のカウンセラーが見守り、必要に応じて助言が受けられるようにする。

心理専門家等と協働して、関係児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整え、継続して支援を行う。

関係児童生徒に身体症状が続く場合には医療機関への受診が必要になる。

学校長を中心として、関係児童生徒の保護者へ継続して誠実に対応する。

保護者との協力

保護者が安心して相談できるような信頼関係を築き、必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し長期的な展望をもって取り組む。

専門機関との連携

医療、福祉、相談機関等と適切な連携を図る。

コラム

被害者を傷つける言葉 ～励ますために発せられた言葉にも傷つくことがあります～

「命が助かったのだからよかったじゃないですか。」 「あなたよりもっと大変な人がいるのですよ。」

「済んだことは忘れて、これからの事を考えましょう。」 「どうして本気で逃げなかったの。」

「元気を出さないと、亡くなった人が悲しみますよ。」 「思ったより元気なので、安心しました。」

用語・関連法規等

心のケアとは

「心のケア」とは、一般的には危機的事態に遭遇したために発生する心身の健康に関する様々な問題を予防すること、また、その回復を支援する活動の総称です。「心のケア」では、急性ストレス反応(ASD)に対応したり、外傷後ストレス障害(PTSD)の発症を予防したりすることが重要な課題となりますが、危機的事態に遭遇した人々の様々なストレス反応や精神的な混乱からの回復、喪失体験の克服や生活再建への心理的援助なども含まれます。心理的支援は、人間が本来もつ治癒力・回復力を引き出すことに主眼がおかれ、身体的・精神的・生活的な問題の解決を支援し、肯定的な生活や人生が送れることを目指します。

急性ストレス反応(ASD)とは

生命を脅かすような恐ろしい出来事を体験した後、不安、過敏、緊張、落ち着きのなさ、イライラ、集中力の低下などの精神症状や、動悸、呼吸困難、めまい、首や肩のこり、震え、不眠などの身体症状が現れる一過性の障害です。外傷後ストレス障害とよく似ていますが、ストレス体験から4週間以内に症状が始まり、2日間～4週間以内で治まるという特徴があります。

外傷後ストレス障害(PTSD)とは

凄惨な光景を目撃したり、家族や身近な人の死や重大な被害に直面したりするなどしたときには、生命や身体に脅威を及ぼし、強い恐怖感や無力感を伴い、精神的衝撃を与えるトラウマ体験を原因として生じるストレス症候群である。

PTSDの症状として

(1)過覚醒

眠れない、イライラする、集中困難、過敏な警戒心、体が緊張し、ちょっとした物音などにも敏感になる。

(2)侵入的な再体験

思い出したくないのに不快で苦痛な記憶が突然蘇る(フラッシュバック)、悪夢として反復される。

(3)回避・麻痺

出来事に関して考えたり、話したりすることを極力避けようとしたり、思い出させる事物や状況を回避する。

また興味関心が乏しくなり、周囲との疎外感や孤立感を感じ、自然な感情が麻痺したように感じられる。

子どもに与える影響

トラウマ体験は、健康な精神発達そのものを歪める要因となり、子どもの将来の人格形成に大なり小なり影響を与えることがある。

心理教育とは

衝撃的なことが起こった場合に、心理の専門家が、保護者や教職員など直接子どもと関わる大人に対して「起こりうる子どもの心理状態」等についてレクチャーすることを心理教育と言います。

心理の専門家が衝撃を受けた子どもに起こりうる心身の反応、その反応の理由、さらにそれが通常起こりうる当たり前の反応であること等について説明することで、大人が正しい知識を持ち、大人自身が安心感を得て、精神的に安定します。さらに大人が見通しをもって、子どもへの適切な対応が図られることになり、子どもの自己回復を支援することにつながります。

衝撃的なことが起こった場合には、直接、心理の専門家が児童生徒へのカウンセリングを行うのではなく、児童生徒にとって身近な存在である保護者や教職員へ間接的に支援を行うことによって、保護者や教職員が効果的に当該児童生徒を支えることができるようになることが大切です。

緊急支援チームの役割

○期間

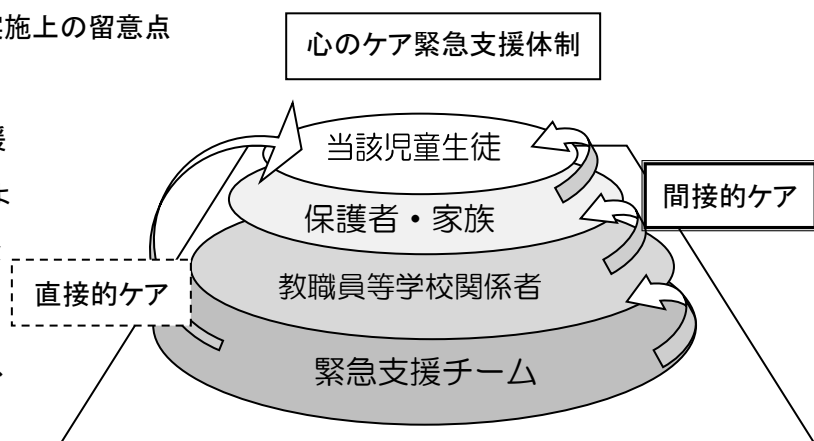
緊急支援チームは発生後おおむね3日間とする。

○支援内容

- 事件、事故の概要を把握し、学校とともに支援プランの作成をし、学校としての機能回復を図る。
- 心理教育を行うことで教職員への支援を行う。
- 校内の支援体制づくりへの助言と支援を行う。
 - ・リスクの高い子どものリストアップ
 - ・当該保護者への対応
 - ・子どもへの伝え方や教室での過ごし方
 - ・保護者向け配布物の紹介
 - ・児童生徒の状況を把握するための手立ての紹介
 - ・臨時保護者会の必要性や実施上の留意点

○緊急支援の考え方

- 心理の専門家が間接的に支援することで教職員や保護者による関係児童生徒への効果的なケアが進むこと
- 直接的なケア(面接)は行うが、あくまでも、応急処置的であること



23 金銭授受

事例

事例Ⅰ

小学2年生男子Aは、放課後、同級生の男子Bを商業施設に誘い、「少しおごってよ」と言って数百円分の駄菓子をBに買ってもらいました。Aは、次の週もBと男子Cを同じ商業施設に誘い、「また少しだけ」と言ってBから数百円の駄菓子を買ってもらい、「Cにもあげるよ」と言ってCにも駄菓子を渡しました。しばらく経ってから担任はCから「Bからお菓子をもらったんだ」という話を聞きました。

事例Ⅱ

小学校3年生の女子Dは、同級生の女子Eと一緒に遊びたかったので、「かわいいアクセサリ買ってあげるから一緒にお店に行こう」と、商店街の雑貨屋に2人で行き、Dは数百円の小さなアクセサリEに買い、渡しました。次の週、同級生女子FとGが「私にも買って」とDに言い、Dは同じ店でアクセサリを2人にも買って渡しました。2ヶ月後、女子Dは家から総計数万円に渡る現金を持ち出す状態となり、このことを知った保護者が、専任に相談しました。

事例Ⅲ

中学1年生男子Hは、スマホの課金ゲームに夢中になっているうちに、ゲームの中で同級生Jに課金アイテム(お金を払って買うシステム)をギフト(プレゼントしてもらう)として要求しました。始めは少額だったアイテムでしたが、ギフトが重なり、結果Jが渡した課金の金額が万単位になりました。携帯電話会社より多額の金額請求を受けたJの保護者が困って担任に相談し、様子的一端が分かりました。

原因・背景

近年、小学生が多額な金銭を持って、その金銭を同級生たちと遊技場等で一緒に使うなどの行為に及ぶ場合が見受けられます。児童生徒が「このくらいなら」と思い、金銭を渡し、また受け取ってしまうような安易に行動してしまう背景には、大金を持ち出せる環境や、金銭感覚の欠如、児童生徒の規範意識の低さや背景に、いじめがある場合などが考えられます。また、暴力行為などのいじめが背景にあり、友人との関係を維持するために、一見積極的に金銭をおごるといふ外形をとる場合もあります。

対応

【金銭授受を解決する基本視点】

- 学校が主体的にかかわり、保護者と協力して、正確な事実把握を行い、当該児童生徒や関係した児童生徒に事の重大性を理解させ、返金と謝罪を行うなど、教育的指導を徹底する。
 - * 学校の指導に加えて、児童生徒の健全育成、再発防止の観点で、警察等との連携を図る。
- 背景に、いじめが疑われる場合には、「いじめの重大事態」につながる可能性を視野に入れ、「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、教育委員会と連携して対応する。

基本方針

- 金銭授受（おごり、おごられ行為）は、たとえ少額でもその背景にいじめがあったり、犯罪につながる可能性（将来的にも）があったりする行為という捉えで、「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
 - * 「いじめの重大事態」に該当する可能性があります。
- 被害を訴えている児童生徒や保護者の心情を理解し、被害者の安全・安心に全力を傾けることを伝える。
- 組織的に事実把握を行うとともに、被害が拡大しないように迅速に対応する。
- 発達段階に応じて、金銭授受や児童生徒のみで遊興施設に出入りすることの問題点等について指導する。
- 行為に至る児童生徒の心情をくみ取るとともに、行為の背景を慎重に見極める。
 - * 背景として、いじめや児童生徒の発達の課題、虐待、家庭の課題等の影響など、複雑な要因がある場合がある。
- 警察等との連携を図り、必要に応じSSWなどの専門家も入れ、組織的に問題の解決に努める。
- いじめが背景にある場合は、いじめが解消するまで丁寧に当該児童生徒を支援し、関係児童生徒を指導するとともに、再発防止に向けて解消後も継続した支援・指導を展開する。
 - * 解消とは、いじめがなくなってから3か月経過し、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないと面談等で認められる状態とする。

校内体制

- 「学校いじめ防止対策委員会」を開催して、組織的に事実を把握し、事実に応じて、いじめを認知する。
 - * 「学校いじめ防止対策委員会」は、校長、副校長、児童支援・生徒指導専任教諭、担任、学年職員等で編成する。
 - * 役割分担（情報集約、記録、関係機関との連絡調整、保護者対応、市教委への報告等）と対応方針を明確にする。記録は時系列で表示し、いつ誰が何をどのように行ったのかを明確にする。
- 情報管理の徹底に努める。
- 必要に応じて、中学校ブロックで、管理職間で情報を共有し、有効な指導が行えるよう積極的に専任間で連携を図り対応する。

本人への対応

【初期対応】

- 当該児童生徒の心情に寄り添い、状況を聴きとり、解決に向けた取組をするとともに、安心して過ごせるように当該児童生徒を守りぬく対応をする。
- 関係生徒への個々の聞き取りを複数の教員からなるチームで行う。
 - * 「いじめ」根絶 横浜メソッド(P12～19 **参照**)
- 聴きとりや指導の過程で、いき過ぎた言動等がないよう人権に十分配慮して対応する。
- 当該児童生徒の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- 関係児童生徒や保護者に「いじめ重大事態」や「犯罪行為」に該当する可能性があることを伝え、自らが行った行為の意味を見つめさせ、真摯な謝罪を促す。
- 学校の指導に加えて、児童生徒の健全育成、再発防止の視点で、警察等との連携を図る。

【中・長期的な対応】

- 行為の要因として、学校への不適応感や発達的な課題等がないかを慎重に検討し、環境調整や「居場所」の確保などの適切な支援策を講じ、必要に応じて教育相談等を実施する。
- 行為が止んだ後も、継続的（最低3か月）に関係児童生徒の心情と現在の様子を把握し、同じことが再度行われることがないように再発防止に努める。

保護者との協力

- 保護者は、児童生徒の豊かな成長を支えるパートナーという意識のもと、保護者の困り感に寄り添いながら、学校が主体的に関わり、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
- 保護者へ学校の指導方針（行為の社会的責任に対する対応等）を明確に示し、学校での指導や支援に加え、本人の健全育成、再発防止のために、警察等との連携が必要な場合は丁寧に説明をして、理解と協力を求める。
- 保護者が安心して相談できるような協力関係を築き、全校体制のもと組織的に保護者や児童生徒の支援に取り組む。
- 必要に応じて、カウンセラーや相談機関等を紹介し、長期的な展望をもって取り組む。

専門機関等との連携

- 必要に応じて児童相談所や相談機関と適切な連携を図る。（関係児童生徒、家庭へのアプローチ）
- 「児童生徒の健全育成を推進する学校と警察の相互連携に関する協定書」（**資料編参照**）以下「協定書」の趣旨を踏まえ、健全育成、非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。
 - * 金銭を渡した当該児童生徒、保護者から被害届が提出されない場合でも、事の重大性を本人に理解させ、本人の健全育成、再発防止のために、積極的に警察と行動連携をする。
 - * 被害届が当該児童生徒、保護者から提出された場合は、警察と緊密に連携を図り、学校の指導できる範囲を確認しながら取組を進める。
- 非行防止教室等を実施し、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、学校・家庭・地域連絡協議会や地域の懇談会等で話題にするなど、外部機関や地域と連携をして、未然防止に向けた取組を行う。

用語・関連法規等

脅迫罪(刑法第222条)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

強要罪(刑法第223条)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

恐喝罪(刑法第249条)

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。